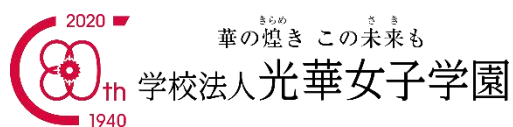


2022 年度 自己点検・評価報告書

京都光華女子大学



目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	46
第6章 教員・教員組織	55
第7章 学生支援	67
第8章 教育研究等環境	79
第9章 社会連携・社会貢献	90
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	98
第2節 財務	108
終章	112

序 章

1. 自己点検・評価の目的

大学の自己点検・評価とは、大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動などの状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識したうえで、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うことである。また、大学設置基準、学校教育法に明示されているように、大学の自己点検・評価の実施と結果の公表は義務であり、その結果の学外者による検証を行うよう努めなければならない。

よって、大学の自己点検・評価の目的は、上記のことを踏まえて自己点検を行い、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、大学が社会から期待される役割を果たすことである。本学は、2008年度と2015年度の2回にわたって認証評価を受け、大学基準協会の大学基準に適合していると認定された後も、大学運営会議を中心とした全学的な運営体制のもと、学部学科、研究科、部署などの各組織内で、自己点検・評価を継続して行い、改善と向上に努めてきた。

教育研究組織の改革においては、2015年度に、こども教育学部こども教育学科、大学院看護学研究科（修士課程）を開設した。また、2016年～2019年にかけては、女性キャリア開発研究センター、教職・保育職支援センター、リベラルアーツセンターを開設し、組織再編を図るとともに、看護学科内の助産師養成課程を助産学専攻科へと発展させた。

これら教育研究組織の改革を、教育研究、社会貢献の機能の最大化につなげ、社会から期待される役割を果たすためには、大学全体の運営状況を自己点検・評価することは言うに及ばず、外部組織による適合性の評価も受けて、さらなる改善・向上を図ることが必要不可欠である。

2. 自己点検・評価の体制

本学の自己点検・評価の体制は、学長の指示に基づき、学長が議長となって大学運営会議が開催される。大学運営会議での指示に基づき、副学長、学部長、研究科長、学園事務局長、学生サポートセンター長、学長戦略推進部長から構成される全学的な自己点検評価委員会（教職協働組織）が開催される。この委員会で、学長直轄のEM・IR部の支援のもと、自己点検評価に関わる項目、方式、報告書の作成、活用などについて審議を行い、各組織における教育研究活動の充実につなげている。

一方、今回の第3期認証評価を受けるにあたっては、上記の自己点検・評価の体制が内部質保証システムとして実質的に機能しているか、また十分かつ効率的に機能しているかということに重点を置いた検討がなされた。その中で、実施体制と一連の流れがより明確化されるとともに、システムを実効性のあるものへと前進させられたと考える。

3. 前回の認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動

2015年度の認証評価における提言・勧告を受けて、より魅力ある教育研究活動を実践して入学定員の充足につなげ、教育研究を支えるのに必要な財務基盤の確保に努めるとともに、編入学定員の未充足についても入学定員への振替（看護学科）や改組（健康栄養学科

健康スポーツ栄養専攻から人間健康学群（2022 年 4 月開設）により改善を図っている。

また、教育活動においては、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を全面的に見直し、その趣旨に沿ったものに改善した。大学院心理学研究科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）についても、適切に公表を行っている。

一方、長所として特記すべき事項としてあげられた、エンロールメント・マネジメントを掲げた学生支援体制や、学習支援システム（以下、光華 navi）、全学的な学習ステーション・各学科コモンズによる学習支援の取り組み、ボランティア活動や環境教育活動を通じた社会連携・社会貢献の取り組みについては、継続し、一層の充実に努めている。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的は、適切に設定されているか。

また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
 評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

・大学全体

大学の理念・目的は、学則で、「学校教育法に定める大学として学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与するとともに、仏教精神により円満なる人格を涵養し、もって有為なる女性を育成することを目的とする。」と明記されている（資料1-1【ウェブ】）。仏教精神により円満なる人格の涵養とは、校訓「真実心」に基づき、仏教精神である智慧と慈悲によって、向上心、潤いの心、感謝の心という光華の心を持つ学生を育成する教育的営みのことである。助産学専攻科の理念・目的も大学と同様に学則で定められている（資料1-1【ウェブ】）。大学院の理念・目的は、学則で、「本学の目的使命に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」と明記されている（資料1-2【ウェブ】）。

・学部、学科、専攻科、研究科

学部、学科、専攻科、研究科の理念・目的についても、上記を踏まえ、各学部、学科、専攻科、研究科の教授会、学科会議、専攻科会議、研究科委員会で十分に検討されたものを大学運営会議において取りまとめ、学則において明確に示している（資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。

・キャリア形成学部キャリア形成学科

キャリア形成学部では女性としての生き方・働き方を確立し、多様な業界・業種で活躍できる就業力を持つ女性を育成するためにキャリア形成学科を置き、その実現のために、自立した女性職業人としてキャリアを継続、発展できる力や汎用的なスキルを習得し、組織で活動するために必要なビジネス基礎知識とマネジメント技法を習得する。また、プロジェクト型の学習を通じて、スキルや知識を実践で活用する応用力を習得し、チームで協働して新たな価値を生み出す組織運営力や企画推進力を発揮できる人材を育成する。

・健康科学部

健康科学部は、地域社会のあらゆる面の健康を、多職種間で協働して創造できる女性の育成、教育課程で得られた成果の社会実装を目指した研究、教育手法の改善・強化などを通して、健康科学の発展に貢献することを掲げ、健康栄養学科（管理栄養士専攻・健康スポーツ栄養専攻）、看護学科、心理学科、医療福祉学科（社会福祉専攻・言語聴覚専攻）の4学科・4専攻を設置している。

・健康栄養学科

管理栄養士専攻では、生活習慣病の予防に関する健診後の栄養指導面、医療現場におけるチーム医療に関わる臨床栄養面について、その知識・技術の資質向上を目指し、より実践的な栄養学を推進していくことができる管理栄養士を育成する。

健康スポーツ栄養専攻では、生活習慣病の予防に関して、生涯を通して実践できるさまざまな指導と、運動・栄養・食生活指導との一体的なプログラムの開発や、効果的な教材の開発、社会的な普及・啓発活動を推進していく人材を育成する。

・看護学科

看護学科では、仏教看護の理念を背景に、豊かな人間性と高度な看護学の知識・技術および倫理観を持つ、自立した資質の高い看護専門職として看護師・保健師・養護教諭の育成を図る。その実現のために、保健・看護・福祉・医療を包括した地域の人の健康に貢献し、対象者の視点に添う質の高い看護サービスの提供が求められることから、環境の変化に応じた教育内容を整備し、学生が仏教精神による豊かな感性および高い倫理性を備え、自律して問題解決能力を可能とする看護実践能力を習得した人材を育成する。

・心理学科

心理学科では、「心理・社会的なデータ収集と解析方法の習得」、「社会（組織）人としての問題発見・解決スキルの習得」、「コミュニケーション・人間関係形成能力の習得」、「心理的または福祉的な専門援助法の習得」の4つの教育目標を通し、地域社会と発展的に関わる人材の育成を目標とする。その実現のために、心理学の専門性に基づく能力の習得を通して、心の健康という観点から人と社会（組織）に関わる実践力を身につけた人材を育成する。

・医療福祉学科

社会福祉専攻では、建学の精神である仏教精神に基づいた深い人間理解と人間尊重の精神を基礎に、社会福祉を総合的・学際的に教育することを基本的な考え方とし、社会福祉、医療、リハビリテーションなどに関心を持ち、社会福祉を中心に、それらに関連する知識・技術・倫理の学修を目指す人材を育成することを目標としている。

言語聴覚専攻では、臨床医学、臨床心理学や高次脳機能障害学、実証的な言語障害学の学習を基盤としつつ、言語発達学、聴覚障害学など言語聴覚療法に必要な学問を学際的に広範かつ実践的に学び、言語聴覚士国家試験受験資格を取得し、合格後、言語聴覚士として医療や福祉・教育現場で活躍し得る人材を育成する。

・こども教育学部こども教育学科

こども教育学部では、幅広い教養、子どもの特性とその教育・保育に関する深い専門知識ならびに高い教育・保育実践力を持った教員・保育者を養成するために、こども教育学科を置き、総合的な子ども研究とその成果による教育を推進する。さらには、そうした知識や技術を活かす基盤として、建学の精神である思いやりの心、すべての人との縁を大切に作る心、幼き者を慈しむ心を以て、子どもや保護者あるいは関係諸機関と適切で緊密なコミュニケーションを取り得る人材を育成する。

・助産学専攻科

助産学専攻科では、社会が期待する高度な専門的知識と実践力とともに、多職種との連携調整力を備えた質の高い

助産師の養成を行うことを目的とする。

・大学院

心理学研究科と看護学研究科が設置されており、研究科ごとの目的は次のとおりである。

・心理学研究科

現代社会が抱える課題「心の豊かさの醸成」に対して、ここに発生する諸問題を心理学の視点から捉え、これを解決することをテーマとして理論的・実践的に教授研究する。その中で、心理学分野の研究者およびこれを実践する専門職を育成する。

・看護学研究科

療養の場において展開される看護実践の検証、実践の理論的構築、理論と実践の統合化、経験知、臨床知の具現化の試み、有益な援助方法の開発などを通して、学際的視点から研究的、創造的に看護の探究、開発に参加できる看護者、教育者、研究者を育成する。

(2) 大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、Webサイトなどによる大学の理念・目的、学部・研究科の目的などの周知および公表

各学部学科、専攻科、研究科の教育の理念・目的は本学の学則、ホームページ、大学案内で公開されて教職員および学生に周知されている。また、大学案内やオープンキャンパス、高等学校の進路指導担当教員を対象とした大学説明会、在学生保護者を対象とした保護者懇談会など、様々な機会を通して、卒業生、受験生、保護者、高等学校教員など、社会に広く周知を図っている（資料 1-1～1-3【ウェブ】、1-4）。

学則は、光華 navi に掲載し、教職員および学生への周知を図っている（資料 1-5）。また、「学生生活のてびき」にも記載され、毎年4月に新入生に配布・説明して周知を図っている（資料 1-6）。

各学部学科、専攻科、研究科の理念・目的については、年初のオリエンテーション、基礎・専門セミナーなど必修授業を利用して説明し、学生への周知を図っている。また、大学全学科の1年生必修科目として開講されている「京都光華の学び」では、建学の精神および自校史について講義・議論して理解を促している。

(3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果などを踏まえた中・長期の計画などの策定

本学を設置する学校法人光華女子学園では、2011年度に策定したビジョン2020（光華女子学園これからの10年基本構想）を実行してきた。その後、2019年度には、学園創立90周年を見据えた2030年までの中・長期計画として「光華ビジョン2030」を策定している。

「光華ビジョン2030」では、「光華教育に対する信頼性の堅持と社会への貢献」を理念とし、「知性豊かで品位のある女性を育む教育と先進的な教育の融合が評価され、ワクワク感が漲る地域のプラットフォーム校として認知される総合学園」を実現することを目標として掲げている。本学では2020～2024年までの中期計画Act-1において具体化のためのアクションプランを設定している（資料1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。

中期計画Act-1の内容は、以下のとおりである。

・光華一貫教育の創造

建学の精神に基づく宗教教育、併設校との高大接続プログラムの充実、併設校（幼・小・中・高）への支援と連携（学園共同研究体制の構築と指導法の開発）

・教育・研究体制・質の向上

学部・学科・研究科などの将来構想、基幹研究の展開、学修・学生支援体制の向上、光華独自の教育・指導法（光華メソッド）の確立、他大学との連携（共同授業・研究など）の強化、就職・キャリア開発・地域連携への支援強化、研究支援体制の充実、キャンパスのグローバル化の推進

・教育環境の充実

施設設備・環境整備、ICT教育環境の整備

・経営・運営基盤の強化

志願者増・入学者確保につながる戦略的募集・広報活動、ガバナンスコードの策定と運用、SD実施強化の検討、大学・短大における基金の創設

前回の大学基準協会による認証評価における提言を受けて、各学部・学科の定員充足とそれによる財務状況の改善努力、看護学科の編入学定員の入学定員への振替を行ってきた。さらに、中期計画の一環として、健康栄養学科の編入学定員、こども教育学科の入学定員の適正な定員管理を行うため、これらの枠を2022年より開設する人間健康学群（学部等連係課程）への入学定員へと変更した。また、志願者増・入学者確保につながる魅力ある教育内容の充実に向けたコース制の導入など、諸改革を2023年より実施する計画である。

2. 長所・特色

・本学の建学の精神の核をなす仏教精神は、各学科・専攻科・研究科の専門領域で活躍する人材育成のうえで根幹的かつ重要な資質と位置付ける。各学部・各研究科の専門領域で、仏教精神に基づき、思いやりと奉仕の精神、明朗・快活な心、真理の探究と誠の心、平和と平等の心をもつ専門家を育成する。習得した知識や技術を社会で活かすことのできる智慧を持った人材を育成する。本学教職員は、自校史や各設置校の設置目的などが記載された冊子「「建学の精神」と教育方針」を必携し、学生に教育実践することに努めている（資料1-9）。

・本学は女子大学であり、品性と知性の光り輝く、自立した女性を育成する。2016年に女性の輝く社会実現に向けた人材育成を目指して女性キャリア開発推進センターを設置した。各学部・各研究科の専門領域で、同センターとも連携し、自分らしく輝く生き方を考え、自らの意思で選択できる女性を育成する。

3. 問題点

特に認められない。

4. 全体のまとめ

現状説明において述べたように、本学では、大学の理念・目的、また、それを踏まえた各学部・学科、専攻科、大学院研究科の教育研究上の目的を設定し、学則において適切に明示している。また、教職員および学生にこれを周知し、社会に対しても適切に公表している。

本学を設置する学校法人光華女子学園では、将来を見据えた中・長期ビジョン2020に引き続き、2019年度に学園創立90周年を見据えた2030年までの中・長期計画として「光華ビジョン2030」を策定している。大学においても、これを踏まえて2020～2024年までの中期計画Act-1の中でアクションプランによる管理計画を設定し、各種取り組みを適切に進めている。

第2章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 内部質保証のための全学的な方針および手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続きの設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

本学では内部質保証の基本方針を、京都光華女子大学学則第1章第2条および京都光華女子大学大学院学則の第1章第1条2に「教育研究活動などの状況について自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上を図るものとする」と規定している（資料 1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。

また、内部質保証に関わる取り組みを円滑に行い、教育、研究、社会貢献活動の継続的な改善と質のさらなる向上、および社会的な説明責任を果たすことを目的として、内部質保証に関する全学的な方針を策定した（資料 2-1）。

「京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証に関する方針」の概要は以下のとおりである。

- ・教育研究の質の向上を図るため、自己点検・評価を行い、恒常的な改善・改革を推進する。
- ・中・長期計画および3つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者の受け入れ方針）に基づき教育研究活動を展開し、それらとの整合性を踏まえ、自己点検・評価結果の検証および内容の改善と向上に努める。
- ・全学の内部質保証システムの推進に責任を負う組織を、「自己点検評価委員会」とする。
- ・自己点検評価委員会の責任のもと、各学部学科、専攻科、各研究科、各専門委員会、事務局各部・図書館・各センター・研究所は、各部署の質保証システムを実行する。
- ・学生を対象とするアンケート調査などにより、本学の教育研究活動、教育環境などに関する情報の収集と分析を行い、大学基礎データを始め、教育研究の実態や成果に関する客観的なエビデンスに基づき、自己点検・評価および内部質保証に関する信頼性の高い活動を行う。
- ・自己点検・評価の客観性を高めるために、第三者による外部検証を実施する。
- ・自己点検・評価結果および外部の認証評価機関による評価結果を大学ホームページにお

いて、学内外に公表する。

- ・学長は、内部質保証の最終的な責任を負う。大学運営会議は、内部質保証システムが適切に機能しているか評価を行う。

「京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証に関する方針」は大学運営会議、全学教授会、各学部・学科会議、研究科委員会や各専門委員会、事務局の諸会議などで確認され、学園専用ポータルサイト（以下、学園マイポータルサイト）においても掲示を行い、全教職員に対して広く周知している。

以上のように、本学では内部質保証のための全学的な方針を適切に設定し、明示しているとともに、これに関わる組織の権限と役割を明確にしている。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、内部質保証を継続的に行うため、2010年度に大学ガバナンス機能の改革を実行し、審議・議決の仕組みの明確化、学長の執行体制の強化、大学の運営と教学の運営に関する専門委員会の効率化を行った。

また、2015年度の大学認証評価において、『学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の検証を「FD・自己点検評価委員会」により実施しているが、同委員会ではFD活動に関する事項を中心に審議している傾向が見受けられる』との指摘を受けた。そこで、2016年度に自己点検・評価の役割を明確化し、各機能を強化することを目的に「FD・自己点検評価委員会」を「FD委員会」と「自己点検評価委員会」に分割し、自己点検・評価の実施責任を「自己点検評価委員会」が担う体制の整備を図った（資料2-2～2-4）。

内部質保証体制の組織と権限、役割などについては「自己点検評価委員会規程」および「京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証に関する方針」により以下のとおり定めている（資料2-1、2-2）。

・全学内部質保証推進組織の構成員、権限・所管事項

全学的な内部質保証を推進する責任組織である「自己点検評価委員会」の規程により、自己点検評価委員会の構成員は、学長、副学長、大学および短期大学部の各学部長、専攻科長、研究科長、学園事務局長、EM・IR部長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長とし、下記の事項について審議することを定めている（資料2-2）。

- ・学長から指示の事項
- ・自己点検評価（授業アンケート、教員評価等）の項目の設定に関する事項
- ・自己点検評価の方式に関する事項

- ・自己点検評価の報告書の作成に関する事項
- ・自己点検評価結果の活用方法に関する事項
- ・外部評価（第三者評価等）に関する具体的事項
- ・その他委員会が必要と認めた事項

以上のように、本学では、本委員会の責任において、上記審議事項の結果に基づき、全学的な実行指示を行い、自己点検・評価の活動を行っている。

・ 全学内部質保証推進組織とその他の会議体などとの役割分担、連携

内部質保証に関する役割分担などについては、「京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証に関する方針」において、以下のように明記されている。

・ 全学内部質保証推進組織の権限と役割

自己点検評価委員会は、各担当部署で行われた自己点検・評価報告について全学的見地から検証し、評価結果を学長へ報告する。また、評価結果を各担当部署へフィードバックし、質の向上に向けた学内の活動を促進する。

・ 担当部署の役割分担

各担当部署は、「自己点検評価委員会」の指示のもと、内部質保証システムを実行する。各担当部署の構成員は連携・協力して厳正に内部質保証システムを稼働させる。各担当部署は毎年、自己点検・評価結果を学長へ報告し、学長は「自己点検評価委員会」を開催して結果の検証を行う。大学運営会議は、内部質保証システムの適切性を評価する。

各担当部署の長は、全学的な自己点検・評価および外部の認証評価機関による認証評価の結果に基づく業務改善・質向上の方針・対策指示を受け、その改善・向上に努めなければならない。

EM・IR部は学長の指示のもと、本学の教育研究、教育環境および大学運営に関する情報収集・管理、分析、提案などに関する業務を行い、大学運営会議および各学部学科・専攻科・研究科、各事務組織などの担当部署に情報提供・連携・提案を行う。

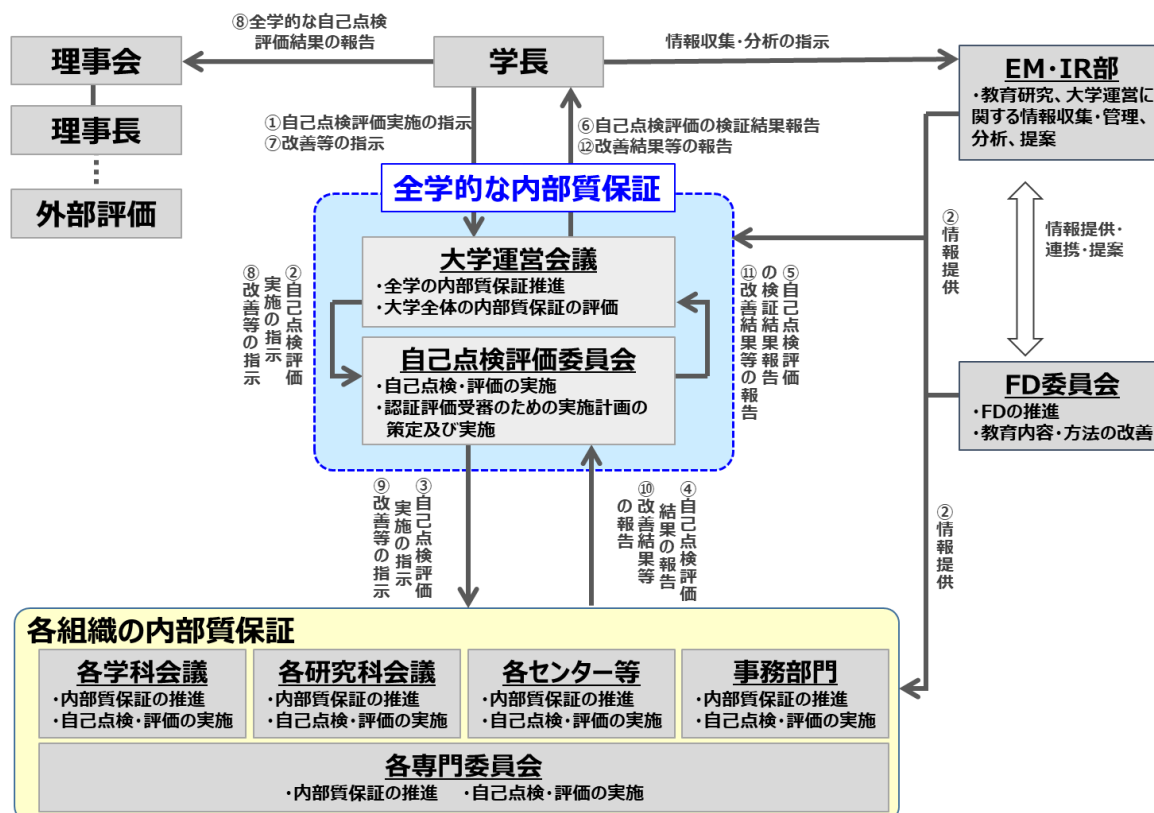
・ 内部質保証システムの実行プロセス

各担当部署ならびに全学的な内部質保証システムの実行は、いずれも「自己点検評価委員会規程」、「京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証の方針」を基軸とする。

学長からの指示に基づき、学長が議長となって大学運営会議が開催される。大学運営会議での学長の指示に基づき、自己点検評価委員会が開催される。自己点検評価委員会が各組織体を対象に内部質保証システムの実行プロセスについて把握し、統括する。自己点検評価委員会は1年間の自己点検・評価の結果について学長に報告を行い、結果の総括を行う。これを受けて、改善・向上に向けた対策と実行を各組織へフィードバックする。大学運営会議は大学全体の内部質保証システムが適切に機能しているかについて評価を行う。

上記の本学の内部質保証体制および権限、実行プロセスなどを以下に図示する。

京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証体制図



以上のように、2010年度の学長によるガバナンス強化に関する改革、2015年度の財団法人大学基準協会の大学評価ならびに認証評価の指摘を受けた事項の改善、また「京都光華女子大学および大学院・短期大学における内部質保証に関する方針」の策定により、本学の全学的な内部質保証推進体制は整備されたと判断できる。

(3) 方針および手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針および手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関などからの指摘事項（設置計画履行状況など）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学では、教育の質の向上を目指し、建学の精神である「仏教精神に基づく女子教育」を具現化するため、2011年度に3つのポリシーを策定し、毎年見直しを行っている。策定にあたっては、次の点を基本方針としている（資料2-5、2-6）。

・ディプロマ・ポリシー（DP）

- ・大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するよう、どのような学修成果をあげれば学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと。
- ・「何ができるようになるか」に力点を置き、学生が身に付けるべき資質・能力を明確化すること。
- ・学生の進路先など社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえたうえで策定すること。

・カリキュラム・ポリシー（CP）

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程の在り方などを具体的に示すこと。その際、アクティブ・ラーニングの充実など、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視すること。
- ・学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育などの様々な観点から検討を行うこと。特に、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする観点から充実を図ること。

・アドミッション・ポリシー（AP）

- ・ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえるとともに、「学力の3要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているかなどを、できる限り具体的に示すこと。
- ・入学者選抜において、アドミッション・ポリシーを具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのかなどを具体的に示すこと。

2) 学位授与方針・教育課程の編成・実施方針・学生の受け入れ方針および手続に従った内部質保証活動の定期的な実施と、学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

内部質保証システムの実行に責任を負う組織としては「自己点検評価委員会」を設置しており、その委員会規程において、その役割と権限を明確にしている。自己点検評価委員

会は、各部署などで行われた自己点検・評価報告について全学的見地から検証・総括し、評価結果を学長へ報告する。また、評価結果を踏まえた改善・向上に向けた対策と実行を各部署などへフィードバックし、質保証の向上に向けた学内の活動を促進する。

具体的には、定期的（年度ごと）に自己点検評価委員会より、各学部学科、専攻科、研究科へ3ポリシーの検証が指示される（資料2-7）。各組織においては、アセスメントポリシーに基づき（資料2-8）、定められている学修目標・成果を検証する。検証に必要となる各種アセスメントにより得られるデータは、EM・IR部にて一元管理し、必要に応じて各組織へ情報提供される。一例を挙げると、ディプロマ・ポリシーの検証には成績・DP達成度調査など、カリキュラム・ポリシーの検証には成績・外部客観テストなど、アドミッション・ポリシーの検証には入試情報・プレイスメントテストが活用されている。また、各ポリシーの接続性・整合性を検証するため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー間の検証については、カリキュラムマップにおけるディプロマ・ポリシー各項目の分布状況を検証している。カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシー間については、入試区分別の成績状況を検証している（資料2-9～2-14）。

各学部学科、専攻科、研究科、各センターなど事務組織では、EM・IR部より提供される教育研究、教育環境に関するデータをもとに課題の発見・分析を行い、課題があれば、その解決策について検討する。毎年度末に、前年度の課題に対する対策、アセスメントによる検証結果、次年度に向けた課題と対策を、各組織の検討結果としてまとめ、自己点検評価委員会に提出することでPDCAサイクルを機能させている。自己点検評価委員会では、各組織の検討結果について、全学的な視点から妥当性や次年度の課題設定と改善策について検証を行う。大学運営会議は、自己点検評価委員会で行われた検証結果を審議・確定し、各組織へ改善などの指示がフィードバックされる（資料2-1、2-15）。このフィードバックを受けて、各組織は自己点検・評価に基づく当該年度の改善・向上策を計画的に実施している（資料2-16、2-17）。

専任教員に対しては、2006年度より教員評価制度を導入しており、「教育活動」、「研究活動」、「管理運営」、「諸貢献」について自己点検を行う仕組みが定着している。教員評価項目などの改善を重ねながら毎年継続し、その結果については学科別に経年比較ができるよう可視化のうえ学長に報告し、学部長との意見交換を行い、教員評価委員会で審議を行い大学運営会議で共有している（資料2-18）（教員評価の詳細については、6章参照）。教員各自が自身の総括を行うことで教育・研究の質向上に役立てるとともに、教員人事の昇任の際の資格評価基準としても活用している。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延を受け、大半の授業において対面授業からオンライン授業への切り替えを行った。一方、演習・実習・実験を伴う授業では、換気、フェイスマスクの着用などの感染防止対策を適切に行ったうえで対面授業を実施した。

学生に対しては、授業期間開始前のオリエンテーションと光華naviにて、オンライン授業の受講方法・環境整備について周知を行った。教員に対しては、光華naviでの授業資料・課題の出題方法、映像教材の作成方法、オンライン会議システムの使用方法などの周知を行った。また、学生による授業評価アンケート実施の際は、オンライン授業の実態に合わせた設問に修正して実施した。アンケートの集計・分析結果からは、授業に対する満

足度の低下は見られず、映像教材は繰り返し視聴できるなどのメリットが挙げられた一方、課題の多さが負担になったとの意見も挙げられた。

教員に対しては、オンライン授業の実施状況に関する調査を行い、録画映像によるオンデマンド方式授業やオンラインによるリアルタイム授業の実施状況のほか、活用した授業支援ツール、学生の学修時間確保のための工夫などを明らかにすることができ、授業評価アンケートの結果とともに、次節の授業実施に向けた改善と向上につなげることができている。これらの取り組みから、コロナ禍においても、授業の質保証の検証と改善が適切に行われたことは評価できる（資料 2-19）。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、方針および手続きに基づき有効に機能していると評価する。

3) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

・設置計画履行状況等調査等の指摘事項および対応について

こども教育学部こども教育学科（2015 年 4 月開設）について、設置時の留意事項として、「理科」、「第二言語習得演習」、「保育実践演習」について専任教員の補充に関する指摘があった。「理科」および「第二言語習得演習」は AC 教員審査に受審し「可」と判定されたことで対応したが、「保育実践演習」は、開設当初は履修予定者が 80 人となる事を想定し、申請時 5 名の専任教員で担当する予定であったが 1 名が業績不足で「不可」となった。2016 年は履修者が 49 人であり専任教員 3 人で 1 クラス 16・17 名程度の 3 クラスでの少人数編成となり学生への不利益はない形での履行となったが、設置時の留意事項が未履行であった事から、教員 1 名について 2018 年 10 月に AC 教員審査を受審し「可」となった。

健康科学部心理学科について、2017 年にシラバスにおいて授業 15 回目に定期試験を行う科目があり授業時間数の適切な確保とシラバスの確認体制の見直しなどの方策を検討し、改善するよう指摘を受けた。これを受けて、シラバス入力要綱を見直し、学科と事務局によるチェックを二重化する体制に改め、全学教授会において全教員に周知徹底を行った。その結果、2018 年度から全科目で 15 回目に定期試験は行われず、授業時間数が適切に確保されるように改善されている（資料 2-20～2-22）。

・前回認証評価時の指摘事項の対応について

キャリア形成学部の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が低い点、心理学科は完成年度には達していないものの、入学定員に対する入学者数比率が 0.46 と低い点、健康科学部看護学科は入学定員に対する入学者数比率が高い点が指摘され、適切な定員管理に向けての改善勧告が出された。キャリア形成学科は学科魅力アップアクションプランを定め、2015 年からカリキュラム改編を行い、広報活動を強化した。心理学科も募集活動・広報活動を強化するとともに 2018 年度から入学定員を 80 名から 50 名に減員、看護学科は 2017 年から定員を 80 名から 85 名に増員し、健全な定員管理に努めた。

・自治体・産業界からの評価について

京都市右京区の副区長・地域力推進室の担当者と定期的（年1回程度）打ち合わせを開催し、本学の3ポリシーや人材育成像が右京区の構想と合致しているか意見交換を行っている。また、医療法人財団康生会武田病院の人材育成担当者とも打ち合わせを開催し、人材育成像・採用・奨学金の状況について意見交換を行っている。

4) 点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、学長の指示のもと、EM・IR部が教育研究、教育環境および大学運営に関するアセスメントを一元管理し、実施方法と内容、情報収集と管理、分析、分析結果からの改善提案などに関する業務を行っている。これら客観的データの分析結果やそれに基づく提案は、大学運営会議および各学部学科・専攻科・研究科、各事務組織などの担当部署に報告し、3ポリシーの点検・評価など各組織の自己点検・評価に活用されていることから、エビデンスに基づく自己点検・評価の妥当性が確保できているといえる。また、外部評価として2008年、2015年に財団法人大学基準協会の大学評価ならびに認証評価を受け、「本協会の大学基準に適合している」との認定を受けてきたことから、本学の自己点検・評価における客観性、妥当性は社会的にも確保されている。

(4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況などの公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、教育情報や自己点検・評価結果、財務情報、その他の諸活動について、下記の項目を、当該会議体での承認を得たのち、大学ホームページで公表している。

・教育情報（資料1-3【ウェブ】）

- ①3つのポリシー：ディプロマ・ポリシー（学習成果への評価や卒業認定の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学受入れ方針）
- ②教育研究上の目的：京都光華女子大学大学院学則、京都光華女子大学学則
- ③教育研究上の基礎組織：全学共通の学び（リベラルアーツ教育科目）、学部・学科・専攻の紹介（学びの特徴、学生支援環境など）
- ④教員組織など：教員組織編成の方針、教員組織、教員数、教員の学位・業績、専任教員と非常勤教員の比率・教員1人あたりの学生数
- ⑤入学者数など：入学定員、入学者数（編入学含む）、収容定員、在籍者数、編入学者数、卒業者数（学位授与数）、進学者数、就職者数

- ⑥授業：授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画（シラバス検索）、履修のてびき
- ⑦学修成果、卒業認定：取得可能な学位、必要単位数
- ⑧校舎・施設など：キャンパス概要・運動施設、課外活動状況・そのための施設、休憩を行う環境、交通手段、校舎などの耐震化率
- ⑨徴収費用：授業料・入学料などの費用、学生寮などの宿舎に関する費用
- ⑩学生支援：学生の支援組織、留学生支援、障がい学生支援
- ⑪教育課程を通じて修得ができる知識・能力の体系：カリキュラムマップ、ナンバリング、カリキュラムフローチャート
- ⑫IRに係る情報
- ⑬教職課程に関する情報公開
- ⑮設置計画履行状況など報告書
- ⑭ガバナンスコード

・自己点検・評価結果（資料 2-23【ウェブ】）

- ①第2期（2015年度）大学認証評価結果、自己点検・評価報告書

・財務情報（資料 2-24【ウェブ】）

- ①中期計画：The Road to 2030-Act1
- ②事業計画：事業計画書
- ③事業報告書：事業報告書、決算書類、財務の概要
- ④基本情報：寄附行為、役員および評議員報酬規程、設置校別在籍学生数、専任教員数、役員名簿

・その他諸活動の状況（資料 2-25～2-31【ウェブ】）

- ①大学の取組：基幹研究、光華女子学園×SDGs、文部科学省採択プログラム、JST 採択事業、リカレントプログラム

また、教員評価データベースに個人の基礎データをはじめ、教育研究活動に係る活動を登録・更新した情報をホームページで公表している。授業科目や内容については Web シラバスとしてホームページから検索が可能である。加えて、教育課程を通じて修得ができる知識・能力の体系として、カリキュラムマップ、履修科目のナンバリング、カリキュラムフローチャートを掲載している（資料 2-32【ウェブ】）。

情報公開ページに関しては、年度ごとに定期的に更新を行っており、変更や修正がある都度、各担当部署が適宜更新を行い、最新かつ正確な情報を掲載している。

以上のことから、本学は教育情報、自己点検・評価結果、財務情報、その他諸活動の状況について、適切に最新情報を公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

(5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルなどの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、自己点検・評価に関わる各種アセスメントなどの結果を、EM・IR部で一元管理し、データに基づくエビデンスベースの内部質保証に関する取組を行ってきた。具体的には、年度ごとの「学科方針」の策定と達成度の結果報告、学長による大学運営方針の進捗確認と評価、シラバスチェック、学生による授業評価、卒業生満足度アンケート結果の見解と対策などがあげられる。前回の大学基準協会による認証評価時には適合の評価を受けたが、当時の自己点検・評価を担う「FD・自己点検評価委員会」については、FD活動と自己点検評価の役割分担を明確にするようにとの見解が示された。

これを受けて2016年度より、教員の授業力・教育力開発を担う「FD委員会」と、自己点検・評価および内部質保証を担う「自己点検評価委員会」を分離し、役割を明確化した。これにより、自己点検評価委員会が自己点検・評価の実施責任組織となり、大学運営会議とともに、内部質保証システムのPDCAサイクルを適切に機能させ、点検・評価結果に基づく改善策の有効性を向上させる体制整備ができているといえる。

また、各アセスメント結果、自己点検・評価結果に関しては、大学運営会議だけでなく、法人組織（学園監事）にも報告され、情報の共有化に努めている。その他、自治体（京都市右京区）の地域連携担当者との意見交換、学生（ピアサポーターなどのスタッフ）との意見交換も実施している。

自己点検・評価に関わる組織体制の見直し、学園監事によるチェック、自治体、学生との意見交換など、学内外からの点検・評価の視点を取り入れ、内部質保証システムの適切性・有効性について点検・評価を行い、質の向上に向け取り組んでいると評価する。

2. 長所・特色

・本学のIRはEM（エンロールメント・マネジメント）を支える機能を主とし、EM・IR部と呼称されている。EM・IR部は学長の指示のもと、教学組織および事務組織の両方に渡って教育研究、教育環境および大学運営に関する情報収集・管理、分析、提案などに関する業務を行い、大学運営会議および各学部学科・専攻科・研究科、各事務組織などの担当部署に情報提供・連携・提案を行う。自己点検・評価に関わる各種アセスメントなどの結果を、一元管理し、データに基づくエビデンスベースの内部質保証に関する取組を行っている。

・本学では2015年度より卒業年次の学生を対象に、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度について、評価用ループブックをもとに自身の達成度を回答する調査を実施している。キャリア形成学科においては卒業年次に加え、2年生でも同様の調査を行っている。調査の結果については集計して可視化し、各学部学科などに情報提供を行い、教育

活動の改善に努めている。具体的にはカリキュラムマップとディプロマ・ポリシーとの分布の改善や、ディプロマ・ポリシーの項目および評価用ルーブリックの見直しであるが、これらのデータに基づく点検・評価は本学の内部質保証の特色であるといえる（資料 2-11）。

また、毎年、専任教員に対して実施している教員評価制度（第6章参照）についても、教育・研究の質向上のための1つのエビデンスとして執行部の管理運営や学部・学科運営に役立てている。

3. 問題点

自治体との意見交換を行っているものの、大学基準協会以外の第三者による定期的な検証が実施されておらず、外部評価委員による点検・評価の実施も含めて、これらについて今後、改善計画を検討する必要がある。

4. 全体のまとめ

本学は「京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証に関する方針」を策定し、全学的な内部質保証についての方針および手続きを明示している。自己点検評価委員会は内部質保証システムの実行に責任を負う組織であり、自己点検・評価の実施およびその報告、現状および課題の確認に努めることを継続している。

本学の理念、教育目的の実現のため、教育、研究、社会貢献など諸活動の改善および質の向上を図るとともに社会への説明責任についても対応を行っており、学部学科・専攻科・研究科などの組織的な自己点検・評価だけでなく、個人の自己点検の観点から教員評価制度を導入し、両面からの点検・評価の実践に取り組んでいる。

本学では2012年度にEM・IR部が発足して以降、教育研究、大学運営などに関する情報収集・管理や分析、提案など、エビデンスに基づく内部質保証の中でも重要な役割を担っている。各種データの可視化についても自己点検評価委員会やFD委員会などの意見を反映し、学長の指示のもと、円滑な自己点検・評価に役立つ客観的なデータ提供に努めている。

本学の内部質保証システムは外部評価などの面でさらなる改善・向上が必要な部分はあるが、年間を通した取り組みは改善を重ねながら全学的に浸透が進み、有効に機能しているといえる。

第3章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部学科構成および研究科構成との適合性
 評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センターなどの組織の適合性
 評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境などへの配慮

本学は、その理念・目的である「学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与するとともに、仏教精神により円満なる人格を涵養し、もって有為なる女性を育成する」ために、1964年に1学部2学科体制（文学部日本文学科、英米文学科）で開学して以来、一貫して教育課程の充実に努めるとともに、社会のニーズに即した形で建学の精神を具現化しうる学部・学科へと再編・増設を重ねてきた。

現在、女性としての生き方・働き方を確立し、多様な業界・業種で活躍できる就業力を持つ女性を育成するために、キャリア形成学部キャリア形成学科を開設している。また、地域社会のあらゆる面の健康を、多職種間で協働して創造できる女性を育成するために、健康科学部健康栄養学科（管理栄養士専攻、健康スポーツ栄養専攻）、看護学科、医療福祉学科（社会福祉専攻、言語聴覚専攻）および心理学科を開設している。2015年には、幅広い教養、子どもの特性とその教育・保育に関する深い専門知識ならびに高い教育・保育実践力を持った教員・保育者を育成するために、こども教育学部こども教育学科を開設し、3学部6学科体制となっている（資料3-1【ウェブ】、1-4）。

また、社会が期待する高度な専門的知識と実践力とともに、多職種との連携調整力を備えた質の高い助産師を育成するために、2018年より助産学専攻科を開設している（資料3-1【ウェブ】、1-4）。

大学院は、その理念・目的である「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与する」ために、1998年の文学研究科（修士課程、2013年に廃止）に続き、2004年に人間関係学研究科（修士課程）を開設し、学部教育を母体に高度な専門知識と幅広い視野を有する人材育成に努めてきた。また、2015年には看護学研究科（修士課程）を開設している。

現在、人間関係学研究科は心理学研究科へと名称を変更している（資料3-1【ウェブ】、1-4）。

また、上記の学部・専攻科・研究科以外にも学生や地域に対する教育・研究機能を有する組織として、下記の①～⑥を設置している（資料1-4、3-2【ウェブ】）。

- ①図書館システムなどの知識環境を整備し、読書環境の充実に図っている「図書館」
- ②親鸞聖人の開かれた真宗の教えを基盤とする光華女子学園として現代社会における浄土真宗の在り方を探求し、あわせて宗教教育の原点を明らかにする「真宗文化研究所」
- ③在学生のキャリア支援や就業継続意識を高めるプログラムの開発、卒業生の就業状況

- の把握や就業を継続するための支援策の研究を行う「女性キャリア開発研究センター」
- ④人間関係や、それを取り巻く環境のなかで生じるこころの悩みについてカウンセリングする「カウンセリングセンター」
- ⑤地域との共生や活気あるエコキャンパスの実現を図る拠点として、公開講座・まちづくり講座やイベントの開催を統括する「地域連携推進センター」
- ⑥地域住民が安心して暮らせるよう、地域包括ケアの一部として早期相談によるもの忘れ（認知症）予防、フレイル予防を目的とした「光華もの忘れ・フレイルクリニック」

その他、多彩な海外留学プログラム、国際交流イベントを実施するとともに、海外からの留学生や研修生へのサポート機能を有する「国際交流センター」、教育職員および保育職員養成に関する業務を統括する「教職・保育職支援センター」、本学におけるリベラルアーツ教育の円滑な管理・運営を行うための「リベラルアーツセンター」をはじめ、オープンスペースやラーニングルームなど、全学の多くの学生が利用できる自習スペースである「学習ステーション」、各学科の自習スペースである「学科コモンズ」を設置している（資料 1-4、3-3【ウェブ】）。

上記の組織はすべて学部・学科、専攻科、研究科などの全学生の学習・研究をサポートすることを目的としており、本学の理念・目的の具現化を図るべく、適切に設置されている。

（2）教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、毎年度当初に教育研究組織としての活動計画を含む事業計画書を作成するとともに、年度末にはその活動を事業報告書としてまとめ、公表している。作成にあたり学部・学科、専攻科、研究科および研究所・センターなどは、事業計画と事業報告書の比較から教育研究組織の活動の適切性を点検・評価し、次年度に向けた改善・向上策の策定に取り組んでいる（資料 2-30【ウェブ】、2-31【ウェブ】）。

さらに、各学科、専攻科、研究科は、毎年度初めに、第2章内部質保証で述べた全学的内部質保証システムに則り、「質の高い教育保障」、「ディプロマ・ポリシーの達成」、「学生募集」、「学生支援」の4項目についてそれぞれ方針（達成目標、方法、実施計画）を策定し、大学運営会議にて審議・承認されている。翌年度当初には、取組の達成状況を大学運営会議へ報告し、各学科、専攻科、研究科の優れた取組や改善点を大学全体で共有することでPDCAサイクルによる改善・向上を図り、教育研究組織としての適切性を検証している（資料 3-4）。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延下での授業指針や施設利用については、大学の対応や対策を光華 navi にて学生に周知している（資料 3-5）。

2. 長所・特色

・真宗文化研究所は現代社会において浄土真宗が真に生命力をもってはたらく具体的な相を探求し、あわせて宗教教育の原点を明らかにすることを目的に大学・短期大学部に設置されている。仏教や真宗に関する研究・調査に加えて、光華講座、聖典読書会の開催、年報『真宗文化』、『光華叢書』、『光華選書』の刊行、聖蹟巡拝などの活動を通して仏教への理解を深められる機会を提供している（資料 3-6【ウェブ】）。

・女性キャリア開発研究センターでは、インターンシップなどの在学生へのキャリアサポート、在学生・卒業生の職業意識・職場環境調査を行っている。2018 年には、女子大学が取り組む課題について連携協力体制を構築する目的で本学を含む京都の 3 女子大学（本学、京都女子大学、同志社女子大学）が中心になって「女子大学連携ネットワーク」を結成した。また、社会のニーズに沿ったケアワーカーの養成を行うために開発された卒業生を含む社会人向けのリカレント教育プログラムは、2021 年度文部科学省「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」にも採択されている（資料 3-7、3-8）。

・2021 年 11 月に開院した光華もの忘れ・フレイルクリニックは、基本理念として、もの忘れ予防などの支援により地域の方の健康増進・地域医療の発展に貢献するとともに、大学の併設施設として医療・福祉に関する教育・研究を実践する場でもあることを掲げている（資料 3-2【ウェブ】）。今後は、もの忘れ（認知症）予防・フレイル予防の支援、診療、および研究を行うとともに、認知症につながる骨粗鬆症や運動機能低下、栄養不足などの予防対策、地域包括ケアシステムで活躍できる人材の育成を推進していく。

3. 問題点

地域連携推進センター（CRC）では、自治体や公益財団法人大学コンソーシアム京都との連携によるまちづくりや地域の課題解決など、官学連携に積極的に取り組んでいる一方、企業との産学連携を通じた本学の教育特性や知的財産の活用という面では、組織的な問題など改善すべき点がある。なお一層の社会貢献を推進するためにも、また、産学連携を柱とする本学の基幹研究を支援する組織としても今後の充実と改善を図る。

4. 全体のまとめ

学部・学科、専攻科、研究科をはじめ、図書館、研究所、各センターなどの教育研究組織においても学生や教員の教育・研究を支援することを目的としていること、卒業生満足度アンケート（卒業年度の 4 年生対象）の結果において本学への在籍に対する満足度の項目で「満足」、「やや満足」の回答率は例年 90%を超える高い満足度を維持していることを鑑み（資料 2-10）、本学の理念・目的を踏まえた適切な教育研究組織が整備されているといえる。

本学の理念・目的を具現化する一環として設置されている図書館、女性キャリア開発研

究センター、真宗文化研究所、カウンセリングセンター、地域連携推進センター、光華ものの忘れ・フレイルクリニックなどの活動については、今後一層充実させていく。定期的な教育研究組織の点検・評価についても、学園の事業計画と報告、大学の学部・学科、専攻科、研究科の活動方針・達成状況を踏まえて、適切性を検証し、改善・向上に努める。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状の説明

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度など、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

本学は学位授与について、大学学則第4章第25条で、「本学に4年以上在学して第9条に規定する単位以上を修得した者については、大学運営会議の議を経て卒業を認定し、学長が卒業証書を授与する」と規定し、学位と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている（資料1-1【ウェブ】）。第1章「理念・目的」で述べたように、本学の教育理念は仏教精神により円満なる人格を涵養し、もって有為なる女性を育成することを目的としている。仏教精神により円満なる人格の涵養とは、校訓「真実心」に基づき、仏教精神である智慧と慈悲によって、向上心、潤いの心、感謝の心という光華の心を持つ学生を育成する教育的営みのことである。この教育理念に基づき、教育研究上の目的を学士力として示されている4つの項目、「知識・理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」、「統合的な学習経験と創造的思考力」に分類し、それぞれの学部学科の専門性に応じた内容を設定して明確にしている。この教育研究の目的に沿って、学部学科において授与する学位ごとに学位授与の方針を定めており、これを大学ホームページに公表している（資料4-1【ウェブ】）。また、大学学則第4章第9条で、「授業科目は必修科目と選択科目とし、別表2に示す単位以上の単位を履修しなければならない」と規定している。

別表2

	学部	学科	単位数
卒業所要 単位	キャリア形成学部	キャリア形成学科	128
	健康科学部	健康栄養学科	128
		看護学科	128
		心理学科	128
		医療福祉学科	128
	こども教育学部	こども教育学科	128

研究科についても同様に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて、大学ホームページに公表している（資料4-2【ウェブ】）。

ディプロマ・ポリシーの例としてキャリア形成学部キャリア形成学科、健康科学部看護学科のものを以下に示す。

・キャリア形成学部キャリア形成学科

女性としての生き方・働き方を確立し、多様な業界・業種で活躍できる就業力を持つ女性として、以下の力を身につけ、学則に定める卒業要件を満たした者に学位を授与する。

・知識・理解

- ①女性の多様な生き方・働き方と就労に関する諸問題を理解している。
- ②社会、文化、人間に関する幅広い知識に基づき、多様性の価値を理解することができる。
- ③企業や公共組織の経営資源と、それらのマネジメントに関する基礎的な知識と技法を理解している。

・汎用的能力

- ①情報リテラシーを身につけ、日本語および外国語を用いて的確に読み書きし、他者の話を聞き、自らの考えを他者に効果的に伝えることができる。
- ②現代社会の諸問題について論理的に考え、解決方法を見出すことができる。
- ③プロジェクト・マネジメントの技法を活用できる。

・態度・志向性

- ①建学の精神「真実心」を理解し、他者と共生しながら自立することができる。
- ②自己のキャリア形成の実現のため、生涯にわたって学び続ける力を身につけている。
- ③セルフマネジメント力（自己管理力）およびチームマネジメント力（チームで協働する力）を身につけている。

・統合的な学習経験と創造的思考力

- ①ビジネスや地域の課題を解決するための実践力および新たな価値を生み出す創造的思考力を身につけている。

・健康科学部看護学科

以下の力を身につけ、学則に定める卒業要件を満たした者に学位を授与する。

看護の対象となる人々の尊厳と権利を守り、あらゆる健康レベルに応じた健康の保持、増進および回復、死を迎える人々に対するヘルスケアサービスの提供者として高い倫理性、責任感を有する専門職としての基礎的能力を習得している。

・知識・理解

対象となる人を生活者として捉え、全人的に理解できる。

- ①対象となる人を生活者として捉えることができる。
- ②対象となる人を身体的、精神的、社会的側面等から多面的に理解できる。

・汎用的能力

看護の専門的知識と技術を修得し、根拠に基づいた看護実践を行うことができる。

- ①看護実践能力としての基礎的な知識・技術・態度を身につけている。
- ②根拠に基づいたケアを計画し、実践できる。
- ③あらゆる場で生活する人々の健康レベルに応じたケアを提供できる。

・態度・志向性

高い倫理観を持って対象となる人を尊重し、その人々の権利を守ることができる。

①人々の多様な価値観を理解し、尊重できる。

②人々の権利を守ることができる。

看護職として継続的に研鑽する姿勢を身につけ行動できる。

①自らの学習課題を明らかにできる。

②主体的に学び続けることができる。

・統合的な学習経験と創造的思考力

ユニバーサルな視野に立ち、保健・医療・福祉の動向に関心を持ち、保健医療福祉チームの一員であることを理解している。

①他職種とコミュニケーションを図り、協働する意義を理解している。

②看護ニーズの多様化に対応できる能力を身につけている。

それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに大学ホームページ「教育方針」にまとめて掲載しており、検索・閲覧が容易である。

以上のことから、授与する学位ごとに適切に学位授与の方針を定め、適切に公表していると判断できる。

(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）
および公表

・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学における「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」は、大学・大学院における「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を達成するため、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。

教育課程の編成方針は、4つの項目、「建学の精神教育」、「基礎・教養科目」、「専門基礎教育」、「専門教育」に分類し、それぞれの学部・学科・専攻の専門性に応じた内容を設定して、その内容を大学ホームページに公表している（資料4-1【ウェブ】、資料4-2【ウェブ】）。

「建学の精神教育」では、大学の理念・目的を具現化する目的をもって「現代社会に生きる女性として思いやりの精神をもって、社会とかわりを持ち続ける価値観や態度を身につけるために、仏教の人間観および京都光華の学びを置く」と定めている。また、「基礎・教養科目」では、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法

の獲得や、現実を正しく理解する能力の涵養に努めることを目的とし、「健全な市民性の涵養や日本文化への理解をはじめ、幅広い知識と教養を身につけるために、必修科目および複数領域にわたり選択科目を置く」と規定している。これらはすべての各学部学科に共通した内容である。「専門基礎教育」、「専門教育」については、授与する学位（学士）ごとに設定されている。

教育課程の実施方針については、各学部学科・研究科で定めている。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の例としてキャリア形成学部キャリア形成学科、大学院看護学研究科のものを以下に示す。

・キャリア形成学部キャリア形成学科

本学科の人材養成目標およびディプロマ・ポリシーの達成のため、以下の方針に基づきカリキュラムを編成、実施する。

〔カリキュラムの編成方針〕

以下の4つに分けてカリキュラムを編成する。

1) 建学の精神教育

- ・現代社会に生きる女性として思いやりの精神をもって、社会とかかわりを持ちつづける価値観や態度を身につけるために、仏教の人間観および京都光華の学びを置く。

2) 基礎・教養教育

- ・健全な市民性の涵養や日本文化への理解をはじめ、幅広い知識と教養を身につけるために、必修科目および複数領域にわたり選択科目を置く。
- ・情報リテラシー、日本語活用力、英語による基礎的なコミュニケーション力を身につけるために、それぞれ必修科目を置く。

3) 専門基礎教育

- ・基礎・教養教育で実施する情報リテラシー、日本語および英語の能力を高める科目を置き、少人数による演習で授業を行う。
- ・知性と感性を磨き、女性が生涯を通して働き続ける力として成長させるために、「女性エンパワーメント」の科目群を置く。
- ・「ビジネス」「サービス」「ソーシャル」の分野の基礎知識を習得するために、選択必修科目を置く。
- ・ビジネスや地域の課題を協働して解決して新たな価値を生み出す力を身につけるために、プロジェクトに関する必修科目を置く。

4) 専門教育

- ・「ビジネス」「サービス」「ソーシャル」の分野の専門知識を習得するために各分野で選択科目を置き、専門知識を社会で活用して実践力を身につけるために専門実習（長期インターンシップ）の選択科目を置く。
- ・外国語の運用能力向上や異文化理解を深めるために、セメスター留学、長期留学に関する科目を置く。
- ・現代社会の諸問題とその解決方法を多角的に見出し、情報を発信できる力を身につけるために、「ゼミ」の科目群を置く。

- ・自己のキャリア形成につながる就業力を高めるために、資格取得に関する選択科目として「専門関連」の科目群を置く。

〔カリキュラムの実施方針〕

以下の点に留意しつつ、カリキュラムを実施する。

- ・問題発見・解決力やチームマネジメント力を高めるために、PBL（Project-Based Learning／Problem-Based Learning）やアクティブ・ラーニングの授業方法を積極的に取り入れる。
- ・クラスアドバイザーとしての役割を担う各学年のゼミの担当教員は、定期的に学生と面談を行い、履修状況、進路希望などを確認し、適切な履修指導を行う。
- ・自主的、自律的な学習に欠かせないセルフマネジメント力を高めるため予習・復習を課し、学生の状況に応じて補講など授業外学習支援を行う。
- ・ディプロマ・ポリシーの能力形成を促す評価となるよう、学期末テストにとどまることなく、レポートや小テストなどで定期的に理解度・習熟度の確認を行い、その結果を学生にフィードバックするとともに、多元的な評価を行う。

・大学院看護学研究科

本研究科は、看護実践の研究的検証を通して、実践の科学である看護学のさらなる発展に寄与できる次のような看護実践者、教育、研究者の育成を目指す。

- ・仏教精神に基づく人間観、死生観を深く理解し行動の指標にできる看護者
- ・グローバルで多様な社会において学際的視点で柔軟に思考、行動できる看護者
- ・高度な専門知識、技術を有し、的確な判断力、研究資質を備えた看護実践者
- ・チーム医療や地域連携ケアの中で、マネジメント機能を果たし得る看護者

これらの教育目標を達成するために、教育課程を2つの分野に区分し、目指す人材育成に寄与する教育科目を設定した。

第1は、医療施設を主とした臨床における療養看護は、研究ニーズの高い重要なフィールドであると認識し、設定した「臨床療養看護学分野」である。

第2は、加速する少子高齢社会を見据えた保健・医療・福祉施策が地域、在宅をベースにした連携・協働のケアに大きくシフトしている動向を背景に、そうした研究を支援する分野としての「地域療養看護学分野」である。両分野において新たな知見を得て、研究遂行に必要な以下の科目を設置した。

- 1) 共通科目：仏教精神の理解をはじめ、今日の社会や人々に関する多様で幅広い知識や現象の理解、思考や判断力の基礎となる12科目を編成する。
- 2) 専門科目：
 - ・臨床療養看護学分野：看護サービスやケアのマネジメント、看護実践の改善、新たな看護援助の創造、開発など実践、研究、理論の循環を駆動させる研究を支援する母子看護、成人看護、精神看護、基礎看護に関連する7科目で構成する。
 - ・地域療養看護学分野：高齢者、認知症患者、慢性疾患患者、小児など個人や集団を

対象にした多様なニーズを持つ対象に対する課題を研究する老年看護、公衆衛生看護、基礎看護に関連する専門科目6科目で構成する。

- ・分野別演習：各分野の教員が個々の学生指導に関わる分野単位の演習体制を取り入れ、研究科全体が研究指導に参画し、研究および論文作成に至る教育の組織的強化を図る。
- ・特別研究：主、副指導教官の個別指導による的確で計画的な研究遂行および修士論文の作成を目指す。

修了に必要な要件は、共通科目、専門科目計32単位以上を修得し、修士論文審査に合格することである。修士論文の指導・評価および審査の主な視点は次の点に置く。

- ・研究課題、研究枠組みの妥当性
- ・研究方法の妥当性
- ・データ収集、分析の正確性、信頼性
- ・プレゼンテーションの適切性
- ・研究における倫理的配慮、手続き
- ・研究の独創性、結果の有効性、今後の課題
- ・研究結果の看護学、看護実践への発展と貢献

上記のとおり、大学全体として教育課程の編成・実施方針は、建学の精神教育と基礎・教養教育を共通とし、授与する学位ごとに専門教育が設定されている。教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方は授与する学位ごとに明確に示されており、かつそれぞれの学位授与方針に整合している。そして、これらの方針は、ディプロマ・ポリシーとともに大学ホームページ「教育方針」にもまとめて掲載されており、検索・閲覧が容易である。

以上のことから、授与する学位ごとに適切に教育課程の編成・実施方針を定め、適切に公表していると判断できる。

(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容および方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択など）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、＜修士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に

組み合わせた教育への配慮など)

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織などの関わり

評価の視点 2：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部学科、研究科においては、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づき、教育課程を全学共通のリベラルアーツ教育科目、学部共通科目、専門教育科目、自由科目(各種資格取得に関する科目)という区分に分類している(資料 4-3【ウェブ】)。

授業科目は、必ず修得しなければならない必修科目、複数の科目の中から所定の単位を修得しなければならない選択必修科目、複数科目の中から適宜自由に選択する選択科目に分けて位置づけ、教育課程を編成している。

キャリア形成学部、健康科学部、こども教育学部の基礎・教養教育についてはリベラルアーツ教育科目を設置し、リベラルアーツセンターがその運営を担っている。リベラルアーツ教育科目は、本学の建学の精神に則った教養を身に付ける科目および、英語、現代社会の理解と自己観察、大学での学習スキルと文章作成術を学ぶ科目を必修として開設している。その土台の上に、各学科が定めるカリキュラム・ポリシーを踏まえて、各学位課程の学習の基盤となる授業科目、社会生活を営むうえで必要度の高い知識・技術を習得する科目を選択科目として設置し、教育課程を体系的に編成している。

具体的には、共通コア科目区分に建学の精神に則った必修科目として、「仏教の人間観」、「京都光華の学び」、「伝統文化」および、大学での初年次教育という観点と、社会的および職業的自立を図るための能力を育成するという観点から、社会人としての活動に必須のレポート作成の作法や情報収集の基礎を学ぶ「アカデミックスキル入門」、論理的思考法と文章作成技術を習得する「アカデミックライティング」を置いている。外国語コミュニケーションの区分では、「総合英語」、「英会話」、「中国語」、「ハングル」などを置いている。健康とスポーツの区分では、「健康の科学」、「スポーツ実技」を置いている。選択科目は、主に人文・社会科学系によって構成されるⅠ群と自然科学系によって構成されるⅡ群とに分かれ、Ⅰ群とⅡ群から必ず科目を履修するように履修条件を設定し、両群を偏りなく学習するように配慮をしている。また、学生の就業意識を醸成するキャリアデザイン科目も置いている(資料 4-3【ウェブ】、p. 20、p. 40、p. 55、p. 71、p. 98、p. 118、p. 133)。

専門科目においても、教育課程の編成方針に基づいて専門基礎教育と専門教育に大別している。高大接続教育への配慮という観点も加味しつつ、基礎的な専門科目や専門科目への導入科目から応用・発展的な講義・演習・実験・実習科目の履修ができるように、専門分野をもとにした複数の区分に科目が分類されており、基礎から応用・発展へと体系的な履修が行えるように設定されている(資料 4-3【ウェブ】、p. 20、p. 40、p. 55、p. 71、p. 98、p. 118、p. 133)。

全学共通のリベラルアーツ教育科目、各学部学科、専攻の専門教育科目の履修に関しては、教育課程の実施方針に基づいて、①集団で協力しながら問題を発見し、解決する力を高めるために PBL やアクティブ・ラーニングの授業方法を広く取り入れる、②クラスアドバイザーを担当する教員は、定期的に学生と面談を行い、履修状況、進路希望などを確認し、適切な履修指導を行う、③自主的、自律的な学習に欠かせないセルフマネジメント力を高

めるため予習・復習を課し、学生の状況に応じて補講など授業外学習支援を行う、④理解度や習熟度の評価は、ディプロマ・ポリシーが目指す諸能力の形成を促進するものとなるよう、学期末テストに加えてレポート、小テスト、実技テストなども実施し、緻密かつ多面的な評価方法を取り入れ、その結果を適宜学生にフィードバックすることに努めている。

各授業科目については、科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係性をカリキュラムマップにより分かりやすく示しており、ディプロマ・ポリシーにおけるどの能力の育成を目指しているかを明確にしている。また、各学部学科において配当年次や科目のレベルなど順次性を考慮して配置し、カリキュラムフローチャートを作成し可視化している(資料 4-4【ウェブ】)。

各授業科目には、科目ナンバリングとして教育課程の分類(基礎・教養教育および専門教育)、専門分野ごとの履修段階や順序(基礎・導入～応用・発展、専門関連分野など)など、教育課程上の分野やレベル、学修の段階や順序が分かるように固有の科目ナンバーを付与している。授業科目をナンバリングすることにより、教育課程がどのように体系化されているのか、学生がどのような順序を追って学修を進めればよいのかなど、学生が学修計画を立てるうえでの指針としている(資料 4-5【ウェブ】)。

本学は、大学設置基準の規定に沿って1単位あたりの授業時間数を定め、授業時間外に必要な学修などを含め45時間の学修量を原則1単位とし、単位認定は「履修のてびき」に明記されている京都光華女子大学履修規程に従っている(資料 4-5【ウェブ】、p.1)。各教員がシラバスに明示し、学生に公表した方法(定期試験、課題、レポートなどの配分をシラバスに記載)に従って総合的に評価を行い、成績評価と単位認定を行っている。また、オムニバス授業や複数教員が担当している科目については、教員間で評価基準の公平化および明確化を図り、成績評価と単位認定の適切さを保証している。

また、本学では、学生の成績を総合的に示すGPA(Grade Point Average)制度を全学的に導入し、学習指導に活用している(資料 4-5【ウェブ】、p.1)。EM・IR部においては各セメスターで授業科目の成績評価を全学的に分析しており、それをFD委員会、各学科へフィードバックすることで授業の到達目標の適切性や学習内容の検証などに活用している(資料 4-6)。

各学部学科、研究科の教育内容の設定について概略を以下に示す。

・キャリア形成学部キャリア形成学科

教育課程は、リベラルアーツ教育科目、専門科目、自由科目を設定している(資料 4-3【ウェブ】、p.20)。専門科目は、女性エンパワーメント(女性のキャリア形成を主題にした科目群)、汎用スキル(プレゼンテーションやICTスキル、外国語と実践力を高めるプロジェクト科目とインターンシップ)、ゼミ、専門応用(3つの分野「ビジネス・サービス・ソーシャル」の科目群で、マネジメント基幹として分野の基礎を学習し、その後各分野の発展科目で構成)、専門関連科目(専門分野の資格取得に関連する科目群)の区分に分け、それぞれの区分のレベルや内容に応じた授業科目を配置している。そのうえで各授業科目の履修(配当)年次や科目レベルなど順次性を考慮してカリキュラムフロ

一を作成し、科目ナンバリングとして、カリキュラム上の分類（専門科目の区分）、科目の配当年次により学修の段階や順序、カリキュラム上の分野やレベルが分かるように固有の科目ナンバーを付与している。各科目の主題と到達目標、ディプロマ・ポリシーの項目との関連をカリキュラムマップにまとめて教育課程の体系化も行っている。

・健康科学部健康栄養学科

教育課程は、リベラルアーツ教育科目、専門科目、自由科目（教職科目）から構成されている。自由科目は、栄養教諭・保健体育免許取得を主とした構成となっている。管理栄養士専攻の専門科目は、管理栄養士養成施設のカリキュラムに準拠して体系化している。実施方針として、1年次は主に専門科目への導入、2～4年次は管理栄養士に必要な知識・技術・態度および考え方が段階的に学べる教育課程である。健康スポーツ栄養専攻の教育課程は、栄養士養成施設のカリキュラムに準拠して体系化している。実施方針として、1年次は主に専門科目への導入、2～4年次は栄養士に必要な知識・技術・態度および考え方が段階的に学べる教育課程である。また、栄養教諭2種免許、中学校・高等学校1種免許状（保健体育）の教員免許および健康運動指導士やフードスペシャリストなどの資格取得に必要な科目も配置している（資料4-3【ウェブ】、p.40、p.55）。

・健康科学部看護学科

教育課程は、リベラルアーツ教育科目、専門科目、自由科目（教職科目）から構成されている。看護職として修得すべき能力が得られるよう、教育課程を体系化している（資料4-3【ウェブ】、p.61）。「専門基礎科目」は、「人間のからだところ」と「人間と社会」とに細区分し、看護専門分野で習得すべきトータルな人間理解のための科目を1年次から2年次で配置している。「専門科目」は、「看護の基盤」「看護の展開」「看護の実践」「看護の発展」の4つに細区分している。「看護の基盤」「看護の展開」では、看護とは何かという導入から各看護分野のコアとなる基本的知識・技術を修得する科目を配置している。「看護の実践」では、臨地実習施設において人々の健康問題のニーズに適正かつ迅速に対応できる基礎的能力を養い、看護職としての役割分担と連携の在り方や、地域に暮らす人々との共生について考察できることを目指している。「看護の発展」では、大学での学びの手法や、看護学を学年進行にあわせてよりきめ細かく学習できる科目、看護学をひととおり学習したうえで、さらに看護師としての幅を広げるための科目を配置している。「自由科目（教職課程）」では、養護教諭（一種）免許状の取得に向けて、「教職に関する」科目を修得し、複雑化した社会背景による学童期からのメンタルヘルスに対応するとともに、身体的な健康レベルのケアおよび予防に関する健康教育が学べる科目を配置している。

・健康科学部心理学科

教育課程は、リベラルアーツ教育科目、専門科目、自由科目を設定している。専門科目は、専門基礎、専門応用、専門発展、心理学演習の4つに分かれており、段階的に学習が進むことを明示している。また、専門応用は基礎心理学、心理援助、人間関係、人と現代社会、データ科学、キャリアデザイン、専門発展は心理援助、人間関係、人間関

係・現代社会、データ科学、健康科学、保育、心理学演習は専門演習、応用演習の科目群に分類されている。学生はカリキュラムの各科目が、段階履修のどの位置づけに配置され、何を習得目標にしているのかを明確に理解できるように、適切な体系化のもとに教育課程を編成している。

また、これら専門科目群は、専門の基礎的知識の習得、多様な心理学分野の知識理解と研究実践、自らの学問的興味・関心に基づくより高度かつ深遠な専門知識・方法の習得と研究実践、それらを集大成する卒業論文・卒業研究の作成へと段階学習となっている。さらに自由科目には資格取得（情報処理士、保育士など）に必要な科目を設定し、資格取得を支援するように配置されている（資料 4-3【ウェブ】、p. 118）。

・健康科学部医療福祉学科

教育課程は、リベラルアーツ教育科目、共通専門科目、専門科目で構成される。共通専門科目は、人間・社会・環境への幅広い理解と、その中で自らの果たすべき役割を認識するための「人間と社会」と「医療と福祉」の科目群を設けている。専門科目は、基礎・展開・応用・発展の4段階に区分され、段階的に学習することができるようになっている。すなわち、社会福祉専攻では、「社会福祉の基礎」科目群と「社会福祉の展開」科目群（社会福祉専門演習など）、「社会福祉の応用」科目群（社会福祉学特講など）、「社会福祉の発展」科目群（ソーシャルワーク演習など）を置いている。言語聴覚専攻も同様に、「言語聴覚療法の基礎」科目群（臨床医学総論など）、「言語聴覚療法の展開」科目群（臨床医学など）、「言語聴覚療法の応用」科目群（言語聴覚障害診断学演習など）、「言語聴覚療法の発展」科目群（言語聴覚障害実習など）に区分されており、言語聴覚士に必要な能力を修得できるよう体系化されている（資料 4-3【ウェブ】、p. 98）。

・こども教育学部こども教育学科

教育課程は、リベラルアーツ教育科目、専門科目で構成される。初年次は、大学生としての基礎力や学習習慣の確立に着眼し、リベラルアーツ教育科目と学科の専門基礎科目（教育・保育の基礎理論）中心の編成としている。学科独自の科目として、総合・研究的な学びを深めるために「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」を配し、教育・保育職への導入を図っている。そして、この科目を起点に「プレゼミ」「専門ゼミ」「卒研ゼミⅠ」「卒研ゼミⅡ」と継続的に学びを深め、学びの集大成として「卒業研究」を作成する体系的な編成となっている（資料 4-3【ウェブ】、p. 133）。

教育・保育の専門知識については、幼児教育コース、学校教育コースともに「教育原理」「子どもの理解と援助」を学んだうえで、各コースの教育・保育に関する専門知識の学びを深めるように配している。また、理論と実践を架橋し、両者を一体的・横断的に学んだうえで、幼児教育コース2年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」、3年次の「幼稚園教育実習」「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」、学校教育コース3年次の「小学校教育実習」を履修することができるように講義科目と演習科目を段階的に配するとともに、各実習を履修する要件も設定している。そして、まとめとして4年次に「教職実践演習」「保育実践演習」「保育内容研究」を配し、理論と実践を結ぶことを目指している。

・心理学研究科臨床心理学専攻

教育課程は、必修科目（研究指導に関する演習科目、臨床心理学を中心とした講義科目、心理アセスメントに関する演習科目、実習科目）と選択科目（研究に関する講義科目、様々な領域での心理実践に関する講義科目）で構成される。実習は基礎から応用・発展への順次性を考慮し、1年次配当科目すべての取得が2年次配当科目の履修の条件となっている（資料4-7【ウェブ】）。

コースワークの「心理学専門科目」群は、人間の多面的な理解や研究に寄与し、臨床心理学領域の実践および研究を、直接・間接に補充する隣接、または関連分野の科目からなる。「心理療法関連科目」群では、カウンセリングや各種心理療法の理論や技法の修得を目的とし、「臨床心理面接の実習科目」と相互に補完しながら、より体系的で発展的な学びを実現している。「心理アセスメント関連科目」群では、各種の心理検査（質問紙法、投影法、知能検査など）の目的・方法および倫理を学ぶとともに、各心理検査を実際に使用して、解釈やフィードバックに必要な適切な記録および報告書の書き方を習得する。「臨床心理面接の実習科目」群は、ロールプレイによる訓練、大学院付属のカウンセリングセンターでのケース担当、学外の臨床施設（医療、教育、福祉）での実習、ケース・スーパーヴィジョン、ケース検討会などにより、心理専門職としての素養と倫理の修得を目指している。

また、リサーチワークの「研究関連科目」群は、研究計画の立て方、データの収集と解析方法、心理アセスメントなどについて学び、臨床心理学的研究の方法と修士論文作成に関する方法論を修得する。「研究指導、修士論文作成指導の科目」は、専門的、学術的な知見や研究能力を基礎にして、学生独自の問題意識に支えられた研究課題を解明するものであり、課題に応じて複数教員の指導体制の下に十分な研究の遂行と修士論文の完成を目指す。

・看護学研究科看護学専攻

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、演習や特別研究などのリサーチワークを主体とした必修科目や、コースワークとして特論・演習を主体として、専門共通科目・共通科目の必修科目を履修し、32単位以上の単位を修得するように、教育課程を編成している(資料4-7【ウェブ】)。

高度な理論と看護実践の融合が取れたカリキュラムを有し、コースワーク・リサーチワークを組み合わせた科目設定として、それぞれ看護の専門性に即した特論や演習から「特別研究」につないだ研究実践を配置している。さらに人間力やグローバル化の共通科目として「仏教の人間観」「異文化理解」「国際化」などを配置、看護教育・看護安全などの教育・マネジメント力などを特色ある専門共通科目に配置している。

上記のとおり、大学全体の教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程の専門性に応じて授業科目群および授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、教育課程の体系化や編成の点検・評価と改善・向上策の策定については、学部、学科、専攻、研究科において議論・検証し、教務委員会、研究科委員会の審議を経て大学運営会議にお

いて審議・承認をしており、全学的な内部質保証システムに則り、適切に運営していると判断できる。

(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間または学期ごとの履修登録単位数の上限設定など）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準などの明示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保など）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法
- ・適切な履修指導の実施

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

<修士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織などの関わり

本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため、1 年間に履修登録できる単位数の上限を定め、学生が予習・復習も含めた学習時間を確保できるように履修登録単位数の上限を 48 単位に定め、事前事後の学修時間を確保し、計画的な履修ができるようにしている（CAP 制）。また、学期 GPA が高い（3.3 以上）学生には、翌学期の履修登録上限単位を緩和し、4 単位の追加履修を認めることで、学生の能力や意欲に応じた学習の活性化を促している（資料 4-3 【ウェブ】、p. 5）。

個々の授業科目の内容および方法については、全授業科目においてシラバスが作成されており、授業テーマ、授業の概要、科目ごとに指定された 3 つの到達目標、授業計画および 15 週の授業内容、授業方法および学生への課題、小テストなどのフィードバック、授業時間外学修（予習・復習など）、定期試験の実施有無とその内容、成績評価方法と成績評価基準、担当者からのメッセージ（履修上の留意点など）、オフィスアワー、教科書、参考書を記載している。授業形態や授業内容および授業方法については、可能な限りアクティブ・ラーニングや質問駆動型授業、ロイロノートの活用など、「光華メソッド」の普及を図り、学生の授業への主体的参加を促す内容となるよう努めている（資料 4-8）。

また、コロナ禍においては、オンラインによる授業方法についても明記し、オンデマンド型、Zoom の利用、光華 navi を活用した授業資料・課題提示・小テスト機能などの利用方法に言及している。

科目履修にあたっては、すべての学部・学科において4月のオリエンテーションにおけるガイダンスで履修登録単位の上限を踏まえた学習指導を行うとともに、初回の授業時に各担当教員がシラバスに基づいて授業内容の説明を行うほか、学生は光華 navi から履修登録時や授業期間中はいつでもシラバスを確認することができるようになっている。なお、シラバスの記載事項については、学科長と学科教務担当教員で内容を毎年点検し、不備があれば当該教員に改訂を求め、学生にとってより分かりやすい内容、授業形態、授業内容および授業方法の改善に努めている。

1 授業あたりの適切な受講者数については、それぞれの科目の特性に応じて配慮がなされている。リベラルアーツ教育科目のコア科目である「仏教の人間観Ⅰ・Ⅱ」、「アカデミックスキル入門」、「アカデミックライティング」、「伝統文化」、外国語科目は少人数クラスでの開講を原則としている。健康とスポーツ、人文・社会・自然科学に関わる科目については、受講希望者が多い場合はクラスを増やす、または抽選を行って人数調整を行っている。専門教育科目については、各学科の教育特性に応じて講義科目、演習科目、実験・実習科目の適正な受講者数が設定されている。特に、看護師、管理栄養士、言語聴覚士など国家資格の取得を目指す学科においては、関係法令などに基づいて実験・実習科目の適正な受講者数を設定している。各授業の開講クラス数については教務委員会において審議されている。また、授業の開講・不開講については、資格取得に関わるような科目などを除いて原則として全学的なルール（10名未満の少人数科目は原則不開講とする）に則り教務委員会にて審議・決定がなされている（資料4-3【ウェブ】、p.4）。

学生の学習を支援するために、授業を担当する全教員はオフィスアワーをシラバスに公表し、学修相談や質問ができる体制を全学で実施している。また、学習ステーションにおいて、授業課題に不安がある学生や個別支援が必要な学生をフォローし、クラスアドバイザー、学生サポートセンター、リベラルアーツセンターと連携することで、授業についていけない学生や、成績、出席状況に問題がある学生（要学修支援学生）の早期発見、早期指導を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が広がった2020年度においては、円滑にオンライン授業へ移行するために、教務部長、学生サポートセンター、情報システム部、リベラルアーツセンターを中心に「感染拡大防止のための授業支援チーム」を組織し、学生のインターネット環境調査・受講支援、教員のためのオンラインセミナー・授業支援、新型コロナウイルス感染防止ガイドラインの作成（資料3-5）、情報発信などを行い、学生の学習権の保障および教育の質保証と、感染拡大防止に努めた。さらに、オンライン授業への対応を十分に行うために、学内の情報システムを強化したうえで、2021年度入学者から1人ずつのノートパソコンまたはタブレットパソコンの必携化（BYOD）を行い、学生の受講ニーズに対応した学習環境を提供している。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法の実施、適切な履修指導の実施の例として、こども教育学部こども教育学科、大学院心理学研究科の取組みを以下に示す。

・こども教育学部こども教育学科

様々な実習に向けた段階的な学びとして、1年次に教職・保育職への動機づけ科目である「光華初年次インターン」を配し、基礎ゼミⅠ、基礎ゼミⅡ等の科目で併設の光華幼稚園、光華小学校で授業・保育参観を行っている。2・3年次には今までの講義で修得した知識を活かし、「インターンシップ」として光華幼稚園の施設見学や「預かり保育・夏期保育」の取組を行い、加えて実習先の小学校や保育園でのボランティアを行い、実践力を高めることで理論と実践の融合を目指している。

学科の科目について、多くの科目でロイロノートを使用することで学科教員がお互いの授業資料や学生の提出課題を確認し、加えて、毎月の学科会議で学生の情報を共有し、特にアットリスク学生（成績不振など危機的な状況にある学生）に対しても、学科教員全員で横断的な指導ができるように取り組んでいる。

科目外の学習支援としては代表的な例を3つ挙げる。1つ目は、ピアノの初学者講座を独自で設けており、幼児教育・初等教育の現場でピアノを弾くことに不安を抱く学生の支援を行っている（資料4-9）。また、レッスン室は学生が自由に予約・使用でき、個人のレベルや練習を必要とする時間に応じて自主的に学習できる環境を備えている。コロナ禍では、オンラインとロイロノートを活用したピアノレッスンの受講体制を整えている。

2つ目は、すべての実習科目について、実習を行った学生と学科教員による報告会を開催していることである。報告会ではグループワークや個別の発表によりお互いの学びを共有し、様々な視点から実習についての振り返りを行っている。

3つ目は、学科コモンズの環境整備を行い、参考書や絵本などを配架して、自由に使用できるスペースを確保している。学生間の自主勉強や異学年の交流、授業外での学生と教員の交流が促進され、学生の主体的な学習の活性化に寄与している。

・心理学研究科臨床心理学専攻

修士論文作成指導に直接関わる「研究指導演習Ⅰ～Ⅳ」では、修士課程1年次にはまず「研究指導演習Ⅰ・Ⅱ」において、大学院入学前までの各自の研究を発表・討論する。その中で、大学院での新たな研究テーマを絞り込む。修士課程2年次については早い段階で修士論文の題目を決定し、「研究指導演習Ⅲ・Ⅳ」で各自のテーマに沿った研究計画、方法について指導を受ける。本研究科では複数の教員から幅広い指導を受けられるようにするため、これらの演習は複数の専任教員が参加するコロキウム形式で行われている。

また、年間の研究指導計画に関するスケジュールを年初に明示している。学生の主体的な参加を促すため、1・2年合同の全体発表だけでなく小グループ発表（各グループ教員2～3名）をバランスよく配している（資料4-10）。

上記の研究指導演習担当教員とは別に、研究指導教員（主）および同補助教員（副）が個別の修士論文の作成指導にあたっている。研究指導教員（主・副）の選定にあたっては、1年次前期の「研究指導演習Ⅰ」での個別および集団指導の機会を経て、1年次の前期終わり頃に学生の希望を考慮しつつ決定する。個別的な研究指導は指導教員および副指導教員が行うが、研究テーマによってはこれらの指導教員以外の教員が関わった方がよい場合もあるため、複数教員によるチーム体制をとって柔軟に指導にあたっている。

心理臨床の実践に関しては、臨床心理学を専門とする複数の専任教員、大学院附属カウンセリングセンターの嘱託カウンセラー3名（公認心理師・臨床心理士）、学外のスーパーバイザー（公認心理師・臨床心理士：各学生に1名）による重層的な指導を行っている。学生がカウンセリングセンターでケースを担当する際には、同センターのカウンセラーによる受理面接の陪席、インテーク・カンファレンスでの報告と検討、スーパーバイザーによる毎週のスーパービジョン、教員全員参加型のケース・カンファレンスでの定期的な報告と検討、専任教員による継続的な個別のフォローアップなど、種々の形態および専門性による手厚い指導を実現している（資料4-11）。

以上のように本学では、CAP制、履修登録上限単位の緩和、丁寧なシラバスの提示、学生1人1人に向けた丁寧な指導などにより、学生の学習意欲を活性化する体制を整えていることから、学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

各学部学科、専攻科、研究科における教育の実施にあたっては、セメスターごとに全授業科目について授業評価アンケートを実施して、学生からの意見を聞き、授業内容や授業方法の改善・向上に役立てている（資料4-12）。各教員は、授業評価を受けた対応を学生にフィードバックしている。また、授業評価の集計や総括はFD委員会において行われており、その結果を各学科へフィードバックするとともに、全学的な自己点検・評価にも活用されている。また、毎年度に学科FDを行い、教育の実施と学生の学習を振り返り、効果的に教育を行うための措置について各学科が議論し、その結果をFD委員会で報告・共有することで、教育の実施に関する全学内部質保証推進を行っている（資料4-13）。大学院でも、授業評価に対する対応やFD活動は研究科委員会の方針に従って実施されている。

（5）成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位などの適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価および単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織などの関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織などの関わり

・成績評価および単位認定を適切に行うための措置

本学では、大学設置基準の規定に沿って京都光華女子大学学則（助産学専攻科規則を含む）、京都光華女子大学大学院学則に成績評価、単位認定および学位授与について定めている（資料 1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。授業科目の単位数は、授業時間外に必要な学修などを考慮して 45 時間の学修を必要とする内容をもって 1 単位とすることを標準としている。毎年、学年暦において前期、後期の授業は 15 週（回）を確保し、定期試験は授業回数とは別で設定している。対面授業の際は、カードリーダーで出席管理を行い、学生は光華navi で、それを確認することができる。授業を 3 分の 1 以上欠席した学生は定期試験の受験資格を失い、単位認定されないことを「履修のてびき」において明示しており、厳格な出席管理が行われている（資料 4-3【ウェブ】、p.8）。

学生が本学に入学する以前に他の大学または短期大学において修得した単位については、編入学の場合を除き、教務委員会の審議を経て、60 単位を超えない範囲で本学において習得したものとみなすことができる。

成績評価は、定期試験や最終レポートのほか、発表や報告書などの内容、討論への参加などの平常点の成績を総合して行われる。定期試験は、筆記試験やレポート提出などの方法によって行っている。成績は、100 点満点の 60 点以上を合格とし、秀（90 点以上）、優（89～80 点）、良（79 点～70 点）、可（69～60 点）、不可（60 点未満）で表示される。さらに、本学では各学生の成績を総合的に示すための GPA（Grade Point Average：学業平均値）制度を導入しており、「秀」の GP は 4.0、「優」は 3.0、「良」は 2.0、「可」は 1.0、「不可」は 0.0 として、学期ごとに算出され、学生にフィードバックされる。評価方法と成績基準は、各授業科目のシラバスに明記してあり、これに基づいて行われる。複数の教員が担当している科目については、教員間で評価基準の公平化および明確化を図り、個々の教員により評価基準などが異ならないように調整し、成績評価と単位認定の適切性を保証している。また、リベラルアーツ教育科目においても、シラバスに明示している成績評価の観点と基準に基づいて適切な成績評価を行っている。特に大学での学習の基盤となる「アカデミックスキル入門」では、評価対象を細分化して配点などを公開し、より客観的な評価を実施し、学生の学習意欲の向上につなげている（資料 4-14）。

<成績・GP（Grade Point）の基準について>

合格／ 不合格	成績 評価	成績評価基準	成績内容	GP
合 格	秀	90 点以上	特に優れた成績	4.0
	優	80 点以上 90 点未満	優れた成績	3.0
	良	70 点以上 80 点未満	妥当と認められる成績	2.0
	可	60 点以上 70 点未満	合格と認められる最低限の成績	1.0
不合格	不可	60 点未満	合格と認められる最低限の成績に達していない場合	0.0
	欠	—	試験欠席	
その他	認		コンソーシアム京都の単位互換・編入・留学等による単位認定科目 科目等履修科目	GPA 対象外

大学における卒業、修了要件は、学則第25条において定められており、本学に4年以上在学して第9条に規定する単位以上を修得した者については、大学運営会議の議を経て卒業を認定し、学長が卒業証書を授与している。本学の卒業認定に必要な単位は、必修科目、選択必修科目、選択科目を含め128単位以上と定めている（資料1-1【ウェブ】）。

大学院の修了要件は、大学院学則第14条において定められており、課程に2年以上在学し、正規の授業を受け所定の科目について、心理学研究科臨床心理学専攻は42単位以上、看護学研究科看護学専攻は32単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出してその審査および最終試験に合格しなければならないとしている（資料1-2【ウェブ】）。

・学位授与を適切に行うための措置

学位の授与については、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、所定の教育課程を修め、知識や能力を身につけた学生に対して学位を授与している。

大学では、すべての学部・学科において、卒業研究または卒業論文の作成を義務付けており、その提出方法は「履修のてびき」に明記されている。卒業研究・卒業論文の審査は各指導教員が厳正に行い、その評価方法・成績基準はシラバスに明示している。また、その成果の一部は卒業研究発表会などにおいて発表され、関係教員・在学生だけでなく、全学的に公表されている。

学位の授与については、4年以上在学し、学則に規定された卒業所要単位数以上を修得した場合に、教務委員会で卒業判定が行われる（資料4-15）。教務委員会の議を経て、大学運営会議で審議され、最終的に学長が学士の学位授与を決定する（資料4-16）。

大学院では、他大学の大学院で既に履修した授業科目、および本大学院において科目など履修生として履修した授業科目については、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に参入することができる（資料1-2【ウェブ】）。学位授与については、2年以上在学し、指定された必修科目・選択科目を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文審査および最終試験に合格しなければならない（資料1-2【ウェブ】）。学位論文審査（修士論文）に関しては、「修士論文評価基準」（資料4-17）に則り審査され、「京都光華女子大学学位（修士）規程」に従って研究科委員会の審議および大学運営会議を経て修了認定され、その者に対して学長が修士の学位を授与している。「修士論文審査基準」は『履修のてびき』（資料4-7【ウェブ】p.2）にて公表している。

以上、成績評価、単位認定および学位授与については大学運営会議において審議・承認を得ており、全学的な内部質保証が組織的に進められていると評価できる。

（6）学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方

法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織などの関わり

全学的に実施されている学習成果を測定するための各種アセスメント（卒業生満足度調査、授業評価、学修行動比較調査、DP ルーブリックなど）については、学長直轄の EM・IR 部が取りまとめ、結果を EM・IR 部会にて評価し、学部学科に周知される（資料 4-18）。各学科・専攻においては、学科会議・専攻会議において、各種アセスメント結果についての意見交換を通して、学生の学習成果の把握および評価を行っている。特に、4 年間の学びの集大成である「卒業研究」または「卒業論文」については、例えば、キャリア形成学部、健康科学部健康栄養学科では、論文（あるいは制作物）の提出に加えて、毎年、報告会での口頭発表を開催することにより、学内の教職員や在学生に公開している。

上記に加えて、看護学科、健康栄養学科、医療福祉学科、こども教育学科においては、学習成果を測定するための指標として看護師、保健師、管理栄養士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験の合格率や教員採用試験などの合格率、各専門職としての就職実績があげられる。これらの結果の分析は、各学科と学生サポートセンターの協力体制下で行われ、大学運営会議で報告されている（資料 4-19、4-20）。各学科、教職・保育職支援センターなどの各組織は、この分析結果をもとに次年度の改善・向上策を検討して実行しており、それぞれ専門的な職業を担うために必要な能力の修得状況を適切に把握し、評価・改善につなげている。その他、英語、情報系、ビジネス系、心理系、運動指導などの資格取得状況、栄養士実力認定試験の得点に加え、それぞれの資格を活かした就職実績などが各分野の特性に応じた学習成果を測定するための 1 つの指標となる。

学習成果を測定するための指標として、DP ルーブリックも活用されている。例えば、健康科学部心理学科では 2020 年度卒業生において DP 達成度（4 点満点）の平均点は 2.9 点であり、一定の学習成果がみられたと評価している。また、こども教育学部こども教育学科では、授業科目ごとに DP に従い作成されたカリキュラムマップの到達目標に基づき適切に学生の学習成果を把握し、到達目標に応じた学習量とその配分に基づき学習成果の評価を行っている（資料 4-21）。特に複数の教員が担当する科目では、授業前後に打ち合わせを行い、学生の学習成果の状況を共有しながら、学生への指導の内容や方法について検討・改善する機会を設けている。

毎年、卒業年次の学生を対象に実施されている「卒業生満足度アンケート」の結果は、学長直轄の EM・IR 部が取りまとめ、大学運営会議に報告されている。2020 年度アンケート結果（回答率 88%）によれば、「本学に在学したことの満足度」（「満足」「やや満足」の合計）は 90.7%、「授業についての満足度」（「満足」「やや満足」の合計）は、86.5%であり、コロナ禍で不自由な学生生活を強いられたにもかかわらず、例年と変わらない結果で

あったことは、本学の教育力の高さやきめ細かな学生支援によるものと評価することができる（資料 4-18）。また、この調査結果を受けて、各学科・専攻科・研究科において検討を行い、次年度の改善・向上に向けて活用されている（資料 4-23）。

本学の特色として、独自に学習成果を測定する指標として「大学教育再生加速プログラム（AP）」において AL 水準アセスメント（光華 AL アセスメント）を開発し、2014 年度から実施している（～2019 年度）。本学では、学習・学修マネジメント力として、基本的な知識・基礎教養を身につける「学習力」に、専門知識を身につける「学修力」、これらを勉強するための時間管理などを行う「マネジメント力」の 3 つの力の向上を目指し、主体的に行動できる「アクティブラーナー」の育成を目指している。AP プログラムの終了後は、ALCS 学修行動比較調査を採用し、引き続きこれらの力の向上を目指した方策の検討に活用している（資料 4-18、4-24【ウェブ】）。

大学院では、心理学研究科において研究指導に関し複数指導体制を採用しており、各学生の研究における進捗状況について、定期的に共有する機会を設けている。心理専門職と関連が強い実習に関しても、複数教員および指導者による把握・評価の体制をとり、特に、カウンセリングセンターでのケース担当を中心とした学内実習では、修得状況に関して、実習時間の把握（資料 4-25）はもちろん、嘱託カウンセラー、同センター長、実習担当教員、学外スーパーバイザーなど、実習に係わる多様な指導者の見解を総合的に把握して学習成果の評価や今後の指導へとつなげている。

修士 2 年次に行っている週 1 回の学外実習（保健医療領域、福祉領域、教育領域）では、実習担当教員は月に 1 回の巡回指導により、実習生の学習状況を把握するとともに、「実習達成度評価基準」（資料 4-26）に則して、実習生ごとに実習担当教員、施設の実習指導者、実習生本人による達成度の評価を行っている。

以上、学位授与の方針に明示した学生の学習成果の把握については、卒業生満足度調査、授業評価、学修行動比較調査などのアセスメントを実施し、その結果を EM・IR 部が集計・評価を行い大学運営会議で報告している。各学科・専攻科・研究科においては、その結果を受けて次年度の改善・向上策の策定に活用していることから、全学的な内部質保証が組織的に進められていると評価できる。

（7）教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、2016 年度、全学的に「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の見直しを行い、現在、すべての学部学科・専攻科・研究科において 3 つのポリシーが策定されている。毎年、年初に「学位授与の方針」と「質の高い教育保障」の達

成に向けた目標と具体策を各学科・専攻科・研究科の運営方針として作成し、それぞれの長が大学運営会議で報告し、審議・承認を受ける。また、その年度の終了時に達成状況を作成し、その結果も大学運営会議で評価を受ける。この一連のサイクルによって、学位授与方針と質の高い教育の実現に向けた取組みについての全学的な点検・評価が保証されている（資料 2-17）。

教育課程およびその内容、方法の適切性についての点検・評価は、各学部学科・専攻科・研究科において行われている。各種アセスメント結果（卒業生満足度調査、授業評価、学修行動比較調査、DP ルーブリックなど）をもとにした学科での教育課程およびその内容、方法の適切性の検討などが行われ、次年度の学科・専攻科・研究科の運営方針に活用され、より良い教育内容への改善に努めている。点検・評価の結果、教育課程の変更がなされる場合には、大学運営会議と教務委員会において審議・承認が必要となる。

以下、リベラルアーツセンター、健康科学部心理学科、こども教育学部こども教育学科、大学院の例を示す。

・ リベラルアーツセンター

リベラルアーツ教育科目の運営を所管するリベラルアーツセンターでは、教育課程およびその内容、方法の適切性について、毎週の所員会議で開講科目の運営状況を逐次的に把握し、前・後期末には総括的な振り返りを行い、内容の改善・向上に努めている。所員会議での検討内容と総括は、大学運営会議、FD 委員会および教務委員会に報告し、全学での共有を図っている（資料 4-27）。さらに、センターと各学科との連携を図るため、2019 年度は年に 4 回、リベラルアーツ教育推進協議会を開催し、各学科との意見交換を行い、リベラルアーツ教育科目の授業方法、授業内容の改善に反映させている（資料 4-28）。

・ 健康科学部心理学科

2016 年度に心理学の専門性を活かし、施設などで活躍する保育士の養成を目的とした保育士養成課程を設置し、教育課程の改定を行った。さらに、2018 年度には国家資格である公認心理師養成に対応した教育課程に改定を行った（資料 4-3【ウェブ】、p. 107～、p. 286～）。また、2018 年度専門応用科目に「基礎心理学」区分を追加し、心理学の基礎的な知識を強化するとともに、「キャリアデザイン」区分を新設し、将来設計についての専門的な学びを導入した。これらの区分の追加は、保育士養成、公認心理師養成に対応した教育課程の改定とあわせて、「心理学の知見を生かし、自己を確立して社会で活躍できる女性」を育成するという教育目標の達成を推進するものである。

・ こども教育学部こども教育学科

学科の完成年度を迎えるにあたり、学生がより効果的・効率的に学べるよう、また専門科目における理論と各種実習における実践との往還が深まるよう、科目区分の見直しと科目の整理を行い、2019 年度に教育課程の変更を行った（資料 4-3【ウェブ】、p. 128～）。さらに、2020 年度に教育課程の変更を行い、教職課程の再課程認定の制約などで変更できなかった科目追加などを行った。その際には 4 年間の学生の履修状況・履修モ

デルのシミュレーションに基づき、配当年次・授業形態・単位数の検討を行い、教育課程およびその内容や方法の適切性について、点検・評価を継続的に実施している。その結果をもとに、学科内でカリキュラム検討委員会を設置し、より良い教育課程編成を目指し、改善・向上に向けて毎年協議を行っている。2022年度には、絵本にかかわる幅広い知識や技能を身につけることを通して、地域や幼稚園・保育所などで絵本の魅力や可能性を伝えながら読書活動を行うことのできる認定絵本土（国立青少年教育振興機構認定資格）を養成する講座を開設する。

・大学院

心理学研究科では、開講しているすべての科目について評価を受け、教育内容・方法の改善に活用すべく学生アンケート調査を実施している（資料 4-29）。アンケート結果は、当該科目担当者が閲覧でき、個々の教員の教育・研究指導方法の改善の一助としている。また、アンケート結果は研究科長も閲覧でき、必要に応じて学生および科目担当者に聞き取り調査を行っている。その結果、研究科会議で改善の余地があると認められる場合には、科目担当者に対して教育内容・方法の改善を促すなど改善を図っている。

看護学研究科では、教育課程およびその内容、方法の適切性について、研究科委員会で検討され、シラバスチェックや授業アンケートによる学生評価をもとに、より良い教育内容・方法の構築に努めている。

以上のように、本学では学科・専攻科・研究科における点検・評価と大学運営会議での定期的な審議・承認が行われている。さらに教育課程の変更については教務委員会、大学運営会議で審議・承認が行われ、教育課程の改善・向上に取り組んでいる。これらのことから、教育課程および教育内容、方法の適切性について点検・評価を実施し、改善・向上に向けた取組みを行っている判断できる。

2. 長所・特色

・教育課程の編成と成果として、健康科学部健康栄養学科では、毎年、国家試験対策委員会を中心に学科、学生サポートセンターが協力して前年度の合格状況をもとに対策が更新されている。また、保護者懇談会などを通じて学生・保護者・教員間の密な学習サポート体制の構築にも努めており、管理栄養士の国家資格試験合格率は8年連続で全国平均を上回っている（資料 4-20）。さらに、2020年度より地域社会の健康問題を見出し、産官学連携を通して課題解決に適切に対処する能力を養うことを目的に、「健康プロジェクトⅠ」、「健康プロジェクトⅡA・ⅡB（ⅡBは2022年度開講予定）」を開講して教育内容の充実に努めている（資料 4-22）。また、健康科学部看護学科では、学内での講義・演習・実習と、臨地実習の教育目標の共有を図り、看護師・保健師・養護教諭Ⅰ種の資格取得に向けて教育課程を展開中である。国家試験対策も、クラスアドバイザー・卒業論文ゼミの指導教員・国家試験対策委員の3者による関わりにより学生の特性に即した対応を実施しており、看護師の国家資格試験合格率は、1期生から7年連続で全国平均を上回っている（資料 4-20）。

・アクティブ・ラーニング導入の成果として、大学は2014年度に文部科学省の「大学教育再生加速プログラム（AP）」テーマⅠ（アクティブ・ラーニング）に選定され、2019年度までの6年間、大学全体でアクティブ・ラーニング型の授業科目の導入に取り組んできた。その結果、PBL（課題解決型学習）、反転授業、ディスカッション、プレゼンテーション、実習・フィールドワークのいずれかの要素を含む科目が全体の50%を超えるまでに至っている。アクティブ・ラーニングの積極的な導入については、シラバス作成時に、下記のように「授業方法」を具体的に記載するよう授業担当者に依頼している（資料4-8）。

- ・アクティブ・ラーニング：PBL（課題解決型学習）、反転授業、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、フィールドワーク（学外授業）、QFT（質問駆動型授業）などの実施について
- ・ICT機器：クリッカー、タブレット（ロイロノート）などの利用について

・質の高い教育の維持として、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」では、例年「タイプ1」が大学教育の質を問うている。本学は、2013年度当初から2020年度まで8年連続でこれに採択されており、自己の点検・評価を確実にし、社会的ニーズに対応した改善・向上につなげることで、質の高い教育を維持していると判断できる（資料4-30）。

3. 問題点

アクティブ・ラーニングの改善点として、「大学教育再生加速プログラム（AP）」テーマⅠ（アクティブ・ラーニング）に選定されたことで、大学全体でアクティブ・ラーニング型の授業科目の導入に取り組んできた結果、PBL（課題解決型学習）、反転授業、ディスカッション、プレゼンテーションなどを含む科目の割合が増えたが、目標としていた学生1人あたりのアクティブ・ラーニング科目に関する授業外学修時間は、当初の目標値を下回るという結果になっている。今後、クラスアドバイザーが中心となり、各科目での課題取組や予習・復習の徹底、個別学生が設定した目標達成に向けた学習継続の助言と支援などにより、学習の量と質と向上させていく。

オンライン授業への対応について、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、2020年度からオンライン授業を導入し、2021年度は感染状況を見ながら、対面授業とオンライン授業（教員には学生の通学時間などを考慮してオンデマンド配信を推奨している）を組み合わせたハイブリッド型授業を行っている。これにより、教員や友人との人間関係の形成が難しくなり、学習意欲・活動意欲が低下するケースも見られる。一方、通学にやや難がある学生の履修状況に改善がみられるなど、効果的な面もみられる。今後、本学の「寄り添う教育」を遠隔教育においても実現させる方策をさまざまな観点から検討していく必要がある。

4. 全体のまとめ

大学では、すべての学部学科・研究科が「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。これらは共通の4項目である、「知識・理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」、「統合的な学習経験と創造的思考力」に区分され、それぞれの学科・研究科の専門性

に応じた内容が設定され、全学で統一のとれたものとなっている。

「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」についても、学位授与方針に基づき、授与する学位ごとにそれぞれ4つの項目が設定されている。このうち、「建学の精神教育」、「基礎・教養科目」はすべての学部・学科教育に共通しており、「建学の精神教育」では「現代社会に生きる女性として思いやりの精神をもって、社会とかかわりを持ち続ける価値観や態度を身につける」、「基礎・教養科目」では「健全な市民性の涵養や日本文化への理解をはじめ、幅広い知識と教養を身につける」ことを目的に、教育課程を編成している。特に「基礎・教養科目」は、リベラルアーツセンターが中心となり、全学共通のリベラルアーツ教育科目（「共通コア科目」群、「外国語コミュニケーション」科目群、「健康とスポーツ」科目群、「人文・社会・自然」科目群）を統括・運営している。「専門基礎教育」、「専門教育」では、学位授与方針と同様、各学部・学科の専門性に応じて、それぞれの学位課程にふさわしい授業科目を体系的に編成している。

教育課程の実施方針についても、学生の問題発見・解決力やチームマネジメント力、セルフマネジメント力などを高めるための方法として、PBL やアクティブ・ラーニングの積極的な導入、各種の学習支援・適切な履修指導など、大学全体として取り組む実施方針に基づき、各学部・学科が取り組んでいる。

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うために、カリキュラムマップ、カリキュラムフローチャートの作成や授業科目のナンバリング、CAP 制の導入、成績上位者に対する履修登録上限単位の緩和を行っている。

また、授業内容に加えて授業方法の詳細を盛り込んだシラバス作成と、光華 navi での公表、科目担当教員のオフィスアワー体制や、全学的な学習ステーションおよびピア・サポーターによる学習支援、学科ごとの学習施設であるコモンズの設置とクラスアドバイザー制度など、個別支援が必要な学生のフォロー体制も整備し、1人1人に寄り添う教育を実現している。

また、セメスターごとに全授業について「授業評価アンケート」を実施し、その結果を光華 navi で授業担当教員に伝え、対応を受講生にフィードバックしている。この仕組みは当該授業の改善という観点から授業開始週から2/3程度過ぎた時期に行い、授業の中で受講生にフィードバックをし、教育の質の向上に取り組んでいる。

大学院においても、心理学研究科と看護学研究科が「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を定め、公表している。

また、それぞれコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行い、厳正な学位論文の審査および最終試験ののちに学位（修士号）を授与している。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表 評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力などの求める学生像 ・入学希望者に求める水準などの判定方法

本学では、建学の精神「仏教精神による女子教育」のもと、人間形成に精励し、社会で活躍できる有為なる女性の育成を目指しており、こうした目的を実現するため、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」および「入学者受け入れ方針(アドミSSION・ポリシー)」を一貫性、整合性あるものとして、学生募集単位(学科・専攻、専攻科、研究科)ごとに策定している(資料5-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】)。

以下、キャリア形成学部キャリア形成学科、心理学研究科臨床心理学専攻のアドミSSION・ポリシーを例示する。

・キャリア形成学部キャリア形成学科

本学科では、女性としての生き方・働き方を確立し、多様な業界・業種で活躍できる就業力を持つ女性を育成します。そのため、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために必要な、次に掲げる基礎的な知識・技能および関心・意欲を備えた女性を求めています。

このような入学者を適正に選抜するために、教科(国語、英語、数学)の試験、小論文、面接など多様な選抜方法を実施します。

- ・大学での学びを継続・発展しうるために必要な基本的生活習慣を身につけている。
- ・高等学校などまでの「国語」「英語」「数学」「探求」などの学習を通じて、聞く、話す、読む、書く、論理的に考えるという基礎的な知識・技能を身につけている。
- ・身近な社会問題などについて、高等学校などまでの学習で得た知識を活用して自分の考えを表現できる。
- ・女性の生き方、働き方に関する諸問題に関心がある。
- ・日本語、英語、数学、情報などの技能を修得して、コミュニケーション力を高めることに関心と意欲がある。
- ・プロジェクトなどの実践的な学びを通して、思考力、判断力、問題解決力を磨き、思いやりをもって他者と協働できる人として成長したいとの意欲がある。
- ・ビジネス・リテラシーと組織マネジメントの基礎を修得して、ビジネスや公共の世界で活躍することに意欲がある。

・心理学研究科臨床心理学専攻

入学にあたり、本研究科での教育を受けるにふさわしい、次のような能力と適性を備えた人材を選抜する。

- ・人の心に対する深い関心と洞察力を持つ人物。
- ・柔軟で安定した対人関係を築くことができる人物。
- ・臨床心理学領域での専門的職業人を目ざす意欲と能力を持った人物。
- ・心理学の発展に貢献するために主体的に研究に取り組む意欲と能力を持った人物。

以上で示したとおり、本学のアドミSSION・ポリシーは、教育理念、教育目的を踏まえた「学位授与方針」や「教育課程の編成・実施方針」を実現させるべく一貫性を持って策定されているとともに、入学前の学習歴、学力水準、能力などの身につけておくべき力と、その水準を判定する方法を明確に示し、入学者選抜における選抜方法を明示している点からも適切に設定されているといえる。また、これらの方針は本学ホームページ「教育情報の公開」に適切に公表しているほか、「入試ガイド」「入学者選抜要項」への記載、外部 Web サイトの「大学ポートレート（私学版）」からも確認することができ、誰もが容易に確認できる方法で公表している。なお、前回の大学評価（2015 年度）における中間評価にて指摘を受けていた大学院生受け入れ方針における情報公開に関しては、「教育情報の公開」にて公表することで改善を行った（資料 5-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、5-2～5-5、5-6【ウェブ】）。

（2）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会など、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では入学者受け入れ方針（アドミSSION・ポリシー）に基づき、大学入学後に必要となる基礎的・基本的な知識・技能として高等学校で履修すべき科目や学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価・判定するため、各入学者選抜区分に応じて、学力検査（科目）、小論文、課題、口頭試問（面接）、グループディスカッション、プレゼンテーションなどの選抜方法を定めている（資料 5-2、5-5）。また、授業料や入学後の経済的支援に関する情報は、「入試ガイド」「入学者選抜要項」および大学ホームページに掲載している（資料 5-2、5-5）。

入学者選抜区分としては、一般選抜（前期 A 日程、B 日程、C 日程、後期日程）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期～Ⅲ期）、学校推薦型選抜（内部、指定校・協定校・真宗大谷

派系高等学校、公募制)、総合型選抜(Ⅰ期～Ⅲ期)、特別選抜(社会人、外国人留学生、光華ファミリー選抜、スポーツ推薦選抜、編入学、社会人編入)を設けており、文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」に基づき、入試方法、入学願書受付日や募集人員などを適切に設定している。

一般選抜では、学科・専攻ごとのアドミSSION・ポリシーに基づいて必修科目・選択科目を定め、多肢選択式または記述式の科目試験により評価・判定を行っている。

学校推薦型選抜のうち専願制である内部推薦、指定校・協定校・真宗大谷派系高等学校推薦については、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書、志望理由書、課題、および口頭試問(面接)により多面的・総合的に判定・評価を行っている。また、併願制の公募制推薦選抜では、出身高等学校長の推薦に基づき、学科・専攻ごとのアドミSSION・ポリシーに基づき定められた科目の基礎学力テストの得点と、調査書の学習成績の状況を得点化し、両者を総合して評価・判定を行っている。また、健康科学部看護学科の公募制推薦選抜においては、前述の方法に加え、グループディスカッションの試験を課し、その得点も加えた総合点で評価・判定を行っている。

総合型選抜では、入学志願者本人の記載するエントリーシート(活動報告や志望理由)、調査書、課題、小論文および口頭試問(面接)で入学志願者の能力・意欲・適性などを多面的・総合的に評価・判定を行っている。

専攻科については、内部推薦選抜および一般選抜(Ⅰ期、Ⅱ期)を実施しており、試験内容はアドミSSION・ポリシーに基づき、専門領域に関する科目試験、小論文および口述試験の総合点で評価・判定を行っている(資料5-4)。

研究科についても同様に、アドミSSION・ポリシーに基づき、入学者選抜は各専門領域に関する知識・能力を有し、広い視野に立った研究能力を持つ者を受け入れるために、各研究科の専門を重視した科目試験および口述試験により評価・判定を行っている(資料5-3)。

学生募集および入学者選抜の運営体制としては、「入学・広報センター」を組織し「入学・広報センター規程」に基づき学生募集・広報、高大接続、入試制度および入学者選抜実施に関する事項などを取り扱っている(資料5-7)。入学・広報センター長は学長推薦を受けた教員から選出され、理事長の命を受け、入学・広報センターの業務を統括する。

入学・広報センターが所管する委員会として、学生募集・広報の基本計画、オープンキャンパスおよび高大接続事業などの全学的な基本的事項について審議する「募集広報・高大接続推進委員会」と、入試制度、入学者選抜に関する事項について審議する「入試委員会」を設置し、各委員会規程に則り、それぞれの任務にあたっている(資料5-8、5-9)。

入学者選抜実施においては、試験実施要項を策定し試験の執行手順などを明確にしており、実施要項に沿った試験運営によって入学者選抜の公平性を確保するようにしている。

また、学長が委員長を務める「入試実施委員会」が設置され、選抜試験が厳正かつ円滑に行われるように管理・統括を行っている。合否判定については、入試委員会が原案を作成、「大学運営会議」において審議、学長が決定し合格発表を行っている。これらの事項については、「京都光華女子大学学則」および「京都光華女子大学入学者選考規程」に定められている(資料1-1、4-16、5-10)。

大学院についても「京都光華女子大学大学院学則」「各研究科委員会規程」に基づき、公

正かつ適切に入学者選抜を行っている（資料 1-2【ウェブ】、5-11、5-12）。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施については、入学者選抜要項に、身体に障がいがあるなどの理由で受験上の配慮を希望する場合は、事前に本学に相談するよう記載し、別室での受験などを認めている。なお、障がいのある学生が合格した場合は、入学前の段階から学科・専攻・研究科と関係部署と情報を共有し、学生が円滑にキャンパスライフを送れるように学生生活上のサポート体制について対応を行っている（資料 5-2～5-4）。

入試における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策については、文部科学省「令和3年度大学入学選抜実施要項」および「令和3年度大学入学選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」の通知に基づき、総合型選抜の実施方法の変更、面接時間の短縮、科目試験の出題内容における学習の遅れへの配慮、試験室での換気、距離を離れた座席指定、マスク着用の義務化、入学志願者全員の手指消毒の徹底など感染拡大対策を施し、試験を実施した。また、すべての入学志願者に対し、試験日の7日程度前からの自主検温などによる体調管理を要請するとともに、試験監督などに携わる学内の教職員に対しても同様に体調管理を徹底させた。

また、試験当日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患し療養中または濃厚接触者となり欠席する入学志願者への対応としては、申請により別日程への振替受験、または別日程での振替ができない入学選抜の場合は入学検定料の返還対応を行うこととした。こうした対応については、本学ホームページ上に掲載するとともに、入学志願者全員へ要請文書を受験票に同封して送付し、周知・徹底を図った。なお、試験当日に当該事由により欠席した入学志願者はいなかった（資料 5-13～5-15）。

以上により、本学の大学および大学院における入学選抜実施は、入学・広報センターが主体となり、学長および大学運営会議、研究科委員会の責任のもとで、規程や実施要項などに基づき運営体制を適切に整備し、入学選抜に関する情報を適切に周知し、合理的配慮の対応を行っており、本学は適切な入学選抜実施体制により、入学選抜を公正に実施していると判断できる。

(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

＜学士課程＞

- ・入学定員に対する入学数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

＜修士課程、専攻科＞

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学士課程においては、「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」および文部科学省「大学入学者選抜実施要項」に基づき、入学者選抜区分ごとの入学定員を設定し、過剰に学生数が多くならないよう、また定員数を割ることのないよう、過年度にわたる入試データを参考にしながら合格者数を決定し、入学定員の管理を行うことで、入学後の教育環境を適切に保つように努めている。なお、入学定員を下回る場合、一般選抜および大学入学共通テスト選抜においては、追加合格により欠員を補充することになっている。

大学全体の過去5年の入学定員に対する入学者比率は、以下のとおりである。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均
大学	0.92	0.95	1.09	1.02	0.84	0.96

2021年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響で、高校訪問での高校現場への直接的なアピールの機会や進学相談会、オープンキャンパスといった進路決定を大きく左右する募集イベントが急遽オンライン開催や中止になるなど、対面接触の機会が極端に減り、大学全体の入学定員未充足に至ったと推測している。しかし、過去5年平均でみると充足率0.96であり、入学定員未充足ではあるものの、入学定員に対する入学者数比率は適切に管理できているといえる。

学部ごとでは、キャリア形成学部キャリア形成学科において、前回の大学評価（2015年度）における中間評価にて指摘を受けた過去5ヵ年の入学者比率の平均0.87からの改善状況に関しては、以下のとおりである。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均
キャリア形成学科	1.05	1.08	1.23	1.21	0.92	1.09

2017年度から2020年度にかけての入学志願者数の増加に伴い、特に2019年度、2020年度と2年連続で入学定員充足率が超過傾向にあったため、定員未充足が続いていた健康科学部医療福祉学科から入学定員を移行し、2021年度は入学定員を10名増員した。しかし、2021年度においては前述の理由から定員充足率0.92と未充足であったが、2017年度から2021年度までの5ヵ年平均は1.09であり、入学定員に対する入学者比率は適切に管理できているといえる。

健康科学部について、学部全体の5ヵ年平均の入学定員充足率は0.95であり、概ね適切な入学者の管理ができているといえる。

学科ごとでは健康栄養学科は管理栄養士専攻、健康スポーツ栄養専攻ともに2017年度から年々入学志願者が減少傾向にあり、2020年度、2021年度の2ヵ年連続で定員未充足である。専攻ごとの教育内容の魅力づくりに取り組み、学生募集・広報とうまく連動させ学外へ発信することで入学志願者の回復に努めていく。

看護学科は受験人口の減少と看護系学科新設などに伴う募集環境の変化により、年々志願者数は減少傾向にあるが、入学定員充足率は1.12である。特に2021年度は前述の理由により、過年度の入試関連データの傾向と入学志願者の動向が一致せず、入学歩留率の予測違いにより入学定員充足率1.25と定員を大きく超過した。

心理学科においては、前回の大学評価（2015年度）における中間評価にて再度報告の指摘を受けた過去5カ年の入学者比率の平均0.69からの改善状況は以下のとおりである。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均
心理学科	0.35	0.96	1.34	1.38	0.78	0.96

2017年度に入学定員充足率0.35と大きく定員割れしたことを受け、教育内容の魅力向上を目的にカリキュラム改訂を行い、学生募集広報と連動させ発信を強化するとともに、2018年度から入学定員を30名削減した。その結果2018年度から志願者数は上昇傾向に転じ、2019年度、2020年度はいずれも入学定員充足率1.3を超過した。このことを受け、2021年度に同学部の医療福祉学科から入学定員を移行し10名増員したが、2021年度は前述の理由から定員充足に至らなかった。しかし、過去5カ年に渡って入学定員に対する入学者比率は是正されたといえる。

医療福祉学科は2017年から2020年にかけて入学定員未充足が続いたことを受け、2021年度に他学科へ入学定員10名を移行したが、2021年度においても入学定員充足率0.73であった。社会福祉専攻では2017年度、2018年度の2カ年は入学定員充足率0.35と大幅な定員未充足が続き、専攻の学びの魅力を出口領域と連動させ分かりやすく広報することで、2019年度から徐々に入学志願者数が増加に転じ、2020年度は入学定員充足率0.93にまで回復した。2021年度は前述の理由が影響し、入学者数は定員を大きく下回っている。言語聴覚専攻では年々入学志願者数が減少傾向であり、2021年は入学定員を10名減員したが充足率は0.87と定員未充足が続いている。2021年3月卒業生の国家試験合格率が養成課程設置後初めて全国の新卒合格率平均を上回り、本学の魅力である寄り添うサポート体制を広報し、丁寧に伝えることで入学志願者数の回復に努めている。

こども教育学部こども教育学科は過去5カ年の入学志願者数は減少傾向であり、2018年度から2021年度まで4年連続で定員未充足が続いている。これを受け、2022年度は入学定員を10名減員（人間健康学群へ移行（2022年4月開設））するとともに、学科の学生募集回復および魅力向上を図るワーキンググループを教職協働で結成し、議論を進め、高大連携の取り組み強化や取得可能な資格の見直し、教育内容の特色化を図り、2022年度の学生募集、入学志願者の回復に努めている。

編入学については、健康科学部健康栄養学科において編入学定員を満たしていない点について対処すべき課題として認識し、2022年度から3年時編入学定員を撤廃する（人間健康学群へ移行）。これにより、前回の大学評価（2015年度）における中間評価にて指摘を受けた編入学生数比率0.13を改善することができる。

助産学専攻科については、2018年度の開設以来4カ年の入学定員充足率の平均は1.08と概ね安定的な入学志願者の獲得、適切な定員管理ができています。2021年度においては入学志願者数が大幅に増加し、定員充足率1.3と超過したため、2022年度においては内部推薦選抜および一般選抜Ⅰ期のみの実施とし、補欠合格により欠員補充を行い、適正な入学定員の管理に努める。

大学院修士課程（研究科）における入学定員充足率の5カ年平均は心理学研究科で0.58、看護学研究科で0.88であり、いずれも入学定員未充足の状況である。改善に向けては入学・広報センターと研究科教員との協働により広報ツールの作成、研究科オープンキャン

パスの実施などで入学志願者の回復に努めている。

以上により、学士課程においては大学全体で見ると適切な定員管理を行い、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているが、入学定員を充足していない学科・専攻も見られ、入学定員充足を喫緊の課題と認識し、回復に努めるよう対処している。

専攻科については在学生数比率の適正な管理が概ね出来ているが 2021 年度の超過に関しては翌年度の入試制度の変更などで適正な管理を行えるよう対処している（大学基礎データ 表 2、表 3）。

大学院修士課程については両研究科とも在学生数比率が低く、定員確保が厳しい状況であり、適切な定員管理がなされているとは言い難い。こちらについても入学定員確保を喫緊の課題とし、教職協働で回復に努めていく。

（4）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における学生の受け入れの適切性についての点検・評価については、学生募集広報・入試実施を取り扱う主幹部署である入学・広報センターにおいて、翌年度の募集計画や募集方針、入試要項を盛り込んだ「入試募集広報戦略」の策定手順のなかで適切に行っている（資料 5-16）。

まず、毎年各推薦入試が終了した時点で行う中間の振り返りのなかで、当該年度の各入試データや学生募集活動の状況をもとに抽出された課題や改善点を洗い出している。そして、学生サポートセンター、EM・IR 部において実施している入学後の学生の追跡調査・分析データを参照しながら選抜方法の在り方を向上させるべく、各学科・専攻、専攻科、研究科と情報を共有して協議を行っている。その内容をもとに、オープンキャンパスや広報戦略、高大接続の取り組みについては「募集広報・高大接続推進委員会」、入学試験の実施形態や選抜方法などについては「入試委員会」の両委員会において、その適切性や公平性について全学的に点検・評価を行うとともに、次年度の「入試募集広報戦略」案を策定している。この両委員会を責任主体として検証・策定した「入試募集広報戦略」は、最終的に学長を議長とする全学的な大学運営会議にて審議され、学長が決定している。

点検・評価結果に基づく改善として、社会情勢や志願者動向などを踏まえたうえで、これまでの入試結果や体制などの適切性を検証している。例えば、総合型選抜においては、より多面的、総合的に評価するために、事前課題・レポートを点数化し、面接などでの評価と合わせて総合的に判定できる方法に変更した。さらに、指定校制推薦選抜や内部推薦選抜などの学校推薦型選抜における出願条件（学習成績の状況）の見直しを行うなど、改善に努めている。

また、併設の京都光華高等学校からのスムーズな高大接続の促進を目指す取り組みとして、高等学校の各教育プログラムと連動した高大連携事業の実施、出張講義などを積極的

に行っている。高校1年生から内部進学に向けた進学促進イベントを実施し、在学生の姿を通して、本学の学びやキャンパスライフの魅力を伝えることで、内部進学率は増加傾向にある。

さらに、全体の志願入学者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、オープンキャンパスのスケジュール、内容、告知方法の見直しを行うことで、オープンキャンパス参加者の出願率は年々向上しており、本学を正しく理解し、志願意欲を向上させる機会として効果を発揮している（オープンキャンパス参加者の出願率：2017年度40.7%、2018年度44.4%、2019年度42.6%、2020年度45.6%、2021年度49.5%）。

2. 長所・特色

・学生サポートセンター、EM・IR部が、入学後の学生の追跡調査・分析データを参照しながら、選抜方法の在り方を向上させている。オープンキャンパスや広報戦略、高大接続の取り組みについては「募集広報・高大接続推進委員会」、入学試験の実施形態や選抜方法などについては「入試委員会」で、その適切性や公平性について全学的に点検・評価を行い、次年度の「入試募集広報戦略」案を策定している。このように、学生の受け入れに関するデータの分析結果の点検・評価を通じて、次年度の改善につなげている。

3. 問題点

健康科学部医療福祉学科および、こども教育学部こども教育学科においては、定員未充足が常態化しており、入学志願者の分析、学生募集広報の在り方を継続的に検討・実施することが喫緊の課題となっている。

また、大学院心理学研究科においても5ヵ年連続で定員未充足であり、前述の定員未充足学科同様、入学志願者の回復、定員充足が課題である。入試制度や収容定員の適切性について検証を進めるとともに、課題解決に向け、教職協働で取り組みを進めている（大学基礎データ表2）。

4. 全体のまとめ

本学では「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を大学は学科・専攻、専攻科、大学院は研究科ごとに定め、ホームページ上で公開している。また、『入試ガイド』、『入学者選抜要項』にも明示し、受験生をはじめ、在学生、教職員および社会に対し広く公表している。アドミッション・ポリシー、は本学の教育理念、教育目的を踏まえた「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を実現させるべく一貫性を持って策定されているとともに、入学前の学習歴、学力水準、能力などの身につけておくべき力を明確に示し、入学者選抜における選抜方法を明示している点からも適切に設定されている。

学生募集および入学者選抜の運営体制としては、「入学・広報センター」を組織し、「募集広報・高大接続推進委員会」「入試委員会」を設置、学生募集・広報、高大接続、入試制

度および入学者選抜実施に関する事項などを取り扱っている。

入学者選抜実施においては、学長が委員長を務める「入試実施委員会」が設置され、厳正かつ公平、円滑な試験実施のため管理・統括を行い、合否判定は入試委員会が原案を作成、大学運営会議において審議、学長が決定し、合格発表を行っている。

入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理については、学士課程においては、大学全体で見ると適切な定員管理を行い、在籍学生数を収容定員に基づき、適切に管理している。しかし、入学定員を充足していない学科・専攻も見られ、全学科・専攻における安定的な入学定員充足を喫緊の課題と認識し、回復に努めるよう対処している。大学院修士課程については両研究科とも在学生数比率が低く、定員確保が厳しい状況であり、適切な定員管理がなされているとはいい難い。こちらについても入学定員確保を喫緊の課題とし、教職協働で回復に努めていく。

第6章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科などの教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢など

評価の視点 2：各学部・研究科などの教員組織の編成に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化など）の適切な明示

学則において定める大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像を以下のようにであることを明示している（資料 6-1【ウェブ】）。

- ・仏教精神である智慧と慈悲によって、向上心、潤いの心、感謝の心という「光華の心」を持つ学生の教育に努めるため、優れた教育力・研究力、豊かな人間性を兼ね備える教員。
- ・建学の精神に基づいて人間形成に精励し、一方で、幅広い教養を身につけ、さまざまな資格を取得して社会で活躍できる有為な学生を社会に送り出すことに貢献する教員。
- ・大学および各学部・研究科の理念・目的、教育目標を十分に理解したうえで、教育と研究に専心し、その成果を社会に還元し、教育者・研究者としての社会的責務を果たせる教員。

大学としての教員組織の編成方針においても、以下のように明示している（資料 6-1【ウェブ】）。

「教員組織の編成については、大学および学部・研究科の教育方針に基づき、学生に対して責任ある教育を行うため、文部科学省の設置基準に則った専任教員を配置するとともに、本学の理念に基づき、各学部・研究科における「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を実現するのに十分な教員組織を整備する。また、教員人事に関しては、所定の手続きに則った透明かつ公正で適切なものとし、教育研究上の実績を踏まえた相応しい教員を配置する。そして、配置された教員は、品位を保ち、秩序を保持し、互いに協力することに留意して、教育研究に関する資質向上に取り組む。」

上記の編成方針に則り、各学部・学科、専攻科、研究科それぞれの特色ある教育課程を実行するうえで必要な教員を、専門領域、人数、年齢構成、性別などを考慮して編成している。また、教員・保育士、栄養士や看護師などの国家資格を取得するための養成機関として認可を受けている学科においては、関係法規に従って養成機関として相応しい資格と教育研究業績を有する教員組織を編成している。

その他、「京都光華女子大学教員資格審査基準」において教育研究上の資格を有することを、「光華女子学園就業規則」第 19 条において服務の基本原則を、また、教職員必携であ

る「建学の精神」と教育方針」の中でも教職員の職業倫理（行動規範）として高等教育機関の教員としての使命と職責を果たせる人材であることを、それぞれ明示している（資料6-2～6-4）。

（2）教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体および学部・研究科などごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編成のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置、男女比、年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授または准教授）の適正な配置
- ・教員の授業科目担当への適切な配慮
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

評価の視点3：教養教育の運営体制

・大学全体

原則として、各学部・学科、専攻科、研究科においては、前述の教員組織の編成方針に基づき、適切な教育研究活動を展開するために、学科開設に係る文部科学省への申請と届出、その後の履行報告を行った内容が継承されているものの、その後の教員の定年退職や転出による後任も補充に努めている。

大学全体としての専任教員数は108名であり、内訳は、キャリア形成学部15名、健康科学部70名（健康栄養学科19名・看護学科29名・心理学科9名・医療福祉学科13名）、こども教育学部18名、助産学専攻科3名、真宗文化研究所および女性キャリア開発研究センター2名となっている。研究科の専任教員数は22名であり、内訳は、心理学研究科10名（心理学科と兼務）、看護学研究科の12名（看護学科と兼務）となっている。職位別には、教授45名、准教授32名、講師22名、助教9名である。男女比については、大学全体では男性32名、女性76名であり、女性の比率が約70%を占めている。年齢構成は29歳以下1名、30歳代10名、40歳代34名、50歳代29名、60歳代31名、70歳以上3名であり、採用人事では年齢構成のバランスを十分考慮している（資料6-5【ウェブ】）。

教育上主要な科目への専任教員の配置に関しては、学部開設時点では大学設置基準をもとにその適切性が保証されている。その後の教員の定年退職や転出による後任補充、あるいは教育課程を充実するための新規採用が必要な場合には、当該学部長・学科長からの要望について、学長と理事長のもと学園の事業計画などに照らした教育の充実と人件費の適正化の観点から内容が検討される。人事計画が適切であると認められる場合には、後述の「京都光華女子大学教員資格審査基準」に基づく採用人事手続きが進められるため、教育課程の実施に必要なかつ適切な専任教員の編成がなされている（資料6-2）。

教員の研究時間を担保しつつ適切な教育内容の授業を確保するために、学部長、学科長、各学科教務委員を構成員とする教務委員会での検討を経てすべての科目の担当教員、兼任

教員、非常勤講師の適任性と分担科目数を決定している。なお、専任教員の担当コマ数は、原則として週6コマ（1コマ90分）と定められており、役職者については、削減科目数を設定し、公務に支障をきたさないようにしている（資料6-6）。

大学全体としての専任教員と非常勤教員の人数と比率は、専任教員108名に対して非常勤教員184名であり、〔非常勤教員／専任教員〕比率は1.7となっている。また、教員1人あたりの学生数は17.6人であり、多人数教育にならない適正な教員数が確保されている（資料6-7【ウェブ】）。

研究科に関しては、すべて学科専任教員が兼務している。研究科での担当授業コマ数は、専任教員の責任担当授業コマ数の6に含めている。

一般教養科目にあたるリベラルアーツ教育科目については、キャリア形成学科の教員を核に複数の学科教員から構成されるリベラルアーツセンターが運営を統括しており、授業担当者を含む実施計画を立案し、教務委員会に諮っている（資料6-8）。

各学部学科・専攻科・研究科では以下に示した教員組織を編成している。

・キャリア形成学部キャリア形成学科

専任教員数は15名であり、このうち4名が実務家教員である（資料6-5【ウェブ】）。キャリア形成学科は、専門応用の3分野（ビジネス、サービス、ソーシャル）を主に担当する教員、女性エンパワーメントや汎用スキル（日本語リテラシー、ICT、外国語）を主に担当する教員、および全学のリベラルアーツ教育課程を主に担当する教員で構成されている。

・健康科学部健康栄養学科

専任教員数は、専任教員19名であり、栄養士法施行規則に定められる管理栄養士養成施設および栄養士養成施設の教員・助手数および資格基準を充たしている（資料6-5【ウェブ】）。専任教員の科目の配置については、栄養士法施行規則の教育課程に沿って、専門分野の教育内容に応じた教員を適切に配置している。

・健康科学部看護学科

専任教員数は29名である（資料6-5【ウェブ】）。教員組織の適切性については看護学科の教授職で構成される専門委員会では検討されているが、採用については大学の規定に基づいて手続きが進められる。

・健康科学部医療福祉学科

専任教員数は13名である（資料6-5【ウェブ】）。教育上主要な科目への教員配置に関しては、社会福祉専攻では現場実習での学びの質を高めるため、実習関連科目である「相談援助演習Ⅰ～Ⅴ」は、全て現職の社会福祉施設職員が担当している。言語聴覚専攻では医学系科目の教育を充実させるため、言語聴覚士の他に医師2名を配置している。また、言語聴覚士の教員のうち1名は実習科目を担当することとし、学外での臨床実習に向けて段階的に指導を行える体制をとっている。

・健康科学部心理学科

専任教員数は9名で、設置基準上必要な専任教員数を充足している(資料6-5【ウェブ】)。専門分野は臨床心理学分野5名、発達心理学分野2名、社会心理学分野2名となっている。臨床系の大学院を有する本学では、領域別構成については臨床心理学系の教員が多く配置されている。

・こども教育学部こども教育学科

専任教員数は18名である(資料6-5【ウェブ】)。教員1名あたりの学生数も比較的少なく、学生にとって「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組実践が可能な陣容となっている。

・助産学専攻科

専任教員数は3名である(資料6-5【ウェブ】)。また、助教1名が看護学科(母性看護学領域)と兼務となっている。ただし、臨地実習においては非常勤講師を採用し、実習施設に専任教員もしくは非常勤講師を1~2名配置し、学生指導を行っている。

・大学院心理学研究科

心理学研究科の教員は全員、健康科学部心理学科に所属し、大学院を兼務している。研究科の理念・目的に基づき、専門分野にあって高度な学識と研究能力を持つ適切な教員を選任している(資料6-9【ウェブ】)。学部の専任教員が新たに大学院の授業あるいは研究指導を担当する場合の資格審査は、「京都光華女子大学大学院学則」第41条に則って、研究科委員会で審議する(資料1-2【ウェブ】、6-10)。また、社会心理学、発達心理学を専門とする専任教員、認知心理学、統計学を専門とする本学他学部からの兼任教員も関わっており、高度な心理専門職の育成に十分な教育が実施できる体制となっている。

・大学院看護学研究科

看護学研究科の教員は全員、健康科学部看護学科に所属し、大学院を兼務している(資料6-9【ウェブ】)。このほか、授業科目担当教員が7名となっており、研究科の理念・目的に基づき、カリキュラムに合致し、専門分野にあって高度な学識と研究能力を持つ適切な教員を選任している。

(3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教など）ごとの募集、採用、昇任などに関する基準および手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任などの実施

本学では、教員の募集と採用は原則、公募制をとっており、本学のホームページのほか、JREC-IN（研究者人材データベース）を活用している。公募要件などは、原則、統一されたフォーマットが使用されている。退職および転出による補充、あるいは教育課程の拡充

による増員などによって教員の採用が必要な場合は、当該学部長・学科長から「教員採用要望書」が学長に提出され、学長と理事長のもと、学園の「事業計画」（資料 2-30【ウェブ】）に照らした教育の充実と人件費の適正化の観点から内容が検討される。人事計画が適切であると認められる場合には、当該学科において「教員人事検討会議」が設けられ、候補者が選定された後、学科会議にて審議される。その後、候補者が当該学科から推薦され、学部長が学長と協議の上、「教員資格審査委員会」の開催を大学運営会議に提案し、その承認に基づいて委員会が開催される（資料 6-11）。「教員資格審査委員会」は、学長、副学長、学部長（当該学部および非当該学部より各 1 名）、当該学科長および専門委員により構成される。教授、准教授、講師および助教の選考基準をそれぞれ定めている「京都光華女子大学教員資格審査基準」に照らし、研究・教育業績や大学運営能力など、教員および職階の適任性を厳正に審議している（資料 6-2）。「教員資格審査委員会」で適任性が認められた候補者は、大学運営会議にて審議が行われる。承認後は学長が採用を理事長に具申し、理事会での審議を経たうえで、採用が正式に決定される。

専任教員の昇任は、「教員資格審査委員会規定」、「京都光華女子大学教員資格審査基準」、をもとに、学長が候補者の有無を各学部長・学科長に確認する。候補者がいる場合、その適切性が当該学科における「教員人事検討会議」にて審議された後、学科会議の承認を経て学部長・学長へ推薦される。その後の進め方は、新規採用と同様である。なお、専攻科、研究科を担当する専任教員は学部・学科の専任教員が兼務しており、採用、昇任は学部・学科の専任教員として行なわれる。

（4）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動などの評価とその結果の活用

本学の体制としては、副学長が長となり、各学科から選出された FD 委員から構成される FD 委員会が設置されており、本委員会を中心に全学的な FD 活動と各学部・学科における FD 活動を統括している（資料 2-4）。助産学専攻科の FD 活動は看護学科の活動に内包されているが、研究科の FD 活動については研究科委員会において統括されている。

全学的な FD 活動として主なものは、授業評価アンケートの実施、FD 研修会の実施、研究活動の支援、大学教育再生加速プログラム（AP）による教育改革である。また、多面的な活動を推進するために学科 FD 活動も行っている。加えて、2020 年度より新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延により実施されたオンライン授業について、その実施状況調査を全担当教員に向けて行っている（資料 6-12）。

2019 年より本学独自の教育指導法を確立すべく、「光華メソッド」と銘打った手法の全学的浸透を進めている。「光華メソッド」では、ロイロノートなどの教育アプリケーションを活用した ICT 教育、質問駆動型の教育（The Question Formulation Technique）、GRIT の強化と Mindset の転換、脳科学の知見に基づく女子教育、データサイエンス教育の導入、学習成果の可視化などの取組を進めている（資料 1-4、6-13【ウェブ】）。ICT 教育の進展お

よびオンライン授業への対応から 2021 年度入学生より BYOD を導入し、授業での必要時にノートパソコンを必携としている。

以下の各項目は、本学で実施している組織的な FD 活動である。

- ・授業評価アンケート

前期・後期それぞれにおいて全授業において実施し、授業担当者から学生へ改善内容などをフィードバックしている。全体の集計結果および学生の成績分布は FD 委員会にも報告し、改善点などを議論している。アンケートの設問内容は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延によるオンライン授業の展開に伴って、それまで実施していた内容を見直し、対面授業、オンライン（オンデマンド含む）授業の両方に対応したものに変更している（資料 6-14、6-15）。

- ・FD 研修会

学外からその分野に精通した講師を招聘した研修会、学内教員による教育方法に関わる事例紹介と研修会を、毎年開催している。さらに、年度によっては、新しい教育手法に関わるワークショップの開催も別途実施されている。これらの活動によって FD 活動の重要性を教職員に周知するとともに、先進的な教育手法や取り組みについての知見を全学的な教員の資質向上に役立てている（資料 6-16）。

2019 年度末に予定されていた FD 研修会は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延防止対策を受けて 2020 年度に実施した。また、2020 年度 FD 研修会のうち、外部講師を招聘した研修会は講師の体調不良により 2021 年 5 月に延期して開催した（資料 6-17）。

- ・オンライン授業評価

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延防止策として 2020 年度より実施されたオンライン授業について、その実施状況調査を半期ごとに全教科担当教員（非常勤を含む）に向けて行っている。集計結果については、教務委員会を通じて教員へフィードバックし、効果的な点あるいは問題点などを関係委員会および各学科で議論するための資料として活用している（資料 6-12）。

- ・研究活動の支援

教育の質を保証し、魅力ある授業を実現するためには、教員の研究活動とその成果の蓄積が不可欠である。そのため本学では、専任教員全員を支給対象とする「個人研究費」制度を設けている。教員は毎年事前に研究計画を提出し、その計画に基づいた研究費の使用と報告が義務づけられている。その他、大学の組織的な基幹研究を推進するための支援として「基幹研究費」や「教育改革支援制度」、個人および所属学科の教育・研究の向上を目的とした「特別研究費」、国内外の大学・研究機関などで実施する「国内研究および在外研究」に加えて、「学術刊行物出版助成」、「学会発表補助」などの支援制度が設けられている（資料 6-18）。また、科学研究費などの外部研究資金の取得を奨励するために、本学研究アドバイザーによる研究会を実施している（資料 6-19）。

- ・大学教育再生加速プログラム（AP）による教育改革

本学の「学習・学修マネジメント力を向上させる学修支援体制の構築の取組」は、2014年度に文部科学省の大学教育再生加速プログラム（AP）に採択された（資料4-24【ウェブ】）。このプログラムは、知識やスキルの修得に向けて主体的に行動ができる女性を育成するためにアクティブ・ラーニング（AL）を推進し、「学習・学修マネジメント力」を向上させる学習支援体制を全学的に展開する取組である。学習ステーションを活用した支援担当教員による学習サポート、ループリックを活用した学習成果のアセスメントシステムの導入などを通して、教育システムの開発と学生の自主性の育成に努めている。2019年度にはAP終了を迎えたが、その資産を継承すべく、学修成果可視化システムの全学展開を柱に検討を行っている。

- ・学科FD

2019年度より学科ごとの教育内容・成果に有用なFD活動を学科教員自らが考え、取組みを議論して実施し、授業改善へつなげていく形で推進している。すなわち、学科の組織的自主性を重視するとともに学科でPDCAサイクルを推進していく形を重視し、組織的な取組みを通じた教育力の改善と向上へつなげている。年度当初には、前年度のFD活動、授業評価やFD研修会についての討論などの活動内容をFD委員会へ報告し、全学的な情報共有を図るとともに、光華メソッドの浸透度合いの把握、全学的なFD研修会や新しい教育手法に関わるワークショップへの展開を議論している。さらに、2020年度においては新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延下におけるオンライン授業の取組みについても学科で有効な点あるいは改善点などの議論を要請している（資料6-20）。

以下、各学科、専攻科の報告の概要である。

- ・キャリア形成学部キャリア形成学科

キャリア形成学科で実施しているFD活動は、「授業改善」「教育内容の共有・検討」「教育成果の共有」の3つであり、それぞれについての取組みは次のとおりである。

- ①授業改善

- ・学科内FD研修の実施（2020年度には、前期はオンライン授業の実施状況の共有や問題点についてのディスカッション、後期はオンライン授業の公開とハウツー情報の共有）
- ・学科会議での授業状況・学生の状況に関する積極的な情報共有

- ②教育内容の共有・検討

- ・新任教員の新学期オリエンテーション（全学年）への参加
- ・学科会議でのカリキュラムマップの確認・検討
- ・各学年ゼミ、卒業研究、プロジェクト科目などでの担当者会議の実施、授業内容の統一

- ③教育成果の共有

- ・学びの成果報告会への全教員の参加

- ・4年生全員が発表する卒業研究計画発表会（7月）、卒業研究発表会（1月）の実施と全教員の参加
- ・プロジェクト実践成果報告会や長期インターンシップ報告会への教員参加

・こども教育学部こども教育学科

学科FD活動では、卒論・卒業研究の各ゼミでの評価基準について検討するなど、教員の教育力の向上を目指している。また、授業に関する研究論文集『京都光華女子大学こども教育研究』を発行、第2号からは査読を実施するとともにISBN(978-4-9910011)も取得した。加えて、各教員の授業指導法・内容の一端を公開するとともに、論文集発行後には学科内研修として論文批評会を実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげている（資料6-21）。

コロナ禍でオンライン授業を余儀なくされた中、学科全教員がさまざまな授業の工夫を行った。2020年度末には学科内FD研修会で、①入学直後から対面で学べない新入生がロイロノートの使用でクラスの仲間や大学での授業に親近感を抱けるよう工夫をした「基礎ゼミ」、②実技科目でありながらロイロノートで全15回実施した「音楽」、③質問駆動型授業(The Question Formulation Technique: QFT)を実践し、問いを自ら立てる学びを実践した「専門ゼミ」の授業を取り上げた。以上の授業について3名の担当者が発表、全教員がコロナ禍に有効な授業方法を交流する研修会とした。

・健康科学部健康栄養学科

健康栄養学科では、学科FD活動として、2019年度には教育アプリであるロイロノートを活用した教授型授業と活用実践報告研修会の開催、2020年度にはロイロノートを含む教育アプリやQFT、オンラインツールを活用した授業事例の報告、管理栄養士国家試験および栄養士実力認定試験の出題基準に沿った授業内容の確認、管理栄養士国家試験および栄養士実力認定試験の対策状況など、学科検討会を通して情報を共有し、意見交換を行った。

・健康科学部看護学科

看護学科では、各役割および実習などの年度末評価実施の徹底により教育のPDCAサイクルを構築し実施する学科教育の全体的な方向性を共有する場となっている。また、本学独自の教育手法である光華メソッドの活用の推進を意図した研修会も実施している。

・健康科学部医療福祉学科

社会福祉専攻では、社会福祉士および精神保健福祉士資格指定科目の授業内容について、専任教員やそれらの科目を担当する非常勤講師間で随時、連絡調整を行い、授業内容の質の確保に努めている（2020年度はZoomにて教員懇談会を実施）。

言語聴覚専攻では、専任教員と非常勤講師が共同で担当する科目において、授業内容や授業運営に関する情報交換を随時行い、授業内容の質の確保に努めている。また、コロナ禍において学外実習を学内実習に変更して行う際は、臨床現場から講師を招いて、実際の症例評価を経験できる形式を取るなど、内容の工夫を行っている。

・健康科学部心理学科

心理学科では、新任教員に対して、学科長・教務委員が学科の教育課程・目的（ディプロマ・ポリシーなど）および担当科目の主旨（カリキュラムマップの位置づけ）などについて説明を行っている。また、2020年度は「特色ある教育内容の実施とその体系化」の具体的目標値として授業評価「満足」＋「やや満足」80%以上を学科目標のひとつに掲げ、学科内FD活動に取り組んだ結果、授業評価「満足」＋「やや満足」86.9%と目標を達成した（資料 4-18）。学科検討会で、卒業生満足度調査や各学期の授業評価の結果をもとに、授業・教育に関する問題点を可視化し、改善策を検討し、教員の教育力向上に努めている。非常勤講師との懇談会を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大下では代替の取り組みとして「非常勤講師授業等アンケート」を実施し、結果を共有することにより、非常勤講師担当科目も含めた授業改善の取り組みを推進している。

・助産学専攻科

教育の目的・目標達成に向けて、学生による授業評価を活用するとともに、教員間の連携・情報交換、シラバスを活用して科目間での連携を密にしている。あわせて、研修会、学会などへの積極的な参加、研究活動を通して、教員個々の授業の充実、教育力の向上に向けた研鑽に努めている。

・大学院

心理学研究科では、教育課程の適切性の検証のため、学生による無記名の授業評価アンケート調査を全科目対象に実施し、その結果を各授業担当者へフィードバックすることで、研究科教員の資質向上の一助としている（資料 6-22）。FD委員会は学部のみを対象としているため、研究科が主体となり研究科委員会で検証を行っている。

看護学研究科においても、教育課程の適切性の検証のため、学生による無記名の授業評価アンケート調査を全科目対象に実施し、その結果を各授業担当者へフィードバックすることで、研究科教員の資質向上の一助としている（資料 6-23）。看護学研究科のFD活動については、看護学科と合同で講演会などを実施している。

(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性についての定期的な点検・評価としては、内部質保証システムのもとで学長の指示により毎年実施される「教員評価制度」に則った自己点検・評価があげられる。本学は2006年より「教員評価制度」を導入してきたが、2012年からは教育活動、研究活動、管理運営、諸貢献ごとに実績シートを策定して、授業評価、学生指導、FD活動、学術論文、学会発表、外部研究資金の獲得状況、学内校務、社会貢献などをポイント化し、その合計による5段階評価による教員評価を実施している（資料 6-24）。各教員の自己評価結果に

については、学科長、学部長、学長による内容確認を受けた後、教員評価委員会において最終評価を行っている。概要の集計結果と分析については大学運営会議へ報告され、総括を行い、教員組織の適切性について改善点や向上策が議論される（資料 6-25）。2020 年度には、大学の中期計画の策定、光華メソッドの推進に伴って評価項目の変更を行った。

また、新規採用や昇任などの教員人事については、1.（3）で述べたように学園の年度ごとの「事業計画」に照らした教育の充実と人件費の適正化の観点から内容が検討されるとともに、京都光華女子大学教員資格審査基準など明確な基準と手続きに基づき、教員組織の適切性を考慮した上で、適格性と公平性を担保している。また、各種の国家資格の養成を行う学科の教員人事においては、該当する法律に基づいて必要とされる有資格者を採用している。

毎年の教育課程の運営については、各学科において作成された原案に対して教務委員会ですべての科目の担当教員、兼担教員、非常勤講師の適任性と担当コマ数などが審議されている。教育課程の変更を伴う場合には、各学科において作成された原案に対して、改善点、教育効果、経費面などについて教務委員会、大学運営会議の審議を経て確定される。

以上のように、本学の教員組織の適切性についての定期的な点検・評価は、教員評価制度、教員人事の妥当性や適格性、教育課程の管理運営、各学科・専攻科・研究科における学科会議などでの検討の中で行われている。ただし、全学的な教員組織の編成計画については学園の事業計画や将来計画に伴って点検・評価する作業が行われている。

2. 長所・特色

- ・本学の教員組織は、年齢構成上は 39 歳以下がやや少ないものの、40～60 歳代ではバランスがとれている。また、職階別では教授が約 42%を占めており専門教育の質が保たれていると考える。男女比率の点では女性が約 70%を占めているが、これは女子大学の特性であると捉えることができる。

- ・FD 活動においては、2019 年より本学独自の教育指導法を確立すべく、「光華メソッド」と銘打った手法の全学的浸透を進めている。また、ICT 教育の進展およびオンライン授業への対応から 2021 年度入学生より BYOD を導入し、新入生に対してノートパソコンを必携とした。

- ・キャリア形成学部キャリア形成学科は、実務家教員を積極的に専任教員として採用している。また、本学部は、「大学教育再生加速プログラム」に採択された「学習・学修マネジメント力の習得に向けたアクティブラーナーの水準向上」（事業期間：2014 年～2019 年）の実施責任学部として、①授業改革、②全学的な学修支援体制の構築、③学修成果の可視化、④アクティブラーナー水準アセスメントの構築に取り組んだ。

- ・こども教育学部こども教育学科では専任教員が多くの授業を担当することによって、各教科の授業内連携も盛んに行われており、多面的できめ細やかな教育を行う体制がとれている。こうした特性を活かして、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大によるオン

ライン授業への移行、学生支援も速やかに進めることができた。

・健康科学部健康栄養学科は、管理栄養士および栄養士養成を主眼とした教育課程からみて、各専攻分野に適切に教員が配置されている。教育の質保証として、クラスアドバイザーによる個別面談を実施し、ゼミ単位で成績状況を把握し支援につなげることで、近年の管理栄養士国家試験合格率は高い水準を維持している（資料 6-26）。

・現状説明で述べたように、健康科学部心理学科の 2020 年度卒業生満足度アンケートの結果では、心理学科の教員への満足度は 100%であり、本学科教員は、教育・学生支援において適切な役割を果たしているといえる。また、2021 年度現在、臨床心理分野の教員 6 名は全員公認心理師資格を有し、実務経験豊富な教員が「心理学の専門性に基づく能力の習得を通して、心の健康という観点から人と社会（組織）に関わっていける実践力を身につけた人材」の育成を目指し、教育・研究指導にあたっている。

・助産学専攻科は、学生の主体性を引き出すために、学生個々が「キャリアデザイン・ポートフォリオ」を作成し、1 年間の成長過程が可視化できるようにしている。学生は、入学後にそれぞれが描いている助産師像、自分になりたい助産師像“ビジョン”をまず記載し、次に、そのビジョンを達成するために、1 年間の目標を、さらに目標を達成するための行動目標を記載する。その後、目標達成に向けて実地した結果（情報収集したものや成果、その時々思いなど）をファイリングし、半期終了後や実習後に振り返りを行うことで、自身の成長や課題を確認し、次のステップにつなげていく。

3. 問題点

全学的には、大学教育再生加速プログラムによる教育改革、「学習・学修マネジメント力を向上させる学修支援体制の構築の取組」（～2019 年度）で得られた資産を継承・発展させるべく、学修成果可視化システムの全学展開を柱に検討を行っているものの、システムの構築には至っていないため、早急に対応する。

また、教員組織の適切性についての定期的な点検・評価の内容をもとにした議論が、全学的な教員組織の改善・向上に向けた取り組みに十分連動できていない。各教員・教員組織がこれまで培ってきた教育力・研究力をさらに高められる教員組織への再編に向けて、徹底した議論と多面的な評価を全学的に行っていく。

キャリア形成学部キャリア形成学科においては、リベラルアーツ教育やセンターなどの全学組織の運営を担う教員が多いため、専門教育の質を担保するために、ほぼすべての専任教員が増担せざるをえない状況にある。また、教育および大学運営にエフォートが偏り、研究活動が低調になる傾向がある。全学的な教員配置や職務配分の調整により、当該学科の教員の研究時間の確保を図る。

こども教育学部こども教育学科では、学科新設時のカリキュラムを文部科学省による再課程認定時（2019 年度）に一部変更し、各科目の「到達目標達成度評価」を 2019 年度末に実施した結果、特に「到達目標 3」に関する評価が低い学生が多い傾向が認められたこ

とから、2022年度に現行のカリキュラムが一巡後、再度の検討を図る予定である（資料 6-27）。

4. 全体のまとめ

本学では、学則において定める大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像、各学部・学科、専攻科、研究科の教員組織の編成に関する方針を明示している。また、それに則り、各組織でそれぞれ特色ある教育研究活動を展開するために適切に教員組織を編成している。特に、国家資格を取得するための養成機関として認可を受けている学科においては、関係法規に従って相応しい資格と教育研究業績を有する教員組織を編成している。

本学のFD活動は、FD委員会を中心に全学的なFD活動と各学部・学科、研究科におけるFD活動を多面的に実施しており、教員の資質向上につなげている。特に、本学独自の教育指導法を確立すべく、「光華メソッド」と銘打った手法の全学的浸透を今後も進めていく。

本学の教員組織の適切性についての定期的な点検・評価は、教員評価制度と教育課程の管理運営を中心に行われている。

第7章 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向などを踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

第1章に記述した教育理念のもと、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることのために学生支援のワンストップ化を目指し、各部署、学科などの支援ネットワークの強化、連携、協力、適切な情報共有を進めている。

特に本学が掲げる「エンロールメント・マネジメント（EM）」は、2008年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に選定された本学独自の学生支援体制であり、入学前から卒業後までの親身できめ細かい学生支援を徹底して行うことを目的としている。本学ではこのEMが、学生支援の根幹を成しており、この取り組みを進化・発展させてきた。これらは、各年度に作成される事業計画書、事業報告書にもまとめられ、あわせて運営方針とともに全学的に公表され、全学教職員一堂に会して説明される機会が年度末に毎年設けられている（資料2-30【ウェブ】、2-31【ウェブ】）。

(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制の整備はされているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備
 評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施
 評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施
 評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施
 評価の視点 5：学生の正課外活動を充実させるための支援の実施、学生の要望に対応した支援の適切な実施

1) 学生支援体制の適切な整備

学生支援の組織体制は、事務局組織として学生サポートセンター（修学担当、学生生活担当、学生支援担当、学習ステーション、保健室、学生相談室など）、女性キャリア研究開発センター、人権啓発センター、就職支援センター、国際交流センターなどが組織され、それぞれの立場から関連部署と連携を取り学生支援にあたっている。また、各学部学科・専攻科・研究科の教員は、クラスアドバイザーとなり学生の修学、生活全般に関して個別支援を行い、必要に応じて各関連部署と連携している。さらに各分野での支援体制を円滑に進めるために教務委員会、学生生活委員会、国際交流委員会などの委員会が組織され、教員と職員が構成員となり各種学生支援に関する課題などを検討している（資料4-15、7-1～7-2）。

2021年度からは、非常勤のスクールカウンセラーを週1回配置し（資料7-3）、教職員に対しても対応困難事例などのアドバイスを行う体制を整えた。また、要支援学生への支援

では、2ヵ月に1度は学生サポートセンター、就職支援センター、保健室、図書館、国際交流センター、女性キャリア開発研究センター、学園運営部、学習ステーションの職員が会議を持ち、学生の情報共有を図り、どのような場でも学生が適切な支援が受けられるよう体制を整えている。

2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

・修学支援全般（成績不振の学生、留年者・休学者および退学希望者の状況把握と対応を含む）

修学支援では、年度開始時に新入生および在學生に向けて、各種オリエンテーションを教員・職員の協働で実施している。教員は、専門教育ガイダンスを中心とした履修指導などを実施し、学生サポートセンターの職員からは履修登録説明会として光華 navi の利用方法、履修登録、成績・出欠の管理、履修の手引きの活用や方法などのガイダンス、各種資格取得に係るガイダンスなどを行い、教職員が協働して学生が円滑に学修を進めていけるよう支援している（資料 7-4～7-6）。

学生サポートセンター職員の一部は、学科担当制とし各学科に置かれている事務室（コモンズ）に配置され、各学科の学びの特性に応じた学修支援、成績不振の学生、留年者・休学者および退学希望者の状況把握と対応を教員（クラスアドバイザー）とともにを行っている。特に、国家試験受験を控えた学科では、国家試験の受験に至るまでの履修、国家試験模試の準備・実施、結果のデータ管理、国家試験出願手続きの説明会など学生サポートセンター職員と教員が協力して支援にあたっている。

・学生の能力に応じた補習・補充教育や正課外教育（学習ステーションにおける修学支援）

日々の学修支援としては、2014年に開設した学習ステーションが大きな役割を担っている。学習ステーションは、学生の主体的な学修を支援する場として、専任職員3名（常駐）および学科教員兼務の学習アドバイザー3名（2018年度からは情報リテラシー担当1名含む）常駐し、学生スタッフであるピア・サポーターとともに学修支援にあたっている（資料 7-7）。

学習ステーションにおける学修支援には、主として①教職員の主導による取り組み、②ピア・サポーターの主導による取り組みがある。①の取り組みの1つ目は、「企画講座の実施」であり、「ノートテイク講座」や「レポートの書き方講座」など主に初年次学生を対象に、基礎的な学習技能・内容を身につけ、大学の授業に対する戸惑いや不安の解消と学修への円滑な導入を図ることを目的としている（資料 7-8）。2つ目は、「正課の授業と連携した授業外学習支援の取り組み」である。これは、1年生には学修負荷が大きい一部の必修科目（仏教の人間観、アカデミックスキル入門、情報リテラシー）において、授業担当者と打ち合わせを行い、授業の進行を踏まえ課題の作成やテスト対策などを支援している。この活動はピア・サポーターがチューターとしても支援に加わっている。

前述のピア・サポーターの取り組みは、「ピアサポカウンターでの学生相談」、「授業外学修支援」などである。「授業外学修支援」は、「履修登録相談会」や「定期試験前学習相談会」のほか、「ピアサポ企画」というピア・サポーターが学生のニーズに応じて「講座」の企画・運営をしている。これらの「講座」では、学科の専門的な学びの内容などを紹介す

る機会もあり、参加学生同士が学科や学年を超えたつながりや進路を考える機会ともなっている（資料 7-9）。これらの参加者数は 2016 年度以降、年々増加し学生同士の学修の機会を提供している。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がいや疾病などにより入学後に修学上の支援や特別な配慮を必要とする学生には、「京都光華女子大学障がい学生支援に関するガイドライン」（資料 7-10）に則り、適切な学修環境、大学生活を提供できるよう入学前より本人および保護者に状況を確認し、必要な支援を把握している。

入学後は、本人・保護者・教職員が面談を実施し、合意形成を経て配慮申請書を作成し、学生生活委員会に提出する。学生生活委員会での承認後、支援学生が受講するすべての科目の担当教員に配慮願を提示し、支援が徹底して行われるようにしている。現在、支援を必要とする学生は、視覚障がい 1 名、聴覚障がい 3 名（内 1 名は補聴器の利用申請）、その他の理由（心身的理由・学習障がいなど）17 名である。主な配慮内容は、座席の位置指定、機器の使用許可、障がいなどに応じた教材の準備、別室受験などの配慮、体調や通院欠席時の対応や許可などである。近年は、聴覚障がいに関する問い合わせが増えている。

・留学生などの多様な学生に対する修学支援

国際交流や留学、外国人留学生などへの支援は、国際交流センターが関係部署と連携し、国際交流委員会にて留学生支援や交際交流活動を検討・推進している（資料 7-2、7-11）。

外国人留学生（以下、留学生）には、入学後の 1 年間、修学面の相談窓口として日本人学生 1 名をチューターとして配置し、「留学生ハンドブック」により、修学面、生活面での注意事項や社会ルールなどの説明、指導している（資料 7-12）。また、月に 1 度のランチ会、学習ステーションではピア・サポーターとして他の留学生のフォローなど、留学生同士の交流を促進するとともに、日本人学生ともコミュニケーションを持つ機会としている。

学内での国際交流としては、近隣の日本語学校の留学生を招いてのイベント開催、日本語研修として海外から毎年 10～20 名程度を受け入れている。研修では、日本語学習のほか、京都の地の利を活かした文化体験や、本学と同敷地に併設する京都光華高等学校の伝統文化授業への参加も恒例で実施している。

本学は現在 6 カ国 16 大学と協定を結び（過去 7 年間で 10 大学増）、学生の海外研修・留学の選択肢を広げている。スタンダードな長期・短期・インターンシップのタイプに加え、主に夏季休暇などを利用した海外体験ができる研修も充実させている。これまでに、文化・食文化、栄養士や看護師関連、世界遺産、ファッション、音楽文化など、バラエティに富んだ研修を展開し、渡航前には英会話トレーニングなども実施している。これら海外研修は、奨学金制度を活用し、安心して取り組めるようにサポートしている。また、昼休みの時間帯を利用した語学ラウンジ（英語・韓国語）を開室し、講師と昼食をとりながら、アットホームな雰囲気の中で語学に触れる機会を持っている。

・奨学金その他の経済的支援の整備、経済的支援に関する情報提供

学業の意欲はあるが、経済的理由のために修学が困難である学生が教育の機会を奪われないことを目的に「経済支援奨学金」がある。最近の採用数は、これまでの20名から2018年40名、2021年60名と増加し続けている（資料7-13、7-14）。

また、2020年度は「新型コロナウイルス感染症対策 経済支援奨学金」を新設し、対応した。これには80件の応募があり、学生生活委員会で審議し、奨学金の基準を満たした49名の学生に対して10万円を給付した。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応の奨学金は、2021年度も継続している（資料7-15）。

その他に本学独自の奨学金としては、①緊急支援奨学金：天変地異による財産の損失や学費負担者の不慮の事故または死亡により、学費支弁や生活の維持が困難になった者への緊急的な給付、②その他の給付型奨学金として、キャンパスローン利子補給奨学金や、外国人留学生成績優秀者奨学金、光華女子学園奨学会奨学金を設けている（資料1-6 p.31-35）。これらの奨学金は、各奨学金規程に則って運用され、今回のコロナ禍のような状況も含め常に見直し、整備を行っている。

本学独自の奨学金以外では、日本学生支援機構奨学金やそれに付随する高等教育の修学支援新制度（2019年より案内）、地方公共団体や民間の奨学金（医療法人の奨学金制度など）も適宜案内している。これらの経済的支援に関する情報提供は、学生サポートセンター、ホームページや光華naviなどWebを通じて行われている。特に奨学金を希望する学生には、上記の情報提供以外にもオリエンテーション時の説明会、印刷物の配布により告知している。さらに申請方法の説明動画の配信、必要時には個別連絡などにより申請間違い、申請漏れを防いでいる。また、経済的な困窮で期日までの学費納付が困難な場合は、「学費延納願」の提出により納付期日を延長し、一括納付や分納（3分割まで）など納付方法を選択できる制度も運用している（資料1-6 p.31～32、7-16）。

・コロナ禍における修学支援

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、2020年3月には、教務部長を中心とする教務委員の教員と学生サポートセンター職員、情報システム部職員で構成された「感染拡大防止のための授業支援チーム（以下、授業支援チーム）」を発足した。これは、本学での“感染拡大防止”と“学生の学習権の保証”の両立を目的とし、コロナ禍での授業運営・支援について学生、教員に対する全学的なサポートを開始した。例えば、本学における授業方針の決定や遠隔授業を実施するまでの準備手順、光華naviのマニュアル作成、双方向授業に向けたライセンスの取得などの環境整備などである。遠隔授業に慣れない教員・学生が、混乱なく新たな授業形態に適應できるよう相談窓口も設け、学生・教員への授業支援を行った（資料7-17）。

2020年度の履修登録説明会は、オンラインでの実施に変更、履修登録から授業の受講方法まで、スタートアップガイドやガイダンス動画を作成し大学ホームページに公開し、学生が大学の学修を円滑に開始できることを目指した。新入生にはオリエンテーション資料、初年次教育に関するテキスト一式などを自宅へ郵送し、教科書はWeb販売に切り替え、自宅へ配送するなどの調整を行った（資料7-4、7-6）。

また、「授業支援チーム」では、2020年4月に全学生対象に「自宅のWeb環境に関する

調査」を行い、遠隔授業での受講環境が整っていない学生には、大学よりパソコン／Wi-Fi モバイルルーターの貸し出しを行った。演習・実習科目では、一部対面授業も継続して実施したが、正門付近に検温場所を設け、職員が検温チェック、マスク着用などを確認し、入構者の体調管理、感染防止対策を徹底した。

2021年度は、対面授業の開始を想定し、教員・学生それぞれに向けた授業指針を作成し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止における教室環境の整備や対面授業受講時のルール、各施設の利用ルールの策定を行った（体調不良時の対応、座席数の調整や消毒作業など）（資料 7-18、7-19）。

前述した学習ステーションにおいても 2020 年度前期はオンライン授業となり、混乱する学生への学修支援を行うため、公式 LINE アカウントを開設したほか、学習アドバイザーによる学修支援、オンラインによる「ピアサポカウンター」の開設や「ピアサポ企画」を実施した。加えて、クラスアドバイザー教員と連携し、オンラインツールなどに不慣れた学生や学修不安の学生などに、学習ステーションスタッフ職員からメール・Zoom・電話などで学修に関する連絡・相談を実施した。2020年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策に関する学園のガイドラインに基づき、利用制限を行いながらも学習ステーションを一部開室し、対面で学修相談・学修支援を行った。

国際交流・留学などでは、渡航型や対面形式を一切、中止せざるを得ない状況となったが、可能なものは全てオンライン型に切り替えた。実際に体験・体感することには限界があるが、オンライン型は参加費用も安価で済み、まずは体験してみるという最初の一步を踏み出すきっかけ作りとして適している面もあった。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）終息後もこれらプログラムの併用や活用方法についても確認する機会となった。

3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

学生生活支援は、主には学生サポートセンターが中心となり、関係部署と連携を取り支援にあたり、あわせて各学科・専攻科・研究科では、学年やクラスごとにクラスアドバイザー（教員）を配置し、学生の日常的な修学や学生生活の相談、助言を担っている。クラスアドバイザーは、担当学生の学修状況、出欠席、成績、単位の取得状況、休学中や復学への支援などの状況を確認し、個別支援を行っている。その他、面談を通じて友人関係、卒業後の進路、課外活動（ボランティア活動、学内外での活動、アルバイト状況など）の把握に努め、適宜、相談・助言をしている（資料 7-20）。特に授業欠席が多い学生には、速やかに対応し、心身のケアが必要な場合は、カウンセラーが対応する学生相談室や保健室とも連携して学生への対応にあたっている。

・学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮

健康支援に関しては、保健室と学生相談室が主な窓口となり、学生の健康状況の把握や支援を行っている。保健室では、学生の健康全般に関する取り組みを行っている。定期健康診断の受診率は毎年 95%以上であるが、特に新入生は受診率 100%を目標に、未受診者には受診勧奨を行ない健康状況の把握に努めている。健診結果で有所見を認めた場合は、受診勧奨を行い、受診結果を把握している。胸部レントゲン検査は感染症の観点からも集

団生活を送る学校においては重要な検査項目と位置づけ、100%受診が完了するまで追跡を行い、経過観察を行っている。BMI が 30%以上の高度肥満や 16%未満の高度やせが一定の割合でみられ、特に高度のやせの背景には摂食障害を有する場合もあり、学校医が本人・保護者同意のもと主治医と連携を取り、治療状況や活動内容について把握し、経過観察を行っている。また、入学時に提出される「健康調査票」「健康管理カード」から、入学生の 20%程度がなんらかの持病を有しており、必要に応じて保健室の看護師が、学生と面談を行い、大学生活にあたり不安に思っていることや配慮希望なども把握し、学生の同意のもとに学生生活委員やクラスアドバイザー、学生サポートセンターと情報を共有し、支援に活かしている。これら入学時面談は、支援を必要とする学生との最初の接点でもあり、大学生活、修学が円滑に進むために、特に力を入れて取り組んでいる。

また、本学は保健医療や福祉分野の専門職を育成し、病院・施設などで実習を行う学科も多いため、入学時から感染症の抗体価検査を実施し、必要な追加ワクチンなどの個別指導を早期から実施している。保健室への来室者数は 2016 年度以降、約 2,500 件／年で推移しており、来室理由は体調不良と健康相談が約半数ずつの状況である（資料 7-21）。

学生相談室では、臨床心理士、精神科医が心理的な相談に応じており、友人関係や授業のことなど学校生活にかかわる様々な相談があり、相談件数は 2016 年度以降 350～560 件／年で推移している（資料 7-22）。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラルなど）防止のための体制の整備

人権啓発に係る取り組みは、人権啓発センターが関係各所と連携して推進し、各学科・専攻科・研究科教員および事務職員で構成される宗教・人権・真宗文化委員会において、人権啓発に係る案件の検討を行っている（資料 7-23）。具体的な活動としては、学生・教職員への人権意識のさらなる醸成を図ることや、各種ハラスメントの防止を目的とした啓発イベントを年に 3 回行っている。5 月に主に学生を対象とした人権映画鑑賞会、11 月に主に学生を対象とした人権講演会、2 月に教職員を対象とした人権研修会を行っている（資料 7-24～7-26）。

また、各種ハラスメントの防止や対応のためには、相談窓口ならびに相談員を配置し、体制を整えている。学生にはリーフレット「ハラスメントのないキャンパス・ライフ」を配布している（資料 7-27、7-28）。学生からの相談は学生サポートセンター、教職員間の相談には人事部が対応し、守秘義務を厳格に遵守しながら必要に応じて関連機関と連携し、適切で迅速な対応や解決を図っている。

・寮などの生活支援

本学は、キャンパス内に学生寮をもち、24 時間駐在する寮指導員を配置して学生の生活の安全・安心を確保している。また、本学学生が優先的に入居可能な女子学生専用の本学指定マンションが 3 棟ある。これらは、株式会社学生情報センターに管理委託しており、セキュリティの高いワンルームマンションである。学生の居住施設については、大学案内や学生生活のてびき、京都光華女子大学お部屋探しマニュアル、本学ホームページなどで情報を提供し、随時見学を実施している。寮の入寮率は 100%、本学指定マンションも 3 棟合わせて 92.4%の入居率である。これらの支援は、地方出身の学生、保護者にとっては慣

れない環境での生活を考えると、安全、安心を担保するものになっている。また、コロナ禍では従前の相部屋から個室に変更し、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う真心寮対応ガイドライン」を策定し、感染防止対策を徹底し運営している（資料 7-29～7-31）。

・コロナ禍における感染予防対策、健康支援

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり、2020 年度は体調に関する相談が例年と比較し、多くなっている。外出の機会の減少、オンライン授業などで対面の交流が減るなど環境が大きく変化した影響と思われる気分の落ち込みなどである。そこで、学生相談室では適宜、対面・電話など様々な方法を通じて学生相談を実施してきた。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染防止対策の徹底など学生サポートセンターや各学科・専攻科・研究科との協力のもと実施してきた。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染に関する心配・不安な学生は、光華 navi から感染状況、体調不良の申告を行えるようにし、その後、保健室から各学生に状況確認、相談、指導を行ってきた。これらの情報は学内関係部署とも情報を共有し、学内の感染防止対策に活かすようにした。2021 年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ワクチンの大学拠点接種を実施した。

4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

・学生のキャリア支援を行うための体制の整備

進路支援については、就職支援センターが担当している。キャリアカウンセラーの有資格者もあり、就職活動の支援体制を整えている。また、インターンシップについては、就職支援センターと女性キャリア開発研究センターおよび教職・保育職支援センターと連携している。学生支援の方針に基づき、「キャリア教育支援」、「就職支援」および「教職・保育職資格取得・就職支援」の3つを柱とした取り組みを行っており（資料 7-32【ウェブ】）、学生1人1人に寄り添い、興味や能力に合った分野への就職を実現する「就職満足度 100%」を目指して入学直後から一貫したサポート体制を整えている。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

2021 年度より、学科との連携を深めることを目的に、大学運営会議の専門委員会として就職支援委員会を設置した（資料 7-33）。就職支援に係る計画および立案に関する事項、学生の就職に係る学科との連絡調整に関する事項、就職に係る情報の収集および提供に関する事項などの審議などを行っている。ガイダンスは「就職ガイダンス・各種支援セミナー」および「個別の就職支援」を中心に、学生の希望と適性に応じた支援に取り組んでいる。

①就職ガイダンス・各種支援セミナー

年間 4 回開催する就職ガイダンスを中心に、それを補足する各種セミナーにおいて、就職活動の準備、就職活動の方法、企業の人事担当者の考え方などの説明を行い、学生の疑問に答えている（資料 7-34）。具体的には、業界研究・求人情報の探し方、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、SPI 試験対策、面接対策、就職活動に適したメ

イクや身だしなみ、先輩による就職体験談が聞けるOG懇談会、学内合同企業セミナーなどを開講し、実際の就職活動のノウハウを身につけ、就職活動に臨めるよう支援している。

②個別の就職支援

大学3年生の4月、就職活動のすべてが記載されている「CAREER GUIDE BOOK」を学生全員に配布し、就職支援センターの職員が豊富な経験と最新データをもとに、対面やオンライン上での個別面談・模擬面接、メールやLINEによる相談を行い、学生1人1人が納得いくまでマンツーマンの指導にあたっている（資料7-35）。なお、UIJターン学生については、全国の学生就職情報、ハローワーク、商工会議所のホームページから情報を入手し、個別にフィードバックし、学生のニーズに対応した支援を行っている。また、求人・就職情報の提供としては、学生にタイムリーな求人・就職情報を光華naviに掲載し、学校・自宅のパソコンや携帯から閲覧・検索ができる。さらに、保護者向けに「就職活動を支える保護者の方へ」を送付して、就職活動の理解を深めていただいている（資料7-36）。

・キャリア教育の実施

女性キャリア開発研究センターでは、入学後から学生は自らの将来と進路について考え、その学生1人1人の可能性を伸ばすための相談や助言を適宜行っている。センターでは、全学科共通科目として正課授業のインターンシップとあわせ、正課外教育としてもインターンシップの機会を提供している。これらは、大学コンソーシアム京都のインターンシッププログラムや企業・自治体・NPO法人などでの就業体験、また、それらの経験を通しての社会人としての心構え、仕事のやりがい、働くことの意味を考え、自身の適性・能力を見出す機会としている。事前学習ではガイダンスの開催、企業研究や目標設定、応募書類のアドバイスや添削、事後学習では振り返りを行い、プレゼンテーションスキルを実践的に活用している。ビジネスマナー講座では、低学年から各学科とも協力してキャリアアドバイザーが基本的な礼儀作法や一般常識の指導している。

また、職業情報の検索、適性と職業との適合、キャリアプランニングなどが、パソコンから簡便にできる職業適性検査「キャリア・インサイト」を導入し、キャリアアドバイザーからのフィードバックと合わせ、今後のキャリアについて考える機会としている。センター内には図書コーナーを設置し、国立女性教育会館（NVEC）女性教育情報センター所蔵図書のパッケージ貸出サービスなどの展示を行っているほか、キャリア・しごと、災害、LGBTQ など、さまざまなテーマでの講座を実施している。その他、「卒業生交流スペース」を開設し、卒業生の就職先情報や商品、在学生へのメッセージなどを掲示し、OG訪問やインターンシップの機会へとつなげている。学習ステーションにおいても、資格コーナーを開設、資格アドバイザーを配置し、資格取得に関する相談や各種検定試験対策講座の開催など学生の資格取得の支援に取り組んでいる。

・コロナ禍における進路支援

2020年度は、就職支援センターや女性キャリア開発研究センターでは、教員、学科コモンズ職員と就職支援センターが情報を共有して、学生にタイムリーな発信を行えるよう連携強化に努めた。具体的な支援では、コロナ禍で従来の就職ガイダンスが実施できなかったことから、ミニ就職支援セミナー（8回）、内定者懇親会（10回）、OG懇談会（9回）、各種セミナー・講座などをオンラインで追加実施を行い、Zoomによるオンライン面談を充実させた結果、大学全体の就職率・卒後の進路に関する満足度については、ともに昨年度並みに維持することができた（資料7-37～7-39）。

5) 学生の正課外活動を充実させるための支援および学生の要望に対応した支援の適切な実施

・ラーニング・コミュニティ「学Booo（マナブー）」

これは2010年度より開始した課外活動であり、同じ興味を持った学生が、学科・学年の枠を超えて参加する少人数で学ぶ自由参加型の学修グループである。テーマは、例年、前期、後期に教職員に募集がかけられ、学生はその興味あるテーマに参加する。アドバイザーである教職員とともに、学生が中心となって座学型、体験型、PBL（Project-Based Learning）型などの活動を通して学びを深め、地域連携や社会貢献、企業の商品開発にも参画している（資料7-40【ウェブ】）。

・ボランティア活動

社会への関心を持ち、自ら関心ある取り組みに参加することで、受け入れ先での業務とあわせて、「働くことの意義・価値」、将来における学生自身の活かし方を学ぶ機会としている。例として、「西院ふれあい食堂」、「京都マラソン給水ボランティア」には、多くの学生が参加している（資料7-41【ウェブ】）。

・課外活動支援

クラブ・サークル活動、学園祭は、学生会が組織化され規約に則って運営されている。学生会はクラブ・サークル活動の支援や学生交流企画の運営を行い、教職員は学生会中央委員およびあかね祭実行委員会と定期的にミーティングを行い支援している。

コロナ禍における緊急事態宣言下では部活動を休止とし、感染状況の収束を見ながら活動再開はすべて許可制とした。

(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価に基づく改善・向上

学生支援に関する点検・評価としては、内部質保証システムに則り、EM・IR部の所管にて毎年度、全学的な「卒業生満足度調査」を実施している。この調査結果は、各学科およ

び各センターや各部署において、その結果を分析・検討し、次年度以降に向けた改善策につなげている。検討結果は、大学運営会議にて各学科、各部署が報告する機会を持ち、全学で状況を把握し、検討している（資料 2-10）。その他、各センターや各部署においても、独自に学生へのアンケート調査などを実施し、点検・評価を行っているところもある。これらも関連委員会での報告、検討を行い改善へとつなげている。

個別調査では、学習ステーションでは 2018 年度から「学習ステーションにおける施設利用・学習状況調査」を実施している（資料 7-42）。2020 年度からは、ピア・サポーター対象の「業務に関する総括アンケート」を実施している（資料 7-43）。

2020 年度に実施した「業務に関する総括アンケート」結果から、「ピア・サポーターとしての活動を通して、自らの成長があった」との回答は 93.3%であった。一方、相談者への対応などに関する設問では、コロナ禍の影響もあり 25%前後が「あまりうまくいかなかった」、「理解していない人もいた」などの回答であった（資料 7-43、7-44）。

就職支援センターにおいても、各学科の就職率と「卒業後の進路」・「就職支援センター」に関する満足度・自由記述の内容を、常に前年度と対比して見解と対策を分析している（資料 7-37～7-39）。2020 年度満足度は、就職率 98.2%（前年度 98.3%）、「卒業後の進路」88.6%（前年度 88.7%）、「就職支援センター」95.38%（前年度 91.0%）となっている。これら分析結果は、前述の就職支援委員会、事務局管理職から構成する経営企画会議で審議し、大学運営会議で報告を行っている。

また、学生サポートセンターにて退学率について経年推移を把握し、全学的にも学生生活委員会での共有、運営会議への報告を行っている。各学科では学生支援のあり方を検討し、退学率を減少させるための目標数値を示すなどして学生支援の振り返りの 1 つの材料としており（資料 7-45）、2015 年以前は、3.0～5.0%であった退学率も近年は 2.0%前後を推移するようになっている。

以上より、修学支援、学生生活支援、進路支援などの調査を確実に実施し、点検・評価を行っているとともに、その結果をもとに学生支援の適切性や改善に向けての検討を全学的に行っているといえる。

2. 長所・特色

・学生支援全体では、各センター・各部署と、各学部学科・専攻科・研究科教員のクラスアドバイザーとの連携体制が整えられ、毎年点検・評価を行い、学生支援のあり方を見直し、改善を行っている。これらの効果は、退学率が前回の認証評価時に比べ減少していることから評価できる。また、コロナ禍の中でも、学生の学びの保証のために速やかに「授業支援チーム」が結成されたことは、日常からの連携の賜といえる。この「授業支援チーム」の迅速な支援活動の開始により、社会全体が混乱している中でも本学では2020年度4月中旬、当初の予定から2週間程度の遅れでオンライン授業を開始できたことは誇るべき点である。

・正課外での学修支援において、本学の「学習ステーション」の位置づけは大きく、大学・短大の枠や学科・専門を超えた形で学生間のピア・サポーター制度などにより実施されていることは、本学の特色といえる。低学年からのサポート体制は、特に入学初期の学生には見守られる安心感などが積極的な学修行動へと結びつくものとなっている。「学習ステーションにおける施設利用・学習状況調査」において、86.4%が特に「グループ学習の取り組みが効果的であった」と回答しており、学習習慣の定着や成績の向上につながっている（資料7-46）。

・国際交流では、コロナ禍で見直さざるを得ないプログラムもあったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延の収束後でも活かせるオンラインプログラムなどの発見は、今後の活動に大いに活かせると思う。

・就職支援では、1人でも多くの学生が第一希望先に内定できるように、就職支援センターと学科教員（特にクラスアドバイザー）、他の事務部署との連携を強化し、早期からの就職活動への意識付けとして、1年生ガイダンス、2年生ガイダンスを開催し、低年次の学生生活の過ごし方などを紹介している。また、2021年度は、就職支援センター内で学科ごとの産業分類別就職先の競合校一覧を作成し、本学の強み・弱みを分析することで、本学の進路支援の改善策につなげている（資料7-47）。さらに、2022年度以降、求人情報管理システムをリニューアルし、SNSの活用、在校生・OGによるサポーター制度の充実を推進する予定である。

3. 問題点

・ポスト・コロナ社会における大学教育では、デジタル技術を有効活用し、オンラインによる学びと、キャンパスでの対面での学びを効果的に組み合わせた授業スタイルを新たに確立する必要がある。今後も学生の学修機会の保証と新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策を両立するためには、教職員および学生のICTスキル・情報リテラシーの充実が不可欠であり、大学としてのサポート体制をより強化させる必要がある。

・補習教育として、2019年度よりリメディアル科目を新たに設け、アカデミックスキルを

養う科目も開始したが、専門科目の学びをより深めるためにも、今後、学生サポートセンター、学習ステーション、リベラルアーツセンターなどとも連携のあり方を常に見直し、低学力層への学修支援を強化することは、今後も継続的な課題の1つである。

・「学習ステーション」では、学生の利用者数は増加してきており、一定の効果を上げている。しかし、それに伴い「学修空間の不足」という問題が生じている。近々では2016年度、2018年度には学修の場所を増設、自己学習できるパソコンルームの増設など利用学生の混雑緩和をはかっているが、快適な学修空間を確保することは課題の1つである（資料7-48）。

・健康支援における課題では、入学時からのきめ細やかな聞き取りや、支援の継続で次第に問題が解決する学生もいる一方で、継続的な支援を必要とする学生が途切れず、心身のサポートを受けることのできる体制の強化が課題である。特に、悩みを抱えつつも保健室や学生相談室の利用につながっていない学生も少なくないとみられ、学科とのさらなる連携が重要になる。そのためにも全学的な学生のメンタル状況の把握に努めることも課題である。

4. 全体のまとめ

現状説明で述べてきたとおり、本学は仏教精神に基づく教育を基軸とし学生支援を行っている。学生支援では、修学支援、学生生活支援、進路・キャリア支援（就職）の観点から組織的な支援体制、連携体制を整備し、取り組んでいる。学生支援では、各センターでの支援やクラスアドバイザー制で学生1人1人に担当教員が割り振られ、日々の学生生活、休学や復学などのきめ細やかな個別支援を学生サポートセンターなどと連携し、実践している。また、専門資格を有するものとして臨床心理士、看護師、スクールカウンセラー、キャリアカウンセラーなどを適材適所に配置し、学生の抱える様々な問題に対し専門的な立場からの相談、助言を行っており概ね適切な学生支援が実施されているといえる。

また、長所・特色でも述べたように、本学の正課外学修支援の「学習ステーション」での活動は、学科や学年、学びの専門を超えて学生同士の助け合いや学びあう機会の場ともなり、学修へのつまずきにも一定の効果を上げていることは有効な支援体制の1つといえる。

進路変更を望む学生には転学部転学科制度も活用し、学生にとって、よりその個人が希望する学びを継続できる体制を整え、相談にも臨機応変に対応する体制がとられている。その結果、満足度調査では、本学での学生支援、進路支援などの満足度も比較的高い水準を維持している。

以上、現状での学生支援における取組は、本学の教育理念、教育目標の実現に大きく寄与しており、今後は課題で述べた点などを、さらに検討・改善し、より良い学生支援を充実させていくことを目指す。

第8章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的などを踏まえた教育研究など環境に関する方針の適切な明示

大学の母体である光華女子学園は2020年に創立80周年の節目を迎え、90周年、そして100周年の未来を見据えて策定した光華女子学園の中・長期計画である「光華ビジョン2030」において、教育環境の充実として「快適で学習効果を高める教育環境」、「創立100周年につなげる校地・校舎の再整備（Society5.0時代にふさわしい学習環境、大短老朽施設の改修・建替え）」を明示している。また、教育研究体制・質の向上としては「教育課程・手法の体系化・構造化と研究の推進」、「学科、コースなどの改革と学習・就職支援の充実」、「個性的で活気ある教職員組織の構築」を明示している。学内へは毎年3月に実施している経営方針伝達ならびに運営方針説明において、学園の中・長期計画に基づく毎年度の方針を共有し（資料8-1）、学外へはホームページにて公表している（資料1-7【ウェブ】）。大学においても、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的などを踏まえつつ、この方針に沿って教育研究環境に関わる運営方針を毎年度、策定している。

(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備などの整備および管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）など機器、備品の整備
- ・施設、設備などの維持および管理、安全および衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

光華女子学園の中・長期計画である「光華ビジョン2030」に基づく学園施設整備のマスタープランとして、「『ワクワク感が張る地域のプラットホーム校』として認知されるに相応しい、先進的な学習環境、行き届いた安全・衛生・エコ環境、地域のランドマーク的外観を有する施設に順次整備する。」ことを明示している（資料1-7【ウェブ】）。この方針に従い、本学では、新学科の構想計画とともに新棟建設計画を進めている。

本学を設置する学校法人光華女子学園の主たる校地は、五条通（9号線）を隔て、北校地と南校地に分かれている。本学はこの北校地にあり、大原野校地、花の寺校地、富小路まちやキャンパス（賃借）とあわせて50,948㎡の校地を擁しており、校舎面積については、35,423.9㎡を保有している。また、主たる校地内にテニスコートを2ヶ所（計3面）有し、さらに本学から約7キロメートルの距離の所に十分な広さのあるグラウンドを2ヶ所（大原野グラウンド：14,160.61㎡／花の寺グラウンド：14,308.00㎡）有している。

以上の校地・校舎に関しては、大学設置基準などの法令上必要な要件を十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）など機器、備品などの整備

本学ではメイン回線を SINET5、バックアップ回線として商用回線 USEN を利用し安定した高速インターネット接続を実現している（資料 8-2）。学生と教員では SSID を区別し、学内全域に Wi-Fi6 対応の無線ネットワーク環境を整備し、大学で管理している端末のほか、教員・学生の持込端末の接続、2021 年度新入生より導入した BYOD の義務化にも耐えるネットワーク環境を構築している。また、eduroam にも加盟し（資料 8-3 【ウェブ】）、他大学や他研究機関とのネットワークの相互利用が可能である。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、遠方の教員や学生は近隣の大学や研究機関での無線 LAN の利用も可能で、また本学の環境を他大学の教員や学生にも提供可能であり、教育機会の確保やギガ難民救済の一助となっている。

教員には各自 1 台のパソコンとプリンタを配備し、定期的なリプレースを実施している。授業実施を目的とした 5 つの情報教室や自習用として各学科コモンズ、学習ステーション、図書館などに設置のパソコン、貸出用ノートパソコン（学生証で認証して貸出可能なパソコンロッカー）、iPad などについても定期的なリプレースやソフトウェアのアップデートを実施し、教育・自習環境を整備している。5 つの情報教室には、約 250 台のパソコンを設置しており、授業実施時間外には、自習用として開放し、グループ学習やプレゼンテーションの練習などさまざまな用途で活用している。

前述のネットワークや端末を利用し、学園マイポータルサイトや光華 navi、電子メールシステムをはじめとする各種システムを利用し、また、在学・在職期間中は、個人所有端末への Microsoft 社の Office のダウンロードやそれに付随する各種サービスを活用している。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としての Web 授業実施の際には、光華 navi を活用し、授業資料提供や課題管理、小テストの実施や Q&A、Zoom によるリアルタイム授業配信、Microsoft 社の Stream による動画配信や OneDrive でのファイル共有、コミュニケーションツールとしてのチャットや電子メールシステムなどを活用し問題なく Web 授業やハイブリッド授業を実施した。また、2021 年度には学修管理システムをグレードアップし（資料 8-4 【ウェブ】）、Web 授業対応がより強化できるコース学習管理やプロジェクト管理、ディスカッションやクリッカー機能の活用も可能な環境を整備した。これまで以上にオンキャンパス・オフキャンパスの区別のない教育を実現している。

また、教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組みに関しては、「情報セキュリティポリシー」を制定し（資料 8-5）、情報の適切な取り扱いを行っており、万が一、インシデントが発生した際には、セキュリティポリシーのルールに則った報告や対応を実施している。また、このポリシーについては陳腐化しないよう、情報セキュリティ委員会で必要に応じて見直しを行っている。学生には各種システム利用に困惑しないよう、システム利用ガイド BOOK を配布し（資料 8-6）、各種マニュアルを光華 navi で公開している。授業とは別に情報リテラシー教育として入学初年度に情報倫理ハンドブック（資料 8-7）の配布と学修の指導を行い、その理解度を Web テスト（資料 8-8）にて期日までに満点を取得

するようフォローしている。教職員についても情報セキュリティ委員会を適宜開催し、情報リテラシー教育は年に1回～2回継続実施している。

・施設、設備などの維持および管理、安全および衛生の確保

施設、整備の維持管理に関しては、日常的な点検については法令を遵守して実施しており、学内施設・建物の安全性については、耐震診断に基づく耐震改修工事は完了している（資料 8-9【ウェブ】）。建物によっては、老朽化により、不具合が生じている建物もあるため、保全などの整備を順次実施している。衛生面については、学内の水質管理・残留塩素測定、空調や全熱交換機のフィルター清掃を定期的に行っている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策として、入構時の検温（サーモカメラの設置）、各施設入口への消毒液の設置、学生対応部署や学生の集う施設・教室、学生食堂への飛沫感染防止パーテーションの設置、エレベーター内の除菌・抗菌加工、各所のへ感染症対策啓発ポスターの設置、教室などの収容率・身体距離確保の徹底などを行い、学生が安心して学べる環境を整えている（資料 1-7【ウェブ】）。また、専門家へ本学の感染症対策の安全性や適切性などの書類調査・実地調査を実施し、一定の評価も得た（資料 8-10【ウェブ】）。

防犯体制については、来校者に対し、守衛室にて所属、氏名、訪問先、用件などを確認し、構内での入構証の着用を義務付けている。また、警備員が24時間体制で学園の警備にあたり、とともに学内の出入口には防犯カメラを設置し、キャンパスの安全確保に努めている。

火災、震災その他の災害時の対応について、消防計画を制定・運用することにより、災害時における人命の安全および被害の軽減を図ることに努めている。具体的には、本学教職員による自衛消防組織隊を編成し、発災時には迅速に被害状況が把握できるよう、年に1回防災訓練を行っている。学生に対しては、災害時の情報入手方法や日頃の備え、本学周辺の避難場所や自然災害や感染症への対応などを記載している「緊急・災害時対応ハンドブック」を本学独自で作成し、配布・学内の各所へ設置している（資料 8-11）。防災備蓄品については、約500名の3日分となる食料品や飲料水のほか、ブランケット、汚物圧縮補完袋、衛生用品、ラジオ、ライトなど必要な物資を備蓄している。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリー化については、スロープ・リフト・多目的トイレの設置、段差の解消、エレベーターの更新などの環境整備を行っており、キャンパス内のバリアフリー化は概ね完了している。ただし、一部の建物についてはバリアフリー化できていないところもあるため、今後実施することとしている。

利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備については、安心・安全で快適な教育・研究環境を確保するため、2020年4月より、学園敷地内全面禁煙を実現している。学内は、全体的に植栽も多く緑豊かである。正門からのメインストリート並木をはじめ、たくさんの鯉が優雅に泳ぐ池を有する和風庭園「築山」や、草花を植栽する自然風景式庭園「HIKARU-COURT（屋上庭園）」などの学生憩いの広場があり、学生が授業以外の時間に休息やその他の活動に利用できる空間が整備されている。また、行き届いた清掃によりキャンパス内は

非常に清潔であり、落ち着いた雰囲気が醸成されているため、学生は豊かな心でキャンパスでの時間を過ごすことが可能となっている。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、学生の自学習スペースとして、自主的な「ラーニング（学習）」の促進・活性化、キャンパス滞在時間の増加や、学科・学年を超えた交流が生まれる環境づくりを目的として「学習ステーション」「学科コモンズ」を2014年に開設した（資料8-12）。

学習ステーションは、専任の教職員が常駐し、個人あるいはグループで自学習を総合的に支援する場所となっている。楽しい雰囲気での学習空間を提供することで、気軽に相談ができる環境を整えている。また、学習ステーション内には、ラーニングルームも設置しており、グループワークに便利な機器も完備している。

学科コモンズは、各学科に1室設置しており、可動式の机や椅子を組み合わせ、グループで学習や討論ができるようになっている。パソコン環境も充実しており、多様な学習スタイルに対応している。学科の学習形態に合わせた環境であり教員の個人研究室に隣接していることから、教員への相談がしやすくなっている。

その他、図書館には、可動式の机と椅子がありグループワークができる「アクティブラーニングスペース」や試験前に集中して学習できる「自習スペース」を設置し、また、2017年には、アクティブラーニング型授業に対応した教室改修も行っている（資料8-13【ウェブ】）。学生自らが、積極的に学ぶ姿勢を身につけ、意欲的に学びを継続する力を養うことができるよう教室環境を整備している。

(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報などの学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書・学術雑誌・電子資料は、2021年4月1日現在、図書240,027冊（電子書籍を含む）、雑誌5,191タイトル、データベース4種、電子ジャーナル5種、視聴覚資料4,659点を整備している。具体的な電子資料としては、電子ジャーナル（メディカルオンライン、日経BP記事検索サービス、メディカルファインダー、CINAHL Plus with Full text、Wiley online library）、新聞データベース（聞蔵Ⅱ、ヨミダス歴史館）、データベース（医中誌Web、最新看護索引Web、Japan Knowledge Lib）を契約して学生・教職員に提供している。

2019年にデータベースなどの電子資料の利便性を高めるためにホームページのリニューアルを行った(資料8-14【ウェブ】)。

図書館施設は、徳風館1階から3階までを開架閲覧室、地下1階2階が書庫となっている。また、別棟の聞光館の地下の一部(109.45 m²)を書庫として運用している。収容可能冊数は282,888冊で、十分なスペースを確保している。閲覧室の座席数は、学生の学習に配慮した利用環境を確保するために全体で閲覧席236席、グループ閲覧席34席、パソコン席26席、ブラウジング席25席で、総席数321席で、1階のアクティブラーニングスペースに可動式の机・椅子を配備し、ゼミなどの授業や学生のグループ学修などに提供している。図書館内にデスクトップ型パソコン設置を30席、図書館内利用のためのノート型パソコン10台を用意している。

2020年度から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に伴い、図書館内での利用については、日本図書館協会の「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」をもとに、本学の「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」の方針に沿って策定した「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止対策を行いつつ、図書館の利用を実施している。具体的には、レベル4では閉館して郵送サービス(貸出図書・文献複写[発送費は大学負担])のみを実施する。レベル3では開館時間の短縮、90分の利用制限や閲覧席・パソコン席の座席削減・閲覧室の換気や利用者による使用後の机・座席の消毒を行い、書庫の利用制限、カウンター前の待機位置の表示・机の衝立・抗ウィルスシート設置、返却ポストの常設設置などで、利用者の学修の場を保ちつつ、図書館資料および学術情報の提供により利用者の利便を図っている。

他図書館との連携としては私立大学図書館協会、日本看護図書館協会、佛教図書館協会に加盟しており、各協会による研修や資料の分担保存、重複雑誌の交換などを行っている。大学図書館などの相互協力による文献複写・閲覧・図書貸借、大学コンソーシアム京都の「共通閲覧システム」や私立大学図書館協会西地区京都地区協議会の「共通閲覧証」にも参加し、学外の諸機関とのネットワークの構築に努めている。

図書館間相互貸借システム(NACSIS-ILL)にも参加しており、大学間での文献複写、図書貸借もシステムを利用してスムーズに依頼・受付を行っている。図書館間相互協力においては、文献複写は2020年度の依頼が161件で受付が594件、図書貸借の借受17冊、貸出17冊であった。2020年度以降の相互利用による閲覧については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大のため、各大学が学外者の受入を辞退しており、本学も受入を辞退している。

図書館職員は、本学専任教職員5名(館長・事務長を含む)と業務委託会社派遣の5.5名のスタッフで構成されている。専任職員3名および業務委託会社からの派遣スタッフ4名は、司書資格を有している。業務区分は、専任職員が図書館運営(予算管理を含む)・関連学科に関わる選書・図書の受入などを行い、業務委託会社の派遣スタッフは閲覧関連業務・利用者支援・図書目録作成業務などを行っている。また、職員は個々のスキルアップ向上を目指し、「著作権実務講習会」や大学図書館協会主催の研修会などに積極的に参加している。2020年より、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大によりオンライン開催の研修会が増えて参加しやすくなっている。

開館時間は学生の学習に配慮し、午前9時から午後8時（休暇期間を除く）として、授業終了時（6限目）以降も利用可能となっている。しかしながら、2020年度は感染拡大防止の対策として、授業期間中もガイドラインにより時間を短縮して開館を行った。

2020年度は開館日数が200日となり、入館者数は4,111名で、1日平均入館者数約21名であった。

（4）教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保証など
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）などの教育研究活動を支援する体制

光華女子学園の中・長期計画である「光華ビジョン2030」に、経営戦略の1つとして「教育研究体制・質の向上」を掲げており、年度計画「大学院・大学・短期大学部運営方針」の中でも教育・研究の質・体制の充実については重点項目として掲げている。学長より全教員を対象とする全学教授会において、本学の研究に対する考え方や方針を明示している（資料1-7【ウェブ】）。

研究費については、本学に所属する教員について学術研究活動の支援の1つとして個人研究費（助教20万円／年、講師・准教授・教授35万円／年）を支給している。またその他の研究支援制度として、本学および個人、所属学科の研究・教育の向上を目的とし、所属学会など（国内・海外）で研究成果を発表する場合、専任教員に学会発表補助費制度を設け、2007年度から年度に2回を限度として支給している。また、学内公募型の特別研究費を設けており、科研費申請のためのスタートアップの位置づけとして科研費申請数の向上につながる支援制度の1つとしている。なお、本学では、競争的資金を獲得・活用し、研究活動をさらに活性化すべく、科研費への積極的な応募を奨励することを目的に「科研費申請・獲得奨励費」制度を2018年度に整備した。専任教員全員を助成対象とし、科研費を申請した教員には次年度の個人研究費に2万円を増額する制度である。また、学科を越えた研究力の強化を目的とし、学長が定めた重点テーマについて研究支援を行う「基幹研究支援制度」を2020年度に整備した。研究支援制度については、事前に研究計画書を提出し、年度末に研究報告書の提出とともに、特別研究および基幹研究については、全学教授会にて実績報告をし、情報共有を図っている。その他にも、個人や所属学科の学術研究の成果として刊行することを目的とした「学術刊行物出版助成」制度を設けている。

これまで外部資金の獲得のため学内説明会を毎年実施してきたが、2020年度より教員個人のスキルアップ支援として、研究アドバイザーを雇用し、科研費など外部資金獲得のための申請書類作成についてカウンセリングやアドバイスを受けられるようにし、今後の採

採率の向上にもつながる体制づくりを行っている。科研費の採択数については、まだ成果は出ていないが、申請数については以下のように増加し、教員の研究に対する意欲が高まっているといえる。

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
申請数	15	23	20	29	34
採択数	4	3	4	8	7

なお、本学の研究助成については、マニュアル「専任教員の教育・研究支援制度種類と取り扱いについて」を制作し、毎年内容を更新している。制度の種類や申請手続き、様式の記入例やFAQなどをまとめ、年度末に全教員に配信するとともに、新任教員については研修会や個別説明を行い、制度に関する理解と活用を促している(資料 6-18)。

研究室については、個人研究室を講師以上の専任教員に付与している。着任時にはパソコンとプリンタを設置し、研究活動の場として十分な環境を整備している。研究時間の確保、研究専念期間の保証については、基準持ちコマ数を定め、かつ役職者については校務による負担軽減のため持ちコマ数を削減することで研究時間の確保を行っている(資料 8-15)。

また、教育支援のためのティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を採用し、プロジェクト型の授業や実習・演習の授業に配置して教育活動を支援できるよう体制を整備している(資料 8-16、8-17)。

(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員および学生における研究倫理確立のための機会などの提供
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、2010 年 7 月に所属する教員が行う全ての学術研究が、文部科学省および厚生労働省などの示す研究に関する倫理指針に準拠して適正に実施されるよう、必要な審査を行うことを目的とする「京都光華女子大学研究倫理委員会」を設置した(資料 8-18)。

また、2015 年 9 月には、文部科学省「研究活動における不正行為への対応などに関するガイドライン」(2014 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)に基づき、本学において行う研究活動における不正行為の防止および不正行為が生じた場合の適正な対応に関し必要な事項を定める「京都光華女子大学・短期大学部公的研究費管理規程」(資料 8-19)、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」(資料 8-20)、「公的研究費に関する行動規範」(資料 8-21)、「公的研究費の不正に係る調査の体制・手続きに関する規程」(資料 8-22)、「京都光華女子大学・短期大学部研究活動不正行為防止規程」(資料 8-23)を設定した。

なお、2021 年 11 月の全学教授会にて、科学研究費などの不正使用・不正行為についての注意喚起を目的に研究倫理に係る説明を行い、教員への周知徹底をしている。

2016 年 9 月の大学運営会議において、公的研究費に携わるすべての専任教員に研究倫理

eラーニング(日本学術振興会)プログラムの受講を開始することが学長より報告された。2018年11月からは本学に在籍しているすべての専任教員に対し、研究倫理教育の徹底のため、研究倫理eラーニング(日本学術振興会)プログラムの受講義務を決定した結果、2020年度の専任教員の受講実施率は100%となった。今後も継続して研究倫理教育に取り組んでいく。

また、研究倫理に関する事項については、学内での審査機関として「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理審査を適切に行っている(資料8-18)。

(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価に基づく改善・向上

内部質保証システムのもとでEM・IR部において毎年実施している「卒業生満足度アンケート」には、教育研究関連施設(図書館、情報教室、共有学習スペース、学科コモンズなど)の設備や、食堂など学生生活に関わる施設についての設問を含めており、その適切性に係わる根拠資料としている(資料8-24)。その調査結果については、大学運営会議や経営企画会議にて情報共有を行い、その後、関連学科・部署においては結果に対する見解と対策を作成し、改めて大学運営会議や経営企画会議で報告、協議を行い、迅速な改善・向上につなげている(資料2-10)。

教職員からの要望などの意見聴取については、定期的ではないものの学園運営部において行っていると同時に、老朽化などによる機器備品の更新などについても、各学科・研究科からの報告をもとに随時、速やかに対応し適切性を保っている。

情報教育に係わるネットワーク環境や情報通信技術(ICT)など機器、備品などの教育研究環境については、2020年度以前は、大学各学科代表委員と情報システム部からなるICT教育推進・環境整備委員会で検討し、大学運営会議の議を経て整備を進めてきた。2021年度より全学教務委員会、大学ICT主管、情報システム部の3者の教職協働による調整を行い、大学運営会議の議を経て整備を進めている。また、これらの整備について、2020年度まではICT教育推進・環境整備委員会で各学科のカリキュラムマップに照らし、より一層の教育の質的向上、また、研究活動の発展を目指すという観点で、点検・評価を行っている。2021年度からは教務委員会で点検・評価を行い、問題点が発見された際には、先の3者にて協議を行い、いずれも大学運営会議に報告するとともに、改善策を提示する。このように、教育・研究に適切な環境を整備するための点検・評価のルールを構築している。

2. 長所・特色

・本学では教員、学生の持ち込端末が複数台接続可能な、セキュアなネットワーク環境を整備している。SINET5 の活用、Wi-Fi6 対応の無線アクセスポイントの設置で、高速接続が可能な環境である。また、世界各国の eduroam 参加機関とはネットワークの相互利用が可能である。

2021 年度より学生の BYOD を導入しているが、持ち込み端末を学内 Wi-Fi に接続して利用できるほか、大学提供の学生用パソコンも、約 390 台整備しており、6.3 人で 1 台を利用できる環境である。大学提供のパソコンでは、環境問題も意識し、学生証で認証して印刷する仕組みを導入している。

情報システム部のヘルプデスク要員と ICT 支援員で教員・学生へのサポート体制を強固にしている。また、学生向けの情報倫理の Web テストについても満点を取得するまでフォロー体制をとり、リベラルアーツセンター教員とも連携して、情報リテラシー教育を確実に実施している。

このように、様々なツールが活用できるよう、ハード面とサポート面の両側面を整えて、オンキャンパス・オフキャンパスを意識せずに教育・研究が可能な環境を整備している。

・図書館については、ホームページのトップページに電子資料サイトを掲載することにより、利用者がアクセスしやすくしている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大したことにより、学生・教員の研究学習環境を保持するために、2018 年度より電子書籍（Maruzen e book library）のリモートアクセスを導入した。その後、2021 年 7 月から VPN を導入して、本学契約のデータベース・電子書籍のリモートアクセスを促進するように整備した。また、2021 年 7 月より LibrariE を導入し、リモートアクセスできる資料の提供を拡大している。

図書館の利用についての理解を深め、入館者数を増やすために学生向け「図書館ツアー」を実施しており、2021 年度は教員と連携して学生参加型の図書館の本を探すゲーミングを導入した。図書館資料を紹介する「フェア」や学生選書ツアー、「わたしの本棚」（教職員の推薦図書紹介コーナー）など図書館に親しみやすい企画を実施している。

・本学では学長のリーダーシップのもと、研究力強化を掲げ研究支援制度の充実に力を入れている。これまでも研究力向上や外部資金獲得に向けた整備を推進してきたが、特に科研費については「科研費申請・獲得奨励費」制度を導入し、個人研究費への増額を行うことで、まずは申請を行うことを奨励し、若干ではあるが申請件数が増加している。一方、採択率を向上させるため、教員個人のスキルアップを目的に研究アドバイザーを雇用し、研究計画調書の作成や申請全般に関するコンサルティングを行い（2020 年度、2021 年度年間コンサルティング件数：各 16 件）、若干数ではあるが採択にもつながっている。今後も継続して研究支援制度の充実に図っていく（資料 8-25）。

3. 問題点

・設備の修繕に関する調査は教職員に定期的実施しているが、それ以外の教育研究環境の整備に関する調査については、定期的実施できていない。環境改善や利便性の向上などに適切な対応ができるよう、潜在的な利用者の意見も集め、短期だけでなく中長期的な計画にも反映できる仕組みが必要である。

また、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）の導入により教育環境の支援はあるものの、リサーチ・アシスタント（RA）などの研究活動を支援する体制が確立されておらず今後の課題である。

・教育研究環境、特に ICT 環境に関しては、既存システムを維持・保守できる人材を現在では確保できているが、現在の環境のみならず、DX の推進が必須であると考ええる。DX の推進には、更に投資も必要となり、予算的にも工夫が必要となってくる。また、システムなどの導入費用の確保のみならず、それらの運用・保守を行う IT 人材の不足が予測され、人材が不足することにより、教育・研究に影響を及ぼすことに直結してくる可能性が懸念される。更にセキュリティ上のリスクも高まることが懸念されるため、今後、何らかの対応や工夫が必要である。

・図書館については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、社会人の図書館施設利用が制限されている状況にあるため、地域社会への貢献方法についての施策を考えたい。外国雑誌の電子ジャーナルの価格が年々高騰しており、利用頻度の面からもこれ以上の購入による資料提供は難しく、代替案を検討する必要がある。

4. 全体のまとめ

・施設、設備については、安全性に配慮し、耐震対策、防犯、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応などの対策が取られている。教育研究環境の快適性の向上を目的とした整備は、今後も積極的に実施し、教職員からの提案や在学生アンケートなどにより検証し、さらなる充実に努めてゆく。

・現在、本学で整備している ICT 環境で、教育の質の担保や研究環境は、ハード面やサポート面の両側面で一定の確保ができているものと考ええる。しかし、今後は、DX 推進のために、一定の工夫が必要となる。教育・研究効果の高い整備について教職協同で検討し、更に充実した教育・研究環境の構築を目指していく。

・図書館ホームページの学術リポジトリで教員の研究成果を発表することにより、他大学からの問い合わせなどが増え、本学以外の機関との相互利用が行われ図書館などの機関との関係強化につながっている。予算的に電子ジャーナルの購入に制限があるが、利用者の研究支援のために文献資料の提供をする方法を考えると、ジャーナル購入の代わりに利用者の複写料金（他大学依頼の複写料金）を予算化して、無料で利用できるようにすることを検討したい。また、現在、複写料金は立替払いになっているので、公費で支払うシステムを

作ることが検討課題である。

・研究活動促進のための環境整備として、個人研究費、特別研究費、基幹研究費などの幅広い研究支援制度を整備し、研究室などの施設設備、研究時間の確保などを適切に行っているが、リサーチ・アシスタント（RA）などの研究活動を支援する体制整備については十分とは言えない。

また、研究アドバイザーによる研究支援強化の取り組みを進めており、外部資金獲得のため今後も継続して研究支援制度の充実を図っていく。研究倫理については、学内の審査機関として「研究倫理委員会」を設置し、定期的に開催している。また、全教員を対象とする全学教授会で研究倫理に関する情報共有を図っている。

また、各研究費の使用についてはマニュアル「専任教員の教育・研究支援制度種類と取り扱いについて」を制作し全教員に配信するとともに、新任教員については、研修会や個別説明を行い、制度に関する理解と活用の促進を図っている。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各センターの目的をふまえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示
 評価の視点 2：方針の学内共有方法

本学を設置する学校法人光華女子学園では、学園創立 90 周年（2030 年）に向けて策定した光華女子学園の中・長期計画である光華ビジョン 2030（光華女子学園これからの 10 年基本構想）で「光華が核となる地域創生」を掲げている。大学においても、その理念・目的、各センターの目的を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を大学の運営方針に明記している。

創立 80 周年記念スペシャルサイトを公開し、地域社会の一員として社会との連携を図り、地域が抱える課題の解決に向け、行政や企業、生活者と連携し調査・研究を進め、学園の学生生徒などと教職員、そしてさまざまなアセットを活用することで具体的な解決策の提案を行えるよう取り組むとともに、卒業生が地域創生の現場で能動的に活動することで、地域の活性化にとって、なくてはならない学園として認知されることを目指すことを明示している（資料 1-7【ウェブ】）。

本学は地域社会との連携・協力、社会貢献をより推進する体制を整えるために、2013 年 4 月に地域連携推進センターCRC（Center Regional Collaboration）を設置し、「地域・産官学連携」、「生涯学習」などの事業を中心に積極的な社会連携・社会貢献を行っている。2016 年 4 月には女性キャリア開発研究センターを開設し、女子大学の使命として「自分らしく輝く生き方を考え、自らの意思で選択できる女性の育成」を目指し、卒業生をはじめとした女性が輝く社会実現に向けた研究を行っている。また、カウンセリングセンター、京都光華女子大学図書館、真宗文化研究所で、それぞれが持つ優位性を活かし、地域連携・社会貢献を推進している。

学園の中長期計画については、学園ホームページにて社会に広く公表されている。また、各センター・図書館・研究所の規定については、学園マイポータルサイトから教職員が閲覧できるようになっている。大学の運営方針については、年度初頭に学長より伝達され、教職員への周知を図っている。

・地域連携推進センター

本センターの役割は、「地域連携推進センター規程」第 2 条の目的のとおり、「本学と地域との共生や活気あるエコキャンパスの実現、高大連携、産官学連携の推進をはかること」である。活動範囲を広げるために 2020 年サテライトキャンパスとして、京都市中心部に「富小路まちやキャンパス」を開設し、その運営管理を通して社会連携・社会貢献の拡大に努めている（資料 9-1）。

・女性キャリア開発研究センター

本研究センターは、「女性キャリア開発研究センター規程」第2条、第3条に規定されるように、建学の精神のもと、女性のキャリア開発に関する研究・教育を行い、卒業生をはじめとする女性のキャリアの再開発を支援している（資料9-2）。

・カウンセリングセンター

本センターは、心理相談における大学院学生の実習施設であり、一般外来者のための心理相談活動を行っている。本センターの目的は、「京都光華女子大学大学院カウンセリングセンター規程」第2条のとおり、「本センターは、社会からの心理的援助のニーズに応えることを目的とする一般市民に開かれた「こころの相談室」であり、この「こころの相談」事業を通して京都光華女子大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻学生の心理臨床に関する知見および経験を深めること」である（資料9-3）。

・図書館

本学では、「図書館規程」第7条に基づく「図書館利用規程」第2条で、旧学園教職員・卒業生はもとより、一般社会人（20歳以上の女性）および他大学（大学間相互協力協定校）に広く開放している（資料9-4、9-5）。

2013年よりリポジトリに本学発行資料を登録して情報公開を行っている。

・真宗文化研究所

本研究所の目的は、「真宗文化研究所規程」第2条において、「研究所は、真に生命力をもつ真宗文化の本質、使命を探究し、現代社会の諸問題への対応を考究し、学内外へ啓発、訴求する。建学の精神に基づく本学園の宗教教育の意義を明らかにし、実践活動を主宰する」と定められている。この目的を達成するために、学園創設の教育理念である校訓「真実心＝慈悲の心」に基づき、真宗が現代社会に真に生命力をもってはたらく具体的な相を明らかにすることを第一の使命としている（資料9-6）。

（2）社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外機関・地域社会との連携による取組、大学のリソースを社会に還元する取り組み

評価の視点2：社会連携・社会貢献活動における地域社会のニーズに応じた取り組み

・地域連携推進センター

1) 公開講座・京都光華まちづくり講座・教養講座・文化講座

本学教員の教育研究成果を社会へ還元するため、各種講座を実施している。公開講座の目的は、学科・専攻の知的財産である教育研究成果を一般社会人や学生などの幅広い年齢層に還元することであり、主に春期と秋期に実施し、毎回一定数の参加者を確保している。公開講座参加者をはじめとした地域社会のニーズの把握に努め、学外組織とも

連携した取り組みを展開している（資料 9-7【ウェブ】）。

地域のニーズを受けて 2016 年度より参加者数を限定した「医療福祉」分野の参加型講座として京都光華まちづくり講座を年 4 回実施しており、本学と外部組織、地域住民の連携体制を深めている。また、本学の歴史を強みとした「文学」分野の講座は、根強い要望を受けて教養講座として継続しており、現在は、富小路まちやキャンパスにて、幅広い年齢層を対象とした市民向けに開講している。建学の精神を基本理念とした文化講座を 2017 年から実施しているが、「京都の文化」と「光華の文化」を学術面から情報発信することを目的に、卒業生をはじめとして幅広く受講頂くために東京と地域（京都や北陸など）で年 2 回実施している（資料 9-8【ウェブ】）。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策として、地域の関連組織などとの情報共有により、一旦、各講座を延期とした。その後、テーマにあわせてオンラインでの提供や、感染防止対策を行ったうえで少人数による開講を実施した。

2) 環境教育活動

本学における環境教育・環境活動については、法令に基づき毎年度末に「環境報告書」を公表している。ここでは、大学をはじめ各併設校（光華幼稚園、光華小学校、京都光華中学校および高等学校）における環境教育、環境活動の実績に加えて、エネルギー使用量（CO2 排出量）、廃棄物発生量などの実績を掲載している。

環境教育が座学だけでは醸成し得ないという実学的視点から、これまで地域と連携した環境教育を展開してきた。これらの教育成果は学外からも評価され、京都市長から過去に 2 度の感謝状が授与されている（2011 年度の京都市内におけるごみ分別率の向上、2015 年度の公園整備・緑化）。また、近年では、2020 年度に科学技術振興機構（JST）の女子中高生の理系進路選択支援プログラム（2020 年度～2021 年度）に採択され、提案事業「リケジョ育成のためのプログラミング教育と実験的学び～環境と防災をテーマとして～」を通じて、地域の女子中高生に環境・防災教育を実施している（資料 9-9）。

さらに、環境配慮意識の啓発を目的として、2010 年の学園創立 70 周年から毎年開催している「KOKA エコアワード」の作品募集については、光華女子学園併設校園の学生・生徒・園児や教職員に加えて、保護者や学園関係先にも枠を広げ、啓発活動の向上に努めている。表彰された優秀作品（ポスターや川柳、廃材を使ったアートなど）も報告書に掲載し、社会に対して広く情報を公表している（資料 9-10【ウェブ】）。

3) 学生による地域連携活動・学まち連携大学

正課内活動としては、2015 年度より、科目「産官学連携プロジェクト」を実施し、地域企業や各種団体と連携した事業を展開している（資料 9-10【ウェブ】p. 6）。実社会にある課題を授業の題材として捉え、地域企業や各種団体と連携しながら、その課題解決のプロセスを通して学生の社会人基礎力を養成することを目的としている。2020 年からは、大学コンソーシアム京都の単位互換制度において「京都世界遺産 PBL 科目」に科目提供し、広く受講生の受け入れを行うことで、学生と地域の交流の場を広げている一方、正課外活動としては、大学コンソーシアム京都主催「学まちコラボ事業」（2021 年度は中止）や京都市右京区主催「右京区まちづくり支援事業」に対して、毎年申請し、認定

事業として採択されている（資料 9-10【ウェブ】 p. 11、9-11【ウェブ】）。

これらの連携活動の実績をもとに、京都市より「2020 年度学まち連携大学促進事業」の採択を受けて地域連携活動を展開しており、社会連携活動における地域社会のニーズを把握した取り組みとなっている。

・女性キャリア開発研究センター

本研究センターは地域連携推進センターと協働で、社会人を対象に「光華リカレントプログラム」（ビジネス・社会系）と「多様な知識で貢献する次世代ケアワーカー育成プログラム」という2つのリカレントプログラムを運営しており、京都府、京都市、京都労働局をはじめ、企業や団体、社会福祉法人と連携しながら、授業の運営やキャリアカウンセリング・就職支援を行っている。「光華リカレントプログラム」は、2019 年～2021 年度に「京都府大学連携リカレントプログラム」に選定されており、「多様な知識で貢献する次世代ケアワーカー育成プログラム」は、2021 年度に文部科学省「就職・転職支援のための大学リカレント推進事業」に最高評価点で採択され、優れたプログラムとして私立大学情報教育協会機関誌で紹介された。

コロナ禍においては、希望者はオンラインで受講できるようにしている。また、本学は「女性のためのリカレント教育推進協議会」に加盟し、日本女子大学や京都女子大学とともにリカレント教育の普及に努めている。

防災活動については、男女共同参画の視点をもった女性リーダーの育成を目的に、京都学生 FAST（京都府大学生消防防災サークル支援事業）および京都市右京区と連携しながら活動を進めている。また、本学は京都市からの要請を受けて妊産婦など福祉避難所に指定されており、本学における避難所設置・運営訓練の実施、市内の他大学での訓練（毎年 1 回、11 区で順番に実施）に参加している（資料 9-12～9-14）。

・カウンセリングセンター

本センターへの相談内容は様々であり、地域社会における心の相談室としての役割を果たすべく、それぞれの心理的ニーズに応じた個別カウンセリングを実施している（資料 9-15、9-16）。2019 年度の相談延べ件数は 798 件、2020 年度が 523 件である（資料 9-17）。相談を担当する学生は、教員による定期的な実習指導（ケース・カンファレンスや個別スーパービジョンなど）および本センタースタッフである嘱託カウンセラー3 名によるサポートを通して、心理的援助法についての知識と技術の修得、ニーズや問題の把握、支援計画の作成、多職種連携、守秘義務、職業倫理など、専門的職業人としての資質を身につけることができる。

『京都光華女子大学カウンセリングセンター研究紀要』を毎年発行し（資料 9-18）、個別カウンセリング活動だけでなく、親子教室による地域実践の試みや、石巻市被災者こころのケア活動報告など、多様な社会貢献活動について報告と検証を行っている。

・図書館

「京都光華女子大学学術機関リポジトリ」では、京都光華女子大学研究紀要のほか、本学教員の学術論文・真宗文化研究所発行の図書などを公開しており、2021 年 9 月 1 日現在

で850件のメタデータを登録している。研究成果のダウンロード件数は99,470件(2020年4月～2021年3月)である。

夏休み期間中には近隣の女子高校生を対象に図書館を開放している。また、併設の京都光華中学校をはじめ、近隣の中学校から総合学習の一環である「職場体験」の生徒を受け入れている。社会人への利用では、卒業生および保護者、20歳以上の女性を対象に、生涯教育の場として大学図書館の資料やスペースを提供している。

・真宗文化研究所

本研究所では、研究所開設当初より継続して公開講座として「光華講座」を開催している(資料9-19)。仏教、真宗についての勉強会として「聖典読書会」(「聖典童話の世界」と「漢文仏典読解の会」)を開催し、本学園の学生、生徒、教職員のみならず、一般の方々も対象に開催してきた。また、宗教部とともに年5回の「宗教講座」を開催している。宗教講座は学内向けの講座ではあるが、地方新聞にも講座案内を掲載し地域にも開放してきた(資料9-20)。

2020年度はコロナ禍により、学外参加者中心の「光華講座」と「漢文仏典読解の会」は未開催となった。「聖典童話の世界」は10月以降、オンラインでの読書会を継続した。「宗教講座」は動画公開としたが、配信サービスが学内関係者に限定されるため地域には公開できていない。

刊行物として『真宗文化』は、「光華講座」の講録、委嘱研究員の研究成果である研究論文、研究所員の研究論文などを掲載し、教育機関をはじめ各分野の団体・個人など、150以上の機関・関係者、公開講座の参加者など、学外の方々に広く配布し、仏教・真宗に関心のある方を中心に多方面にわたり有益な機関誌となっている(資料9-21)。「聖典読書会」の内容をまとめた『光華叢書』も不定期ではあるが刊行し、研究成果を広く公表している(資料9-22)。また、宗教講座の講話を講話録集『真実心』にまとめて刊行している(資料9-23)。『真宗文化』と『真実心』は継続して本学リポジトリにてPDFを公開している。先に述べたようにコロナ禍により「宗教講座」は学内向けに限定した形になっているが、講話録としての公開は継続している。

また、2013年度より、宗教教育の実践という観点から、仏教と実学の関係について研究することを目的とした研究会を発足させて定期的に開催してきた。2019年度の「光華講座 仏教看護を考える」はその成果といえる(資料9-20)。

(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証システムに則って定期的に自己点検・評価を行い、大学運営会議へ報告している。本学では毎年、卒業生満足度調査を行っており、「女性キャリア開発研究センター」と「図書館」は各専門委員会における自己点検・評価以外に、卒業生満足度調

査でも点検・評価を行っている。

女性キャリア開発研究センターは、学科ごとの利用率のばらつきを改善するために、センターの活動プログラムの周知を強化する取り組みを行っている。対応満足度に関しては、年々向上傾向にあり、利用率をあげて満足度を維持するために、さらに学生1人1人と向き合い丁寧な対応を心がけるとしている。図書館は、全体満足度が92%以上であり、学科別にみると、不満が0%の学科が増加している。職員の情報共有をはかり、スキル向上を積み重ね、さらなる満足度向上に取り組んでいる。

地域連携推進センターでは、定例会議で講座状況と参加者アンケートの結果が報告され、学科からのフィードバックを受けている。また、会議には右京区役所地域力推進室の方にも参加いただく機会を設け、情報共有とともに地域からの客観的な点検・評価にご協力いただいている。センターの活動については、毎年度末「地域連携報告書」にまとめ、「環境報告書」と合わせて製本化するとともに、ホームページ上で公表・発信している（資料9-10【ウェブ】）。また、ホームページに問い合わせフォームを設定し、外部からのフィードバックも受け付けている。今後は、これからの社会環境にあわせた「オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型」での講座を提供し、社会ニーズに合わせたテーマを中心に実施していく予定である。

カウンセリングセンターと真宗文化研究所は、専門的な知識を有するメンバーで構成され、点検・評価を行っている。カウンセリングセンターは、毎年発行する当センター研究紀要で一般外来者の相談件数（月別件数、年齢、申込経路、相談内容など）を報告するとともに、同研究科の学生および教員による研究成果の一部について公表・発信している（資料9-18）。守秘義務の関係で全学的な点検・評価は行わないが、一部の有識者による点検・評価を行い、大学院心理学研究科委員会で報告・検討を行っている（資料9-24）。真宗文化研究所は、学内の有識者で構成された「宗教・人権・真宗文化委員会」にて点検・評価を行っている。公開講座や刊行物を含めた活動予定のほか、開催後の講座内容や聴講者数、アンケートの集計結果などを報告し、適宜評価を受け、全学に共有している。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性については、各委員会規定に基づき定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われていると判断できる。

2. 長所・特色

・仏教精神に基づく教育

真宗文化研究所が中心となり、建学の精神である「真実心=思いやりの心」に基づき、学生1人1人の心に浸透・理解されるように、その具現化としての宗教教育を実践するとともに、地域社会に対する諸事業を確実に展開しており、建学の精神に基づいた社会連携を実現している。この実践を通して仏教、真宗を学ぶことで学生自身が人間としての生き方を自ら考える機会にもなり、自己とはどういう存在なのかを問い、考えを深めることができる取り組みになっている。

・女子大学としての特徴的な取り組み

女性キャリア開発研究センターを設置し、入学前から卒業後まで女性の人生をサポートし、女性の社会進出を応援している。2019年度からは「リカレント教育」を開講し、卒業生をはじめとした地域住民へ教育の機会を提供し、再就職に向けた支援を実施している。

夏休み期間中には近隣の女子高校生を対象に図書館を開放し、近隣中学校から総合学習の一環である「職場体験」の生徒を受け入れている。社会人には、生涯教育の場として大学図書館の資料・スペースを提供している。

・地域と共生する大学

地域連携推進センターを設置し、自治体や地域の企業・団体と積極的に交流する仕組みを構築している。正課と正課外活動で学生と地域住民が交流する地域連携活動を展開し、自治体との協力体制も築いている。地域連携推進センター会議には自治体からも定期的にご出席いただき、地域のニーズにあわせた社会連携・社会貢献を推進している。

具体的な取組として、公開講座・京都光華まちづくり講座・教養講座・文化講座など、多様な形態の講座を開講し、本学教員の教育研究成果を社会へ還元している。また、環境教育活動として、2010年から「KOKA エコアワード」の作品募集を毎年開催し、環境配慮意識の啓発を、大学および各併設校（光華幼稚園、光華小学校、京都光華中学校および高等学校）にも行っている。こうした取り組みの蓄積から、環境教育推進について京都市長から過去に2度の感謝状が授与されている。さらに、学生による地域連携活動として、京都市より「2020年度学まち連携大学促進事業」の採択を受けて、本学の正課科目「産官学連携プロジェクト」などで地域連携活動を展開している。

・健康創造キャンパス構想

本学を設置する学校法人光華女子学園では、学園創立90周年（2030年）に向けて策定した光華女子学園の中・長期計画である光華ビジョン2030（光華女子学園これからの10年基本構想）において、本学が立地する京都市右京区をベースに「健康創造キャンパス構想」を進行中である。本学でもっとも学生数が多い健康科学部の基幹研究や専門職との連携を考え、大学構内に光華もの忘れ・フレイルクリニック（認知症予防、フレイル予防クリニック）を開設し、地域の課題解決を通して社会連携・社会貢献を実現していく。

3. 問題点

現状で問題はない。

4. 全体のまとめ

・現状の説明で記述したように、本学では10年ごとに中・長期計画を策定し、毎年基本構想の再確認を行っている。また、大学の理念・目的にあわせて、各センター・研究所を設置し、各部署が責任をもって「大学の教育研究成果を社会に還元する役割」を果たしている。各センター・研究所は規定を定め、全学に周知し、委員会形式で活動の計画、点検・

評価を実施している。

・各センター・研究所の基本方針や活動実績は、年度報告書にまとめ、ホームページなどで学内外に発信している。このことから、社会連携・社会貢献については、適切に方針を設定し、取り組みを実施することで社会に還元し、定期的な委員会での議論を通して結果をもとに改善・向上を図っているといえる。また、宗教教育の実践という観点からは、本学の建学の精神である仏教のこころを身につけ、慈愛のこころに満ちた「いのち輝く女性」の育成に確実に寄与し、地域に送り出すことが、最優先の社会連携・社会貢献につながっていくと考えている。

・京都市右京区をはじめとした自治体や組織・団体との協定や覚書を締結し、連携の継続と実施に取り組み、確実に社会連携・社会貢献を充実させている。常に社会のニーズを把握し、2016年に女性キャリア開発研究センターを開設、2019年にはリカレント教育を地域社会に向けて開放した。

・コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、地域との接触が困難になり、公開講座などの実施も制限され、図書館の社会人利用が激減した。このような状況下においても、公開講座やリカレント教育のオンライン化を進め、社会連携・社会貢献を継続できたことは評価できる。本学の学術機関リポジトリによって、本学教員の研究成果や真宗文化研究所の年報・講座などの資料を社会に発信しているが、今後も大学の知的財産の発信に関わる機関として、オープンアクセスをさらに推進させていく。

第 10 章 1 節 大学運営

(1) 大学の理念・目的大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画などを実現するための大学運営に関する方針の明示
 評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の母体である光華女子学園は、その教育理念・目的の実現に向け、2019 年度に「光華ビジョン 2030」（2020～2030 年度）を理事会において策定し、「光華女子学園のこれからの 10 年基本構想」として、仏教精神による女子教育を具現化すべく、中・長期的計画を定めている（資料 1-7【ウェブ】）。この基本構想に沿って、当該年度における経営方針を理事会において策定し、さらにはその中で重点実施項目として、各設置校園に対して具体的施策を示している（資料 10-1-1）。これを受けて、大学・大学院・専攻科においては、学長が大学運営方針として具体的な取り組みを明確にし、各学部学科・専攻科・研究科における教学組織の改革、教育改革の推進、組織の活性化などを推進している（資料 10-1-2）。その内容については、毎年度の事業計画に織込み、事業計画書としてホームページなどで社会に広く公開している。また、理事長が設置校園の全教職員に対して、事業計画に基づく当該年度の経営方針を説明し、続いて学長・各校園長からも設置校における運営方針の説明がなされ、さらには学園マイポータルサイトに資料を掲載し、全教職員への周知・徹底を図っている。

教学組織の運営においては、大学運営会議ならびに全学教授会が設置され、意思決定プロセスとして機能している。このうち、大学運営会議は、経営・教学・事務局のいずれもが関連する大学運営の事項を審議・議決している。学長が議長となり、審議事項を含め、大学運営に関しての責任と権限を有し統括している。コロナ禍の授業における対策や学内外での感染予防の周知徹底、オンライン授業を活用した授業運用など、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する方針についても、本会議において最終的な審議・決定がなされた。

法人組織における意思決定は、寄付行為第 13 条第 2 項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」、第 3 項「理事長は、随時理事会を招集し、その議長となる」に基づき、学校法人の重要な事項を審議する理事会を招集している。理事会は毎年 3 月、5 月、9 月、12 月の 4 回開催し、主に当初予算や補正予算、決算、5 カ年事業計画予算、毎年の事業報告・事業計画について審議している（資料 1-10【ウェブ】、10-1-3）。それ以外の月には、毎月 1 回の開催を原則とする常任理事会を設け、日常の法人運営案件について細大漏らさず審議あるいは報告をし、理事長、学長をはじめ学内理事と常任理事および監事による意思決定が行なわれている（資料 10-1-4）。

事務組織における意思決定は、各事務部署の長を構成員とする経営企画会議が機能し、常任理事会の事前審議機関として、常任理事会に付議・報告する事項を審議している。

上記のとおり、意思決定のプロセスを明確にするとともに、教学組織（大学・専攻科・大学院）と法人組織（理事会など）の権限と責任については、以下のとおり学内体制を整えている。

理事会は、法人の一切の業務執行についての権限を有する最終意思決定機関であり、大学運営会議は教学に関する運営の重要事項を審議し、責任ある執行を行う機関である。全学的な教学事項の決定に際しては、理事会は、教学の意向を尊重して決定している。一方、理事会の決定事項については、学長が大学運営会議などの教学組織への報告や、意見聴取を適宜行うなど、理事会と教学組織の機能の分担を明確にしつつ、連携協力を図っている。審議内容によって教学組織と理事会の分担を行なうことにより、教学組織と理事会の相互の独立性を保っている。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示するとともに、大学運営に関する方針の全教職員への周知を図っていると判断できる。

(2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行などの整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会など）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

・学長および役職者の選任および大学運営会議・全学教授会の設置

本学では、「大学運営に関する方針」に基づき、以下の体制で学長および役職者の選任方法と権限を明示し、大学運営を行っている。

学長は「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学長選出規程」に基づき、選出されている（資料 10-1-5）。学長を補佐する副学長は「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部副学長規程」に則り、任命されている（資料 10-1-6）。また、各学部長は「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学部長候補者選出規程」に則り、任命されている（資料 10-1-7）。大学院研究科長は、「京都光華女子大学大学院研究科長規程」に則り、任命されている（資料 10-1-8）。専攻科長は「京都光華女子大学助産学専攻科規則」に則り、任命されている（資料 10-1-9）。教務部長、学生部長および図書館長については、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部部館長規程」に則り、任命されている（資料 10-1-10）。真宗文化研究所長は「真宗文化研究所規程」、女性キャリア開発研究センター長は「女性キャリア開発研究センター規程」に則り、それぞれ任命されている（資料 9-2、9-6）。

全ての学内規則、規程は学園マイポータルサイトに掲載し、常時閲覧できる状態にあり、

制定または改正などがあった場合にはリアルタイムに反映している。また、法人および教学組織、事務組織ともに、関連法令・学内規程に基づいて日常業務を行っており、関係法令の制定・改正があった場合は学内規程の制定および改正を行い、運営と規程の間に齟齬が生じないように調整を図りながら、関連法令および諸規程の遵守に努めている。

学長の権限と責任は、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部大学運営会議規程」により、「学長が京都光華女子大学および京都光華女子大学短期大学部の運営の基本となる事項を審議し責任ある執行を行うため大学運営会議を設置する」と規定している。

大学運営会議は、学長、副学長、研究科長、専攻科長、大学の各部長、各学科長、教務部長、学生部長を構成員とし、教職協働の必要性和教学マネジメントの強化から、職員（入学・広報センター長、事務局長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長）も構成員としており、教学組織と事務組織の連携により全学的視点で、様々な課題を速やかに解決することを目的とし、企画、立案、審議といった大学運営の重要な役割を担っている（資料 4-16）。

また、理事長および学園長は、必要に応じて大学運営会議に出席して議事に参加することとしており、学長とともに法人組織（理事会）としての調整機能も果たしている。

「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部全学教授会規程」第1条により、円滑な管理運営を行うため、「京都光華女子大学学則」第44条に基づき、全学教授会を設置している。全学教授会の構成員は、学長および副学長ならびに全学の専任の教授・准教授・講師・助教となっている。全学教授会では、大学運営会議の審議結果、学長からの指示および報告事項を報告することに加えて、学長などの求めに応じて教育研究に関する重要事項について審議および構成員からの意見聴取を行うことを基本的な議事としている（資料 1-1【ウェブ】、10-1-11）。

・学生、教職員からの意見への対応

学生に対しては、年1回卒業生満足度調査を実施し、教育内容や大学生活、教育施設設備など大学生活全般に関する意見を聴取し、その内容を集約し、関係部署、組織にフィードバックし、改善が必要と判断するものについては、速やかに対応している。また、学生支援組織として「きずなスタッフ」を構成し、定期的にミーティングを行い、支援や配慮を要する学生の情報を共有し、適正なフォローを行う体制を構築している。

教職員に対しては、学長戦略推進部、学園運営部、人事部が中心となって意見聴取を行い、教育研究制度の整備、教育研究施設設備の整備、人事制度の整備に反映させている。

学生、教職員にかかるハラスメント防止に関する体制としては、人権啓発センター、保健室、学生相談室が窓口となり、学生、教職員の1人1人が心理的、身体的に安全かつ快適な環境で勉学に研究に専念し、充実した大学生活または就業を行うことができる環境を整備している（資料 10-1-12【ウェブ】）。

・危機管理対策の実施

「光華女子学園消防計画」により、学園運営部長を統括管理者とする自衛消防隊の組織をはじめ、法定点検、建物などの自主点検、火災・震災などの災害発生時の対応などを定めている（資料 10-1-13）。また、毎年、全職員参加の「防災訓練」を実施しており、緊急

事態発生時に向けての対策を行っている。

海外（留学や海外研修中など）における学生・教職員の危機管理に関しては、「国際交流に伴う危機管理対応マニュアル」および「海外留学・海外研修緊急重大事故対応（ハンドブック）」を整備しており、海外での自然災害や事故などにも備えている（資料 10-1-14、10-1-15）。

危機管理への対応策の一環として、2015 年度より「防災備蓄品」の整備を開始した。本学園在籍者の約 15%の人数×3 日分を目安に、食料品や飲料水などを 5 年サイクルで毎年 100 名分の備蓄を行っている（資料 10-1-16）。また、災害や緊急事態に備えて、ブランケットや汚物圧縮保管袋、衛生用品、ラジオ、ライトなども準備している。なお、本学第一体育館は、地域の一般住民の指定避難所に指定されており、地域防災にも貢献している。

学生の防災に対する意識の向上や災害・緊急事態が発生した際に、落ち着いて行動がとれるよう「緊急・災害時対応ハンドブック」を作成している。ハンドブックには、災害に対する日頃の備えや、災害情報入手方法、地震・火災・水害などの発生時の対応、学内および周辺の避難場所、学内の AED 設置場所および AED の使い方などを記載している。これは、入学者全員へ配布し、さらに、学内各所への設置、光華 navi にも掲載し、WEB からいつでも確認できるようにしている（資料 10-1-17）。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策として、「新型コロナウイルス感染拡大に対する行動指針」（資料 10-1-18）を作成し、感染状況に応じた行動指針についても整備している。

その他、情報の保護・取り扱いについても、「個人情報の保護に関する規程」、「学校法人光華女子学園特定個人情報取扱規程」、「個人情報保護本部委員会規程」、「個人情報保護委員会規程」、「学園情報セキュリティポリシー」などの諸規程に基づき、適正に取り扱っている（資料 10-1-19～10-1-23）。

（3）予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制など
- ・予算執行に伴う効果を分析し、検証する仕組みの設定

本学では、2020 年度に「光華ビジョン 2020」の最終年度を迎えるにあたり、その後の 10 年を見据えた「光華ビジョン 2030」を 2019 年度に策定した。その実現に向け、前半 5 カ年の中期計画「The Road to 2030 -ACT1」を策定し、計画的に学園改革と財政健全化の実現を目指している（資料 2-31【ウェブ】）。

予算編成にあたっては、学生・生徒・児童・園児の募集計画に沿った学生生徒など納付金や経常費など補助金、人事計画による人員配置の適正化、人件費の抑制、経常経費のコストダウンなどの改善策、成長戦略に応じた大規模投資計画の組入れなどにより収支見込みを算出している。なお、経常経費は、各所属、各学科にヒアリングを実施し、安定した教育研究が遂行できるよう予算配分している。

各所属の予算計上案件の実施にあたっては、1 件 50 万円未満は企画財務部長の承認、50

万円以上 100 万円未満は学園事務局長の承認、100 万円以上は理事長の承認を得ることとしている。承認にあたり、コスト意識を高めるため、相見積もりなどの徹底により、一層の経費削減に努めている。また、50 万円以上の予算計上案件の執行、支払いが複数年度に渡る案件、予算未計上の案件、予算超過の案件、新たに取り組む事業・計画などに関する案件については、「決裁願」「企画書」により、目的・必要性・期待効果などを明記した手続きとし、必要性の是非を検討し、最終承認者の承認を得ることとしている（資料 10-1-24～10-1-26）。特に、教学重点予算（特定予算）は、学長のリーダーシップが発揮できるよう重点事業ごとに予算を配分し、管理・執行することとし、大学運営会議にて審議・承認を得ることとしている。

(4) 法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学運営に必要な事務組織については、「学校法人光華女子学園事務組織規程」により、組織と職制および事務分掌が定められており、これに基づいた人員配置を行っている（資料 10-1-27、10-1-28）。学長戦略推進部および EM・IR 部では、学長のリーダーシップの発揮、将来戦略の策定・実施および教育研究活動（IR 含む）における支援部署としての役割を果たしている。

事務職員の採用については、毎年、事務職員要員計画を策定し、経営企画会議での審議・決定に基づき、採用活動を行っている。なお、職員の採用については、その要件を就業規則に定めている（資料 6-3）。また、事務局組織を適切に機能させるべく、職員人事評価制度を整備しており、業績評価に基づき、適正な人事考課を行い、管理職への昇格人事を行っている（資料 10-1-29）。なお、昇格人事に関して、2021 年度においては、学園事務局長補佐 1 名、部長 1 名、マネージャー 4 名の昇格人事を行った。職員人事評価制度の他に、職員に年 1 回、「自己申告書」の提出を義務付け、職員 1 人 1 人の担当業務や業務負荷、キャリアビジョンを把握し、適宜フォロー面談を実施し、人事異動計画策定や事務局組織活性化に向けた環境整備を行っている（資料 10-1-30）。

業務内容の多様化、専門化に対応するべく、適宜、複数部署員で構成される WG やプロジェクトチームを立ち上げ、横断的かつ柔軟な組織体制を整備している。

大学運営に関わる主要な会議（大学運営会議、全学教授会、校園長会）や教学・学生生活の運営に係る主要な会議（教務委員会、研究科委員会、学生生活委員会）は、教員と事務職員で構成しており、教職協働による運営体制を構築している。

以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設置し、適切に機能しているといえる。

(5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

学校法人光華女子学園 SD 規程により、光華女子学園職員としての能力、資質などを向上させるとともに、職務の遂行に必要な知識、技能などの修得することを目的とし、学内外問わず、戦略的に研修などを実施している（資料 10-1-31）。具体的には、建学の精神や教育方針の理解と具現化に向けた取り組み、また、高等教育機関としての役割を果たし、地域のプラットホーム校として認知される総合学園となるべく、様々な教育改革の推進や教育効果の発信を積極的に実践していくことが重要であると考えている。また、充実した教育研究の環境整備や健全な大学運営が実現できるよう、教職協働を推進しながら、事務局の組織体制を強化していくことが必要であると認識している。それらを推進していくためには「学習する組織」を目指し、職員 1 人 1 人のスキルアップや能力開発に向けた成長戦略を立て、教育研究体制の質の向上や教育環境の充実とともに、経営・運営基盤の強化を図るべく、組織的かつ戦略的に SD 研修などを実施している。また、資質・能力別 SD 体系に基づき、毎年、全職員が参加する研修を実施している（資料 10-1-32）。なお、2021 年度に実施した主な研修は以下のとおりである。

・ 新規採用事務職員研修（資料 10-1-33）

〈研修内容〉

学校教育の一端を担う事務職員としての基礎知識と光華女子学園の職員として必要不可欠な知識や心構えの習得を目指す。各部署の業務内容やミッションなどを理解し、光華女子学園という組織を理解する。また本学の方針、取り巻く環境、本学が抱える課題についてしっかりと認識し、今後の方向性を共有するとともに、課題解決に向けて自ら何ができるのかを考える機会とする。職員が自らの体験や経験を通して感じた光華の風土・文化について語り、魅力を伝える。新規採用者は先輩方の話を聞くことにより、光華女子学園の存在価値を認識する。理事長・局長より本学が求める職員像・期待することについて講義を行い、光華ビジョンの実践者としての認識を深める。

〈対象者〉

当年度新規採用事務職員（一部、前年度期中採用者含む）：

12 名中 12 名参加（参加率：100%）

〈実施体制〉

学内研修／事務局の各部署の職員が講師となり、対面またはオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉

21 回（8 月～10 月）

・ 夏季職員全体研修（資料 10-1-34）

〈研修内容〉

学園創立 80 周年を迎えた今、あらためて、建学の精神の具現化と、経営方針の実現に向け、業務遂行力や組織間の連携力（オーガニゼーションミラー）、学校経営の推進に必要な

リーダーシップを発揮するための知識習得や意識の醸成を図る研修を実施する。また、ハラスメントに関する研修を実施し、組織のコンプライアンスやガバナンス強化を図る。

〈対象者〉

専任事務職員：82名中71名参加（参加率：87％）

〈実施体制〉

学内研修／学内教職員または外部講師により、対面またはオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉

年1回（8月に実施）

・ 管理職研修（資料 10-1-34）

〈研修内容〉

前述の夏季職員全体研修での学びを踏まえ、学園運営、部下育成、教育改革、法令の理解など、管理職の立場として必要不可欠な知識や判断基準、あり方についての見識を深める。

経営的視点の醸成や部下の育成に向けたモチベーションの維持向上、組織力向上につなげるための評価者研修（部下指導力含む）や、ダイバーシティマネジメントに必要な知識や手法の習得、職員1人1人の多様性への向き合い方などについて学ぶ研修を実施する。

〈対象者〉

専任事務職員（管理職のみ）：23名中20名参加（参加率：87％）

〈実施体制〉

学内研修／学内教職員または外部講師により、対面またはオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉

年1回（8月に実施）

・ 本山研修（資料 10-1-35）

〈研修内容〉

真宗大谷派学校連合会に加盟する学校の教職員として、仏教精神や浄土真宗の教えを学ぶことで、建学の精神の具現化を担う人材となることを目指す。全国各地から参加した私学の教職員と意見交換や討議を重ねることで、自校だけではなく、他私学の経営理念や特色を学び、自己研鑽や普段の業務に活かす。

〈対象者〉

専任事務職員：2名中2名参加（参加率：100％）

〈実施体制〉

学外研修／東本願寺（本山）、対面またはオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉

年2回程度（2021年度は新型コロナウイルスの影響により1回実施）

・ 大学SDフォーラム研修（資料 10-1-36）

〈研修内容〉

学校経営や業務遂行に不可欠な事務能力やマインド、知識について、スキル別、専門分

野別、役職別に実施される研修に参加し、個々の能力開発と組織力向上を図る。

プログラム例：IRの基本実践、大学の経営研究戦略、会計上の戦略的活用、デザイン思考、女性リーダーのためのワークショップ、ロジカル・シンキング、大学入試の獲得戦略など

〈対象者〉

専任事務職員：86名中45名参加（参加率：52%）

〈実施体制〉

学外研修／日本能率協会が主催する研修に参加、対面またはオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉

年26回（7月～12月に実施）

・京都大学私学経営アカデミー（資料 10-1-37）

〈研修内容〉

文部科学省認定（BPプログラム）の職業実践力育成プログラムであり、私学経営の実践者として必要な、幅広い知識や技能を体系的に学び、実践的な私学経営スキルを身に着ける研修である

〈対象者〉

専任事務職員：2名中2名参加（参加率：100%）

〈実施体制〉

京都大学主催で実施。対面またはオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉

22日／120時間分（4月～12月）

（6）大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

理事会ならびに常任理事会では、構成員である学長、事務局長から大学の動向、将来構想、志願者・入学者の推移や見通し、卒業生の就職状況、資格取得状況、退学・休学状況、他の大学の動向などの報告が適宜行われている。これらの報告に基づき、学外の理事からは社会から見た本学の評価、社会の動向、本学のあるべき姿など、幅広い意見が出され、情報交換が活発に行われており、大学の発展のための方策の検討に役立てている。今後も、現在の入試状況を鑑み、新たな将来構想計画を具体的に進めるとともに、各学科の国家試験合格率の状況、取り組み施策などを理事会に適宜報告していく。

本学はガバナンスコードに基づいた運用がなされており、各学科の教育と研究の目的、中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて明示し、実施している（資料 10-1-38【ウェブ】）

本学は京都光華女子大学学則第2条において、「前条の目的および社会的使命を達成す

るため、本学における教育研究活動などの状況について自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上を図るものとする」と規定しており、自己点検評価委員会を置き、自己点検評価委員会規程に則り、自己点検評価（授業アンケート、教員評価など）の項目の設定に関する事項、自己点検評価の方式に関する事項、自己点検評価の報告書の作成に関する事項、および自己点検評価結果の活用方法に関する事項について審議・議決している。自己点検評価委員会の構成員は、学長、副学長、研究科長、各学部長、学園事務局長、EM・IR部長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長とし、定期的に開催し、本学における教育研究活動の状況全般を改善していく体制をとっている（資料2-2）。また、大学運営方針にて、光華一貫教育の創造や経営基盤強化の進捗を校園長会で点検評価しており、その結果を年度末に開催する経営方針伝達式で教職員に共有している（資料1-7【ウェブ】、10-1-1）。

学園の各部門の業務活動が経営方針および各校園の運営方針に掲げられた目標の達成や業務品質の維持・改善のために、適正かつ効率的に実施されているか、法規やルールなどに従い適切に実施されているか、PDCAサイクルがしっかり行われているかの観点から毎年度、内部監査を実施している。また、監査対象部門において、業務活動に係るリスク発生の可能性と影響度についての分析を行い、その重要度に応じてリスクが十分に低減されるように対策が講じられているか、リスクマネジメントのプロセスの有効性を評価している。直近の具体的な監査は次のとおりである。

- ・2019年度：2018年度科学研究費補助金に係る業務（大学・短大）への執行の適正性ほか
- ・2020年度：2019年度科学研究費補助金に係る業務（大学・短大）への執行の適正性ほか
- ・大学教育再生加速プログラム（大学・短大）（2014年度～2019年度）への補助対象経費としての適正性ほか

監査方法としては、いずれも書面調査、ヒアリング調査を実施し、監査講評会を行い、当該担当部署へフィードバックを行っている。2021年度においても、科学研究費補助金および大学などにおける遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保に係る補助金（遠隔授業活用推進事業補助金）を対象とし、監査を実施する予定である。今後も、大学運営に資する適切なコンプライアンス体制の維持に努め、改善を促すリスクマネジメント体制を確立していく。

2. 長所・特色

・大学の理念を実現するために中・長期計画「光華ビジョン2030」を策定し、中期計画ACT-1は、光華ビジョン2030を実現するための最初の5年間における事業計画であり、その計画のための予算も明示している。計画実施にあたっては、PDCAサイクルを活用し、実施のタイミングでブラッシュアップを行い、目標達成に向けた取り組みを推進している。

・本学では副学長を3名（入学・広報担当、教育担当、研究担当）配置し、学長のシンクタンク機能およびリーダーシップをより強固にするための体制を設置している。また、2021

年度より、学長の補佐役として、学長特別補佐3名を新たに配置し、それぞれの役割（外部資金担当、プロジェクト担当、高大連携担当、光華メソッド開発担当）を担って学長とともに改革を進めている。

・多様化、専門化する課題に対応するため、図書館、情報システム部、ICT教員、要支援学生への支援業務、キャリア支援などの業務には、当該分野の専門知識を有する職員を配置し、専門的知識を生かして業務を進めている。ICT教員においては、コロナ禍において、オンライン授業対策、マニュアルづくりや研修の実施、2021年度入学生から導入したパソコン必携化や教科書の電子化にも寄与したことは評価できる。

3. 問題点

本学の危機管理に関して、消防計画や海外での危機管理対応マニュアル、防災備蓄品、学生向けのハンドブックなど、さまざまな対策をおこなっているが、その基となる規定や要項が整備されていないため、早期に整備が必要である。

また、多様化、専門化する課題に対応するための事務職員の養成を進めているが、専門性を活かすことのできる人員配置となるよう検討を今後も進めていく。

4. 全体のまとめ

本学では、中・長期的な光華女子学園の運営方針および、その方針を受けた大学の運営方針が明示されており、策定プロセスを統制し、学内周知が徹底されている。加えて、適切に大学運営を行うため、学長をはじめとする所要の職を置き、学長、役職者の選任方法、権限などを規程により明確に定めている。また、大学運営会議および全学教授会などを置き、その役割を規程により明確にしておき、有効に機能しているといえる。

学生に対しては、卒業生満足度調査を実施し、その調査内容をもとに、教育内容や大学生活、教育施設設備など大学生活全般に関する意見を聴取・集約し、改善策を検討している。

事務組織については、必要な部署および専任事務職員が適切に配置され、専門性や資質向上のための教職員SDの取組が行われている。

予算編成および予算執行についても、適切に行われており、学生・生徒・児童・園児募集計画に沿った学生生徒など納付金や経常費補助金、人事計画による人員の配置の適正化、人件費の抑制など、継続して実行していくこととする。

今後も、長所として挙げた学長のリーダーシップのもとで、大学運営に関する方針に基づき、全学的な課題を大学運営会議が迅速かつ効率的な意思決定のもと解決することとし、引き続き「光華ビジョン2030」を推進し、大学の目標の実現を図る。さらに、その際には内部質保証より、PDCAを確実に行之、実施していくこととする。

第10章2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画などに則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定

学園の教育研究を維持・継続するためには、その予算の範囲内で諸活動を実施することが必要であり、そのためには、学園の諸活動の具体的な計画を予算化し、予算の持つ機能を介して適正な管理運営が行わなければならない。したがって、学園の目標実現のため最大の効果が発揮できるよう事業計画が選択され、資金の配分が行われることが予算管理として期待される。

本学では、15年以上にわたって中期展望に基づく5か年の事業計画を策定することにより、計画に沿った学園改革と財政の健全化の実現を目指し、教育研究計画とそれに対する財政計画として、5か年の事業計画を策定している。編成にあたっては、人事計画による人員の適正化、人件費の抑制、経常経費のコストダウンなどの改善策を織り込み、収支の安定を目指すこととなっている。現在は、2030年の学園の在り姿としての光華ビジョン2030とその実現に向けた中期計画（The Road to 2030-ACT1）を策定している。ACT1は、各校園が光華ビジョン2030の実現に向け2020年から2024年までの5年間に取り組む課題および予算計画をまとめたもので、この計画に基づき予算編成を行うとともに、より具体的な実施計画を策定している。5か年の財務計画策定後は、単年度実績との差異を検証することにより、経過管理を行っている。

中期計画に沿った、単年度の事業計画および予算編成にあたっては、まず在籍者目標、教育事業の方向性、大規模施設設備または改修計画・査定の基準、支出の考え方などのガイドラインをもとに編成方針を策定し、経営企画会議および校園長会での承認を得て、11月初旬に各部署に「予算要求調書」作成の指示を行う。各部署で提出された上記「予算要求調書」と各部署で策定された事業計画をもとに、12月から翌年1月上旬において、企画財務部が、各部署へヒアリングを実施し、さらに個々の事業計画に伴う予算を見極める。

事業計画は、「特定事業」と「経常経費」に分けて提出することになっており、特に「特定事業」という区分では、特色ある教育事業（教育の質の向上）が各学科から提案されることとなる。多岐にわたる事業計画の中から教育効果が見込まれる事業計画に対し、予算を重点的に配分する。こうした予算の原資として前述の「経常経費」については、毎年個別事案を精査し、見直す方針を立てている。

(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画などを実現するために必要な財務基盤、予算配分

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金の獲得状況、資産運用など

本学園全体の貸借対照表関係比率（2018年度～2020年度）は下表のとおりである。固定資産構成比率は86.4%～88.1%で推移し、数値が低い方が望ましいとされる全国平均の85.6%を少し上回る。流動資産構成比率は高い方が望ましいとされるが、11.9%～13.4%で推移し、全国平均の14.4%を下回る。

一方、学校法人の資金の調達源泉を分析するうえで最も概括的な重要指標である純資産構成比率では、85.0%～86.5%で全国平均88.2%をやや下回っているが、高い水準を維持しており、財政的には安定している。

また、資金流動性すなわち短期的な支払能力を判断する重要指標の1つある流動比率をみると、2020年度は全国平均の260.2%を下回る156.1%を示している。しかし、2021年度完成予定の小学校・中学校新棟建設に伴う短期借入金が発生しているものであり、2019年度220.3%の水準を考えれば、資金繰りに問題はない。

さらに、負債の割合の適切性をみる総負債比率は全国平均11.8%に対して2020年度15.0%とやや高い水準ではあるが、依然として健全な財政状況を維持している。基本金比率は全国平均97.7%に対し、2020年度99.4%と上回っており、上限100%に近い水準である。

事業活動収支計算書関係比率では、学校における最大の支出要素である人件費比率でみると、改善傾向にあるものの、目標とする60%未満を上回っており、全国平均54.4%とは大きな開きがある。事業活動収支差額比率では、2018年度に10年ぶりにプラス（事業活動収支差額黒字）に転じたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う経済支援や対策措置による支出増があり、1.2%のマイナスとなった。安定した財政基盤の確立の観点から、今後も事業活動収支差額の黒字化と資金収支の均衡に取り組んでいく。

法人全体 貸借対照表関係比率

(単位：%)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度 全国平均
固定資産構成比率	88.1	86.4	86.6	85.6
流動資産構成比率	11.9	13.6	13.4	14.4
純資産構成比率	85.8	86.5	85.0	88.2
流動比率	194.0	220.3	156.1	260.2
総負債比率	14.2	13.5	15.0	11.8
基本金比率	97.9	98.4	99.4	97.7

法人全体 事業活動収支計算書類関係比率

(単位：％)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度 全国平均
人件費比率	63.3	61.4	60.6	54.4
事業活動収支差額比率	0.6	1.7	-1.2	3.6

外部資金の獲得として、学長が大学運営会議や全学教授会において、教員の研究力向上に向けた取組みを督励している。研究力強化の観点から文部科学省科学研究費助成事業についての採択に向けて、研究アドバイザーによる研究会の開催や、申請を行った教員への個人研究費増額、スタートアップ資金に位置づけられる「特別研究費」などを整え、補助金獲得のための研究支援を積極的に実施している。

また、その他の研究助成制度の教員への周知や、外部資金獲得のためのワーキンググループを設置するなど、学長のリーダーシップのもと補助金申請に係る意識付けも行っている。科学研究費助成事業の申請件数、採択率は徐々にではあるが増加傾向にある。

なお、私立大学等改革総合支援事業については、全学的に獲得に向けた取り組みを実施し、2015 年以降、タイプ 1(教育の質的転換)については毎年採択されている(資料 4-30)。

2. 長所・特色

現行の予算制度においては、認可された予算範囲であれば各所属に一定の裁量権が与えられている。これは外部環境などの変化に柔軟に対応し、スピーディな予算執行を可能とする。

一方、予算超過や認可外予算の申請（決裁願）に対しては、10 章 1 節で述べたとおり、「決裁願」「企画書」による厳格な審査を行っており、各所属の経費予算の執行は厳格に管理されている。新規取り組みの事業計画にあたっては、スクラップ＆ビルドの考えを継承し、既存事業を見直すことにより、財源を捻出することを目指している。

単年度予算は毎年 3 月に理事会で承認されるが、その後入学生が確定することにより、納付金収入・経常費補助金の変動する。そこで本学では、毎年 9 月に補正予算を策定し、収入に見合った支出の見直しを行っている。

3. 問題点

厳格な予算査定の結果、審査に時間を要し予算執行が遅れることがある。また、急ぎの案件については事後承認をせざるを得ないこともある。各所属の用意周到な計画・準備により、適切な予算執行を実現できるように努めたい。

さらに、予算が確定する 3 月以前の時点で、次年度予算の前倒し認可が必要な案件については、案件内容詳細を確認し、適切な評価を下せるよう予算管理の精度向上に努めている。

学園全体として、各校園別の事業活動収支の改善、大学においては各学科における恒常的な黒字化が課題となっている。

前述の事業活動収支計算書類関係比率の人件費比率で示したとおり、人件費比率は高い水準であり、今後は学生・生徒数に見合った、人件費の適正化が必要である。また、外部資金のための研究支援についても工夫をしているが、外部資金については大きな成果が出ているとは言えない。外部資金の獲得については、学長が補助金申請を督励したことにより、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」や「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」への申請採択につながった。今後も継続的な支援制度の整備などにより、競争的外部資金の獲得向上を図っていく。

4. 全体のまとめ

本学では、適切な予算措置ならびに予算執行がなされているかを検証する体制として、会計監査をはじめ、業務監査、財産監査などにより内部統制のシステムを確立している。学校法人の業務が法令および諸規定などに準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、助言および提案を行うことができるよう監査部を設置している。

監査部（業務・財産監査室）では、経営方針、業務計画どおりに業務・予算が適正・妥当に執行されているかを監査している。業務執行状況を把握し、教育研究の充実に向けた予算配分や、費用対効果についても助言および提案を行い、経営の効率化および業務の活性化に有効な役割を担うこととなっている。

また、年に2回、公認会計士、監事、監査部の三者による「三様監査連絡会」を開催し、予算・決算業務に関する課題や問題点を共有し、改善策を検討している。

2020年度よりスタートした中期計画（The Road to 2030-ACT1）の実現に向けて、現在は大学・短期大学部・大学院の将来構想を検討している。人と暮らしと環境を創造する女子大学を目指し、新たな展望を事業計画に反映させる。

終 章

光華女子学園は、東本願寺、故大谷智子裏方の「仏教精神に基づく女子教育の場の実現」というご発願を受けて 1940 年に開学された。大学は 1964 年に日本文学科、英米文学科の 2 学科が開設されて以来、80 年以上もの間、校訓「真実心」に込められた願いを実現するために、仏教精神である智慧と慈悲によって、向上心、潤いの心、感謝の心という「光華の心」をもつ女性の育成に努めてきた。加えて、社会の要請に応えるために不断の努力を惜しまず、学部・学科の開設・改組を行ってきた。2021 年現在、大学は 3 学部 6 学科、1 専攻科、大学院 2 研究科を有するまでに発展した。さらに、2022 年度には健康科学部・キャリア形成学部・こども教育学部の 3 学部による学部等連係課程、「人間健康学群」が開設される。

1. 点検・評価の総括

大学の外部評価は、大学基準協会による認証評価を 2008 年度、2015 年度に受け、適合との評価を受けた。しかし、提言・勧告された事項については真摯に受け止め、それ以降も全学のおよび各学部・学科・研究科で改善・向上に努めてきた。そして、今回、第 3 期認証評価を迎えるにあたり、内部質保証システムの構築、恒常的・継続的な実効性を重視して、学長の指示の下、大学運営会議、自己点検評価委員会が連携し、全学的な体制をもって点検・評価を行った。本報告書では、規準（章）ごとに現状の説明、長所・短所や問題点を列挙しており、そのいずれについても、全学のおよび各学部・学科・専攻科・研究科において、改善・向上に向けた取組みを進めていくことにしている。

また、2022 年度の認証評価では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策についても報告が求められており、規準 2・4・5・7・8 の内容には、従来の取組みと、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延後のオンライン授業などへの取組みを含めるとともに、他の規準においても関連する事項は含めるよう努めた。

規準 2「内部質保証」においては、全学的なシステムは構築され、その方針に沿った実施体制の整備は概ね完了していると考えられる。しかし、現状で点検・評価の実効性、すなわち、点検・評価の結果と、改善・向上の取組みが十分な成果をあげてるとは言い難く、今後も外部評価の定期的な実施を含めて、改善・向上を図っていく必要がある。

規準 4「教育課程・学習成果」においては、2020 年度まで 8 年連続で「私立大学等改革総合支援事業」に採択されており、自己点検・評価と改善・向上を確実に行うことにより質の高い教育を維持していると判断できる。しかし、学位授与方針の適切性について、近年、教育課程の編成に伴って内容の適切性、形式的面での統一性を欠く部分もみられ、全学的な再点検・評価を行う時期にきていると判断される。また、オンライン授業などへの取組みについても、その継続性や適切性を検証していく必要がある。

規準 5「学生の受け入れ」においては、入学定員の充足と適切な定員管理に向けた改善対策を継続し一定の成果がみられたものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延によりオープンキャンパスなどの広報活動が大きく制限を受けた結果、2021 年度の入学人数は目標を達成できなかった。今後も引き続き入学定員の充足に向けた取組みを継続し、

安定的な財務基盤の達成につなげていきたい。

規準6「教員・教員組織」においては、今後も大学教育再生加速プログラム（AP）に採択された「学習・学修マネジメント力を向上させる学修支援体制の構築の取組」で得られた資産を継承・発展させるよう努める。また、教員組織の適切性の点検・評価についても、各教員・教員組織が有する教育力・研究力を適切に評価できるよう、今後、多面的な評価内容の検討を進める。

規準3「教育研究組織」においては、女性キャリア開発研究センターのキャリアサポート、全国的な「女子大学連携ネットワーク」の結成、2021年度文部科学省推進事業に採択されたリカレント教育プログラムの開講は、女子大学としての本学の存在感を高める活動となっている。

規準7「学生支援」においては、本学が掲げる「エンロール・マネジメント」による学生支援を継続するとともに、規準8「教育研究等環境」においては、インターネット環境を含むICT教育環境の整備、BYOD（Bring Your Own Device）の導入など、その環境整備を推進し、改善・向上に努めている。

規準9「社会連携・社会貢献」においては、環境教育活動、地域との連携活動、まちやキャンパスの開所、クリニックの開院などが、地域に開かれた大学として本学の存在感を高める一助となっている。

2. 今後に向けた展望

今回の点検・評価結果を踏まえると、内部質保証の有効性を点検・評価する体制としては全学的なシステムが構築され、方針に沿った実施体制整備は概ね完了しているものの、点検・評価の実効性を十分に発揮させるためには、自己点検・評価の継続と第三者による外部評価は欠かせないとする。また、学生の受け入れについても、引き続き入学定員の充足に向けた教育内容・方法と学生の支援体制の充実に加えて、広報活動の改善を継続して実施し、定員を確保して安定的な財務基盤の達成につなげていく必要がある。

今後の取組みとしては、外部評価の充実策、入学定員の充足と適切な定員管理の取組みを優先的に検討していく。また、上記を含めた全般的な自己点検・評価と改善・向上策の取組みについては、2030年度までの光華女子学園の中・長期計画に則り、大学のアクションプランとも連動させて推進していく。

光華女子学園は、幼稚園から大学院までを有する数少ない学校法人である。大学は、2016年度に女性キャリア開発研究センターを立ち上げ、全国的な女子大学連携ネットワークの結成やリカレント教育プログラムの開講を進め、女子大学としての存在感の向上に貢献している。また、2020年度には富小路まちやキャンパスを開所、2021年度には光華もの忘れ・フレイルクリニックを開院し、今後、教育研究との連動を進め「健康創造キャンパス」構想の実現と、地域に開かれた大学としての存在感を高める活動を推進していく。